

福島市環境基本計画

～みんなで目指す環境都市像～

安心安全で誇りがもてる環境を 守り
未来に向け つなぎ 創出する

“環境共生都市 ふくしま市”

令和3年2月

福島市

はじめに



本市は、西に雄大な吾妻連峰、東になだらかな阿武隈高地に包まれ、まちの中心部には緑豊かな信夫山があり、清流・荒川が流れています。

また、盆地特有の気候と風土を生かした四季折々のくだものや飯坂・土湯・高湯の個性の異なる3つの温泉、「桃源郷」と称される花見山に代表される花の名所など、まさに“実・湧・満・彩”な豊かな自然、そして、その自然からもたらされる多くの恵みは、かけがえのない本市の宝です。

一方で、私たちを取り巻く「環境」は、多くの困難に直面しています。

東日本大震災と、それに伴う原子力災害によって、私たちの生活の基盤である安心安全な環境が大きく揺らぎ、本市の豊かな自然とその恵みが脅かされました。

地球温暖化は、気温上昇や異常気象などの気候変動をもたらし、令和元年東日本台風のような、これまで経験したことのない災害や健康被害が危惧されています。

また、ごみの排出量の増加や自然環境の悪化など、様々な課題を抱えており、これらは環境の側面のみならず、人口減少や経済の停滞、新型コロナウイルス感染症など、社会的・経済的な側面とも複雑に絡み合っています。

新たな「福島市環境基本計画」では、みんなで目指す環境都市像を「安心安全で誇りがもてる環境を 守り 未来に向け つなぎ 創出する 環境共生都市 ふくしま市」と決めました。

これは、私たちを取り巻く様々な「環境」について、その価値を認識し、大きな負荷をかけないよう配慮しながら、保全や活用、変化を加え、よりよいものとして向上させ、あるいは創り出すことによって、環境とともに健全で心地良い生活を営むことができる“環境共生都市”をみんなで目指すものです。

市民・事業者の皆さまとのパートナーシップのもと、「持続可能な開発目標」(SDGs)の考え方も反映させ、環境都市像の実現に向けて、環境施策のより一層の充実に努めてまいります。

終わりに、本計画の策定にあたり、ご尽力を賜りました福島市環境審議会の皆様をはじめ、ご協力いただきました多くの皆様に心からお礼申し上げます。

令和3年2月

福島市長 木幡 浩

目次

第1章 計画の基本的事項	1
第1節 計画の背景と目的	1
1) 計画の背景	1
2) 計画の目的	3
第2節 計画の位置付け	4
第3節 計画の範囲	5
第4節 計画の期間	5
第2章 環境の現状と課題	6
第1節 福島市のすがた	6
1) 位置・地勢	6
2) 地形・地質	7
3) 気候・気象	8
4) 社会特性	10
第2節 気候変動の現状と課題	20
1) 地球温暖化	21
2) 気候変動の影響への適応	24
第3節 資源循環の現状と課題	25
1) ごみの減量化	26
2) 3R（リデュース・リユース・リサイクル）	27
3) 廃棄物の適正処理	28
第4節 自然環境の現状と課題	30
1) 身近な自然（公園・緑化、自然公園など）	31
2) 水辺（河川）	33
3) 森林	34
4) 農地	35
5) 動植物	36
第5節 生活環境の現状と課題	37
1) 水環境	37
2) 大気汚染	41
3) 騒音・振動	43
4) 悪臭	46
5) 土壌汚染	46
6) 有害物質など	47
第6節 原子力災害からの環境再生の現状と課題	49
1) 除去土壌	50
2) 内部被ばく検査	50
3) 空間放射線モニタリング調査	50
4) 農作物・食品等の放射性物質調査	51
第7節 地域づくり・人づくりの現状と課題	53
1) 地域資源	53
2) 環境教育・環境学習	56
3) 環境保全活動	57
第8節 市民・事業者の環境に関する意識	58
1) 本市の環境施策に対する重要度・満足度	58
2) 市民・事業者が望む環境像のイメージ	59

第3章 みんなで目指す環境都市像と施策の体系	60
第1節 みんなで目指す環境都市像	60
第2節 基本方針	61
第3節 施策の体系	63
第4節 各主体の役割	65
第4章 施策の展開	66
第1節 脱炭素社会の実現を目指した気候変動対策	66
1) 地球温暖化対策の推進	66
2) 気候変動の影響への適応策の推進	72
第2節 持続可能な循環型社会の構築	76
1) 資源循環によるごみの減量化の推進	76
2) 廃棄物の安定的・効率的な適正処理	80
第3節 生物の多様性を育む豊かな自然環境との共生	84
1) 自然環境の保全と活用	84
2) 自然とのふれあいの推進	88
3) 動植物の保全と外来種対策の推進	92
第4節 安心安全を支える生活環境の保全	96
1) 水資源の保全	96
2) 大気環境の保全	99
3) その他公害等の未然防止	102
第5節 原子力災害からの環境再生の推進	104
1) 放射線対策の充実	104
2) 原子力災害に関する情報発信	107
第6節 市民・事業者とのパートナーシップによる地域づくり・人づくり	109
1) 良好な地域資源の保全と創出	109
2) 環境の側面からの経済活動の支援	112
3) 快適な都市環境の創出	115
4) 環境教育・環境学習の推進	117
5) 環境保全活動の推進	120
6) パートナーシップによるネットワーク形成の推進	123
第5章 計画の推進	125
第1節 計画の推進体制	125
1) 市民、事業者等との連携による計画の推進	125
2) 環境審議会	125
3) 庁内の推進体制（福島市環境政策推進連絡会議）	125
4) 国や県、関係機関などとの連携・協力体制の強化	126
第2節 計画の進行管理	127
1) 計画の評価・分析	127
2) 評価・分析、結果の報告	127
3) 環境情報の提供	127
4) 計画の見直し	128

第1章 計画の基本的事項

第1章 計画の基本的事項

第1節 計画の背景と目的

1) 計画の背景

本市では、平成10(1998)年6月に「福島市環境基本条例」を制定し、この条例に基づき、平成12(2000)年3月に「福島市環境基本計画」を策定しました。

その後、環境行政を取り巻く状況の変化や多様な環境問題に対応するため、平成23(2011)年3月に第二次となる福島市環境基本計画(計画期間:平成23～令和2(2020)年度)を策定し、「みんなで創り 未来に伝える 人と自然にやさしいまち 福島市」を望ましい環境像として、環境施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

また、平成23年3月11日に発生した東日本大震災による東京電力福島第一原子力発電所事故により、平成25(2013)年4月に計画の一部見直しを行い、新たに空間放射線量や食品等放射能の監視や原子力に依存しない社会づくりに向けた再生可能エネルギー等の導入の推進を図りました。

しかし、計画の一部見直し後7年が経過し、環境に関する取組に一定の進展はみられたものの、私たちを取り巻く情勢は大きく変化しました。

世界では、持続可能な開発目標(SDGs:Sustainable Development Goals)を掲げる「持続可能な開発のための2030アジェンダ」や令和2年以降の地球温暖化対策の国際的な枠組み「パリ協定」が平成27(2015)年に採択され、環境に関する大きな転換点となりました。

SDGsは、誰ひとり取り残さないことを目指し、先進国と途上国が一丸となって達成すべき17の大きな目標と、それらを達成するための具体的な169のターゲットで構成されています。

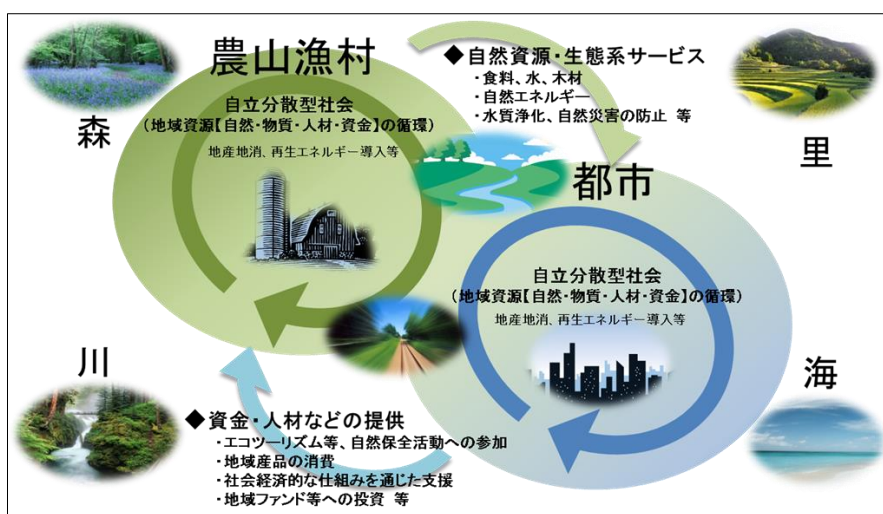
図1-1-1 持続可能な開発目標(SDGs)の17の目標



また、地球温暖化対策の国際的な枠組み「パリ協定」は、世界共通の目標として、世界の平均気温上昇を2度未満にする（さらに、1.5度に抑える努力をする）こと、今世紀後半に温室効果ガスの排出を実質ゼロにすることが打ち出されました。

日本では、平成28（2016）年に「地球温暖化対策計画」、平成30（2018）年に「第五次環境基本計画」や「第四次循環型社会形成計画」が策定され、新たな環境施策の方向性が示されました。「第五次環境基本計画」においては、地域の特性を活かした強みを発揮し、地域資源が循環する自立・分散型の社会を形成しつつ、それぞれの地域の特性に応じて補完し、支え合う「地域循環共生圏」を目指すとされました。

図1-1-2 地域循環共生圏



また、令和元（2019）年に「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」が策定され、最終到達点として「脱炭素社会」¹を掲げ、それを野心的に今世紀後半のできるだけ早期に実現していくことを目指すとされました。

本市では、地球温暖化対策や気候変動の影響に対する適応策、廃棄物の減量化、東日本大震災とそれに伴い引き起こされた原発事故によって放出された放射性物質による環境汚染からの再生など環境に関する様々な課題に加え、東日本大震災からの復興・創生や少子高齢化・人口減少社会への対応、地域活性化、防災・減災、中核市への移行、新型コロナウイルス感染症対策など環境、経済、社会に関わる複合的な課題や市民・事業者のニーズへの対応が必要となりました。

このような国内外の様々な情勢の変化や本市が直面している課題、市民・事業者のニーズを明らかにし、今後の環境政策のあり方を示す新たな福島市環境基本計画を策定するものです。

¹ 今世紀後半に温室効果ガスの人為的な発生源による排出量と吸収源による除去量との間の均衡（世界全体でのカーボンニュートラル）を達成すること。

2) 計画の目的

新たな福島市環境基本計画は、「福島市環境基本条例」の基本理念に基づき、市民、事業者及び市が一体となって環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、本市の豊かな自然を守り、人と自然が共生し、環境への負荷が少ない快適で持続的な発展が可能な都市を目指すことを目的とします。

また、環境の保全及び創造に関する施策の推進にあたり、市民、事業者、市の各主体が互いに連携・協力し、それぞれが担う役割を明示するものです。

福島市環境基本条例の基本理念

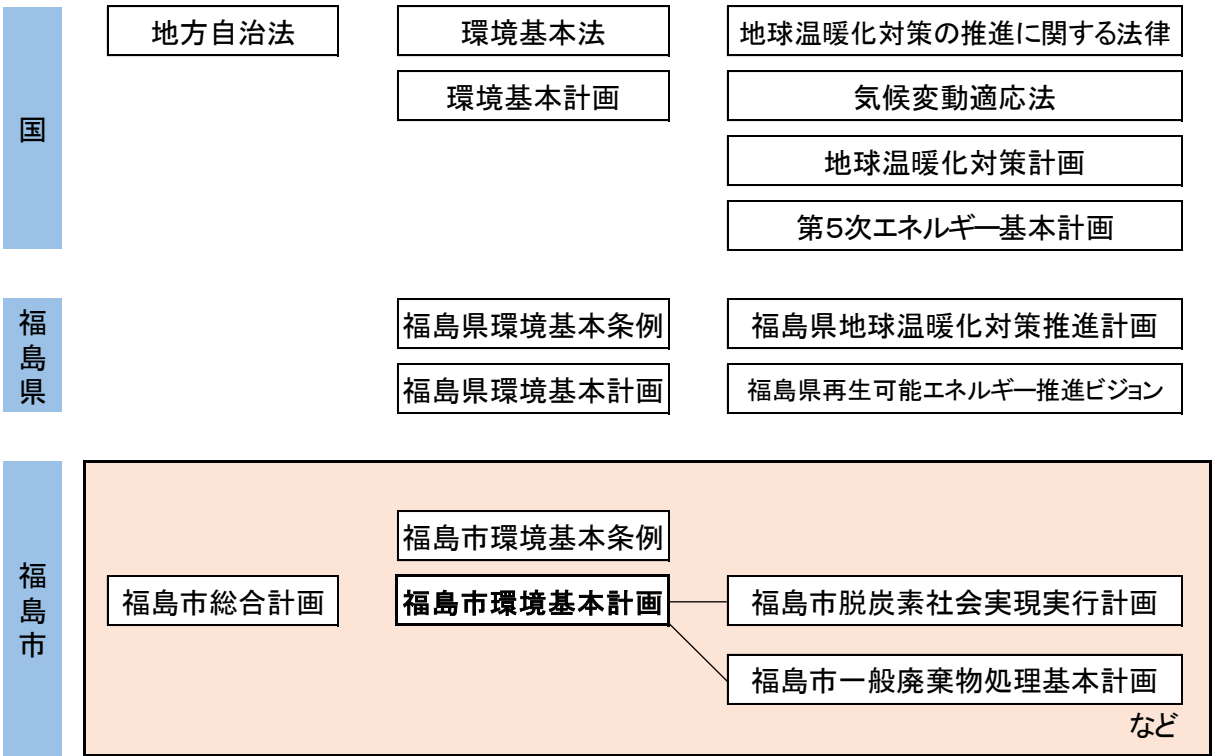
- 環境の保全及び創造は、市民が安全で健康かつ快適な生活を営む上で欠くことのできない恵み豊かな環境を確保するとともに、これを将来の世代に維持し、継承されるように適切に行われなければならない。
- 環境の保全等は、人類が生態系の一部として存在し、自然から多くの恵みを受けて活動していることを認識し、生態系の均衡を最大限に尊重し、人と自然との共生が健全な状態に保たれるように行われなければならない。
- 環境の保全等は、環境への負荷に対する自然環境が持つ復元力には一定の限界があることを認識し、資源の適正な管理や循環的な利用を推進することにより、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な都市を構築するため、すべての者の公平で適正な役割分担の下に自主的かつ積極的に行われなければならない。
- 環境の保全等は、人間のあらゆる行為が地域の環境のみならず地球規模の環境に影響を及ぼしていることを認識し、すべての事業活動及び日常生活において積極的に行われなければならない。

第2節 計画の位置付け

本計画は、市の最上位計画である「福島市総合計画」を環境面から推進するためのものであるとともに、環境行政の最も基礎となる計画としての役割と性格をあわせ持ち、本市における環境の保全に関する目標及び施策の基本的な方向性を示すものであり、本計画に基づき、市の各部門における環境の保全に関する各種施策を立案・実施します。

また、「地球温暖化対策の推進に関する法律」（平成10年法律第117号）等に基づき、市域の自然的社会的条件に応じた温室効果ガスの排出の抑制、再生可能エネルギー導入等及び本市が実施している事務・事業に関する温室効果ガスの排出量の削減と吸収作用の保全・強化を総合的かつ計画的に推進を図る「福島市脱炭素社会実現実行計画」とは、相互に連携しながら、計画の推進を図るものとします。

図1-2-1 本計画の位置付け



第3節 計画の範囲

本計画では、身近な自然や生活に関する環境問題から地球温暖化等の地球規模の環境問題まで、環境全般に関して総合的にとらえていくものとします。

本計画の対象は、①気候変動、②資源循環、③自然環境、④生活環境、⑤原子力災害からの環境再生、⑥地域づくり・人づくりの6つの分野とします。

また、対象となる地域は市域全域とし、市域を超えて広域的な対応が必要なものについては、国や県、他の地方公共団体などと連携を図り、協力しながら課題の解決に取り組むものとします。

表1-3-1 環境基本計画の範囲

対象分野	具体的内容
① 気候変動	地球温暖化、エネルギー、気候変動適応 など
② 資源循環	3R（リデュース・リユース・リサイクル）、廃棄物処理 など
③ 自然環境	自然とのふれあい、森林、農地、河川、動植物 など
④ 生活環境	水環境、大気環境、騒音・振動、悪臭 など
⑤ 原子力災害からの環境再生	健康管理、空間放射線量、食品等放射能 など
⑥ 地域づくり・人づくり	地域資源、都市環境、環境教育、環境情報、環境保全活動 など

第4節 計画の期間

本計画の期間は、長期的な将来を見据えながら、令和3（2021）年度から令和7（2025）年度までの5か年間とし、環境や社会情勢等の変化に適切に対応するため、必要に応じて計画の見直しを行います。

第2章 環境の現状と課題

第2章 環境の現状と課題

第1節 福島市のすがた

1) 位置・地勢

本市は、福島県の中通り地方の北部に位置し、面積は 767.72 km²と広大な市域を有しており、北は宮城県白石市、七ヶ宿町、南は二本松市、猪苗代町、東は伊達市、桑折町、川俣町、西は山形県米沢市、高島町と隣接しています。

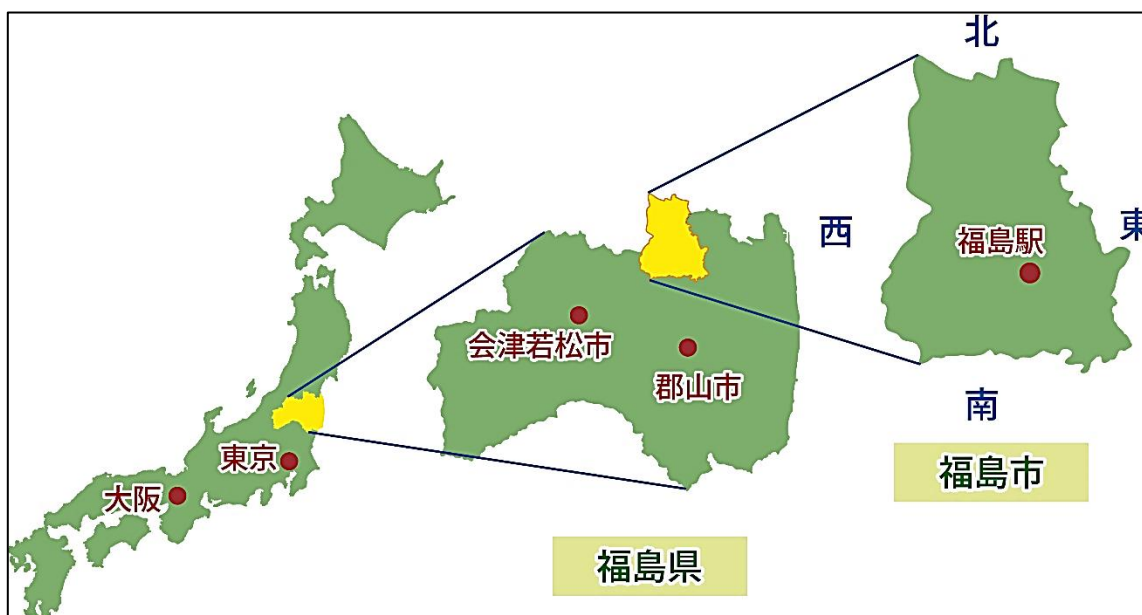
また、本市は、東京から 280 km、仙台から 80 km圏内にあり、首都圏と東北圏、あるいは太平洋側の地域と日本海側の地域を結ぶ交通の結節点として、重要な位置を占めるとともに、県都として、また県北地方の中心都市として、行政、経済、教育等の各般にわたり重要な役割を果たしており、平成 30 (2018) 年 4 月 1 日には中核市に移行しました。

表 2-1-1 市庁舎の位置と市域

項目		内容
市庁舎の位置	北緯	37° 45 ' 39 "
	東経	140° 28 ' 29 "
	海拔	65.68m
市域	面積	767.72 km ²
	広ぼう	東西 30.2 km 南北 39.1 km

注 平成 30 年 10 月 1 日現在

図 2-1-1 福島市の位置



2) 地形・地質

(1) 地形

西は奥羽山脈に連なる吾妻連峰、東は丘陵状の阿武隈高地に囲まれた福島盆地に位置しており、盆地部には阿武隈川が南から北に流れています。また、吾妻連峰から流れる摺上川、荒川、松川などの河川が西から東に流れ、阿武隈川に合流しています。

市域の中央には信夫山が位置し、本市のシンボリックな存在として、市民と自然との身近なふれあいの場となっています。

信夫山の四方には市街地が開け、その周囲には水田や果樹園などの農用地が広がっており、全国的にも有数の果樹生産地として、四季折々の移り変わりをくだもので感じられる「くだもの宝石箱ふくしま」と言われています。

周辺の山地部は、ほとんどが森林となっていますが、歴史を有する飯坂、土湯こけしで有名な土湯、高濃度の硫黄泉で知られる高湯など個性的で多種多様な効果を持つ温泉が数多くあります。

市域の西側にある吾妻連峰は、一切経山、吾妻小富士、東吾妻の東火山群と、西大嶺の西火山群からなります。一切経山は、昭和25(1950)年に再活動を始め、昭和52(1977)年10月に生じた小爆発による荒々しい岩肌は、現在でも観光客や登山者などに火の山の印象を強く与えています。吾妻小富士は、春先になると山肌に残る雪がうさぎの様な形に見えることから、「雪うさぎ(種まきうさぎ)」と呼ばれ、市民に春の訪れを知らせています。

また、市域の東側にある阿武隈峡は、県の名勝及び天然記念物として指定されており、大日岩・蓬莱岩などの奇岩・怪石などが点在し、他に類例のない景観を形成しています。

(2) 地質

周辺の傾斜地及び山間地は第三紀層、中央の平地部は阿武隈川及び吾妻連峰から流れる河川により開かれた第四紀層となっています。

具体的には、本市の西側の吾妻連峰に連なる山地は、火山活動による噴出物の積み重なりにより形成され、これに連なる山麓の丘陵地は、火山砕屑物(火山泥流)が広がっています。また、東側の阿武隈高地は主に花崗閃緑岩により、中央の盆地は主に砂礫堆積物により形成されています。

3) 気候・気象

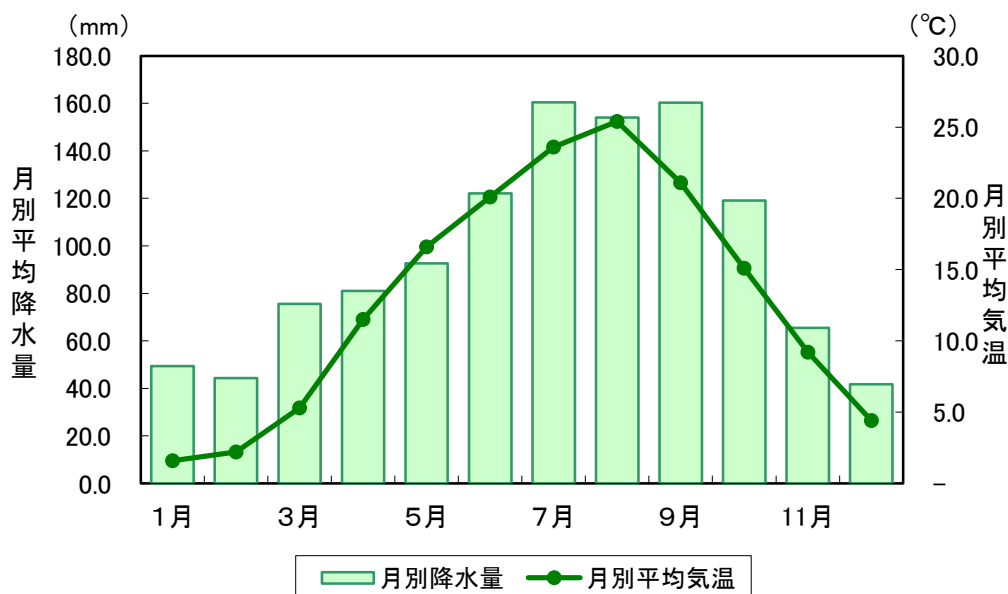
本市の気候は、盆地状の地形の影響を受け、夏と冬で寒暖の差が大きく、四季がはっきりした内陸性気候の特徴を示しています。

昭和56(1981)年～平成22(2010)年の30年間の年間平均気温は13.0℃で各季節間の気温差は比較的大きく、また年間降水量は1,166mmとなっています。

四季の天候をみると、春は低気圧の影響を受け、天気の変化が激しく、5月から6月にかけては晴天の日が多く、その後、梅雨期に入り、雨量も多く、冷涼な日が続きます。夏は風も弱風となり、盆地状の影響を受け、高温多湿の日が続きます。秋はさわやかな晴天の日が多く、また台風期とあいまって、雨量が比較的多くなります。冬は寒さが厳しいものの、降雪量は割合少なく晴天の日が続く傾向があります。

風については、夏は特に弱く、冬は比較的大きく、風向をみると、夏は北東風、南風が多く、夏以外は西風、北西風が多くなっています。

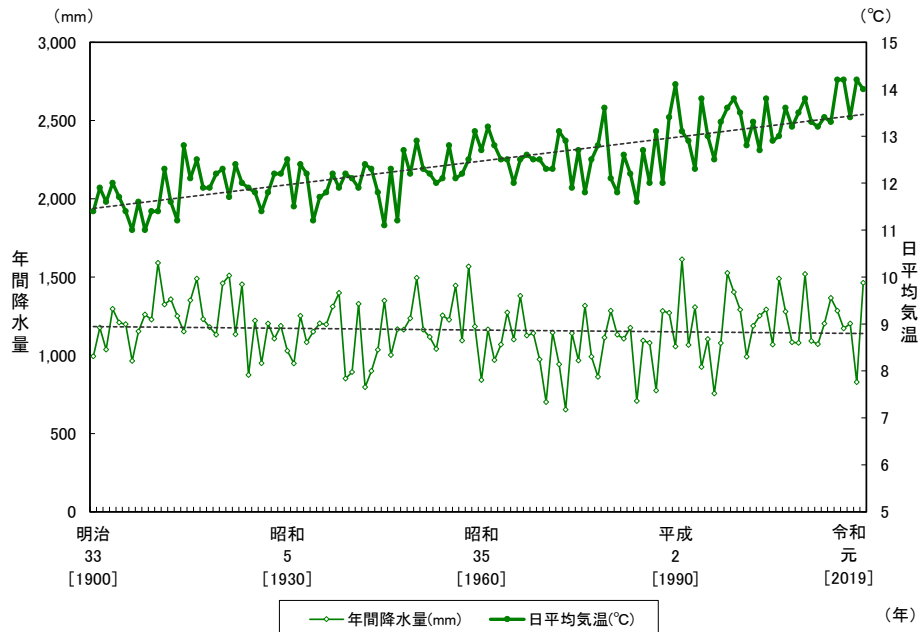
図2-1-2 月別平均降水量・気温



注 昭和56年～平成22年の30年間の平均を示します。
出典) 福島市統計書(平成29年版)

明治33（1900）年以降の本市における年間降水量・日平均気温の推移をみると、年間降水量は減少傾向で推移しているのに対し、日平均気温は上昇傾向で推移していることが示されています。

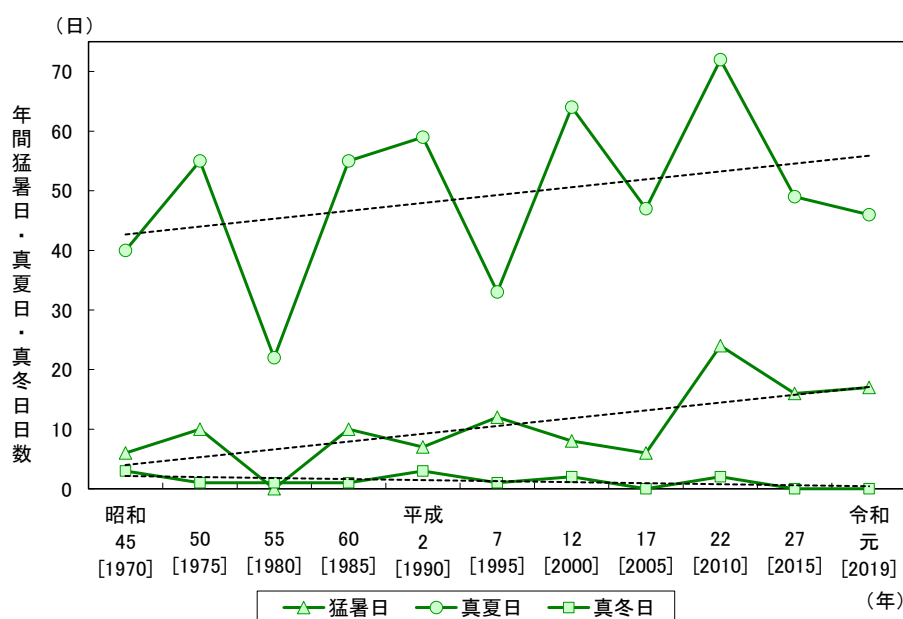
図2-1-3 年間降水量・日平均気温の推移



出典) 福島地方気象台観測データ

また、昭和45（1970）年以降の本市における年間猛暑日・真夏日・真冬日日数の推移をみると、猛暑日、真夏日ともに増加傾向を示しているのに対し、真冬日は減少傾向であることが示されています。

図2-1-4 年間猛暑日・真夏日・真冬日日数の推移



注 猛暑日：最高気温が35℃以上、真夏日：最高気温が30℃以上、真冬日：最高気温が0℃未満
出典) 福島地方気象台観測データ

4) 社会特性

(1) 人口・世帯数

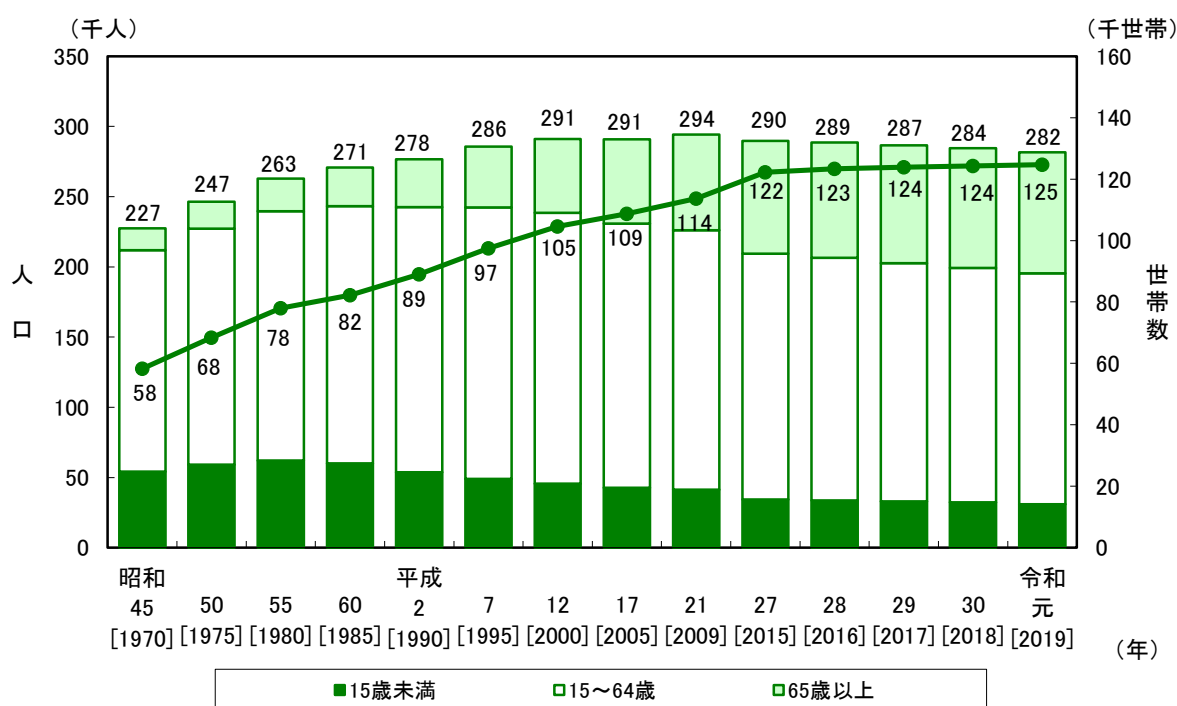
令和元（2019）年10月1日現在の本市の人口は281,534人、世帯数は124,736世帯です。

人口は、平成27（2015）年以降、減少傾向で推移しています。

また、世帯数は一貫して増加傾向で推移しており、令和元年度における1世帯当たりの平均人数は2.3人であり、核家族世帯だけでなく、夫婦のみの世帯や単独世帯などの増加が進んでいることがわかります。

年齢別人口は、15歳未満及び15～64歳が減少する一方で、65歳以上が増加しています。令和元年には、15歳未満が全体の約1割であるのに対して、65歳以上が約3割であり、少子高齢化が顕著に表れています。

図2-1-5 人口・世帯数の推移



注1 各年10月1日現在の人口・世帯数を示します。
 注2 平成21年以降の人口・世帯数は、旧飯野町との合併後の数値を示します。
 注3 年齢不詳人数を除いています。

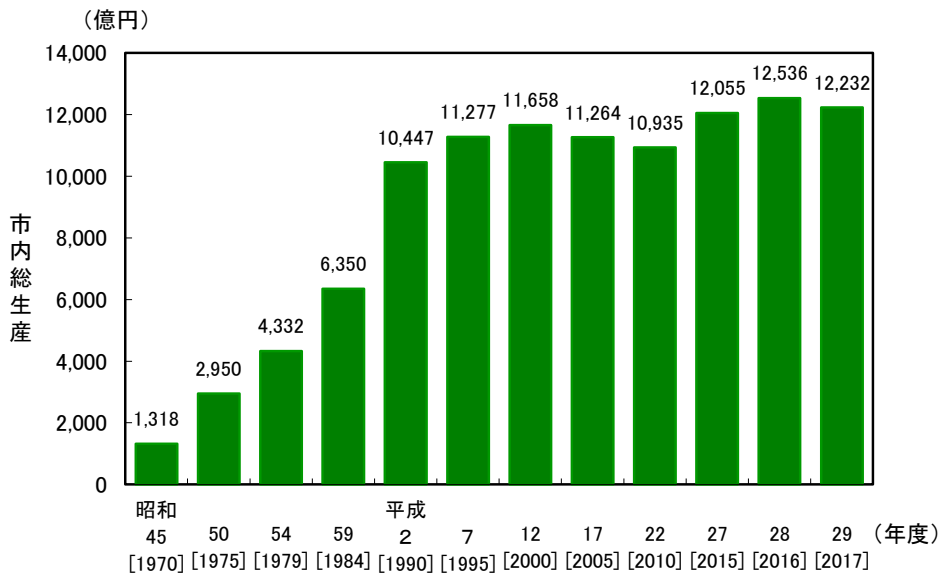
出典) 国勢調査報告(総務省統計局)、福島市政策調整部

(2) 産業・経済

平成 29 (2017) 年度の本市の総生産は 12,232 億円であり、近年の増加傾向から減少に転じました。

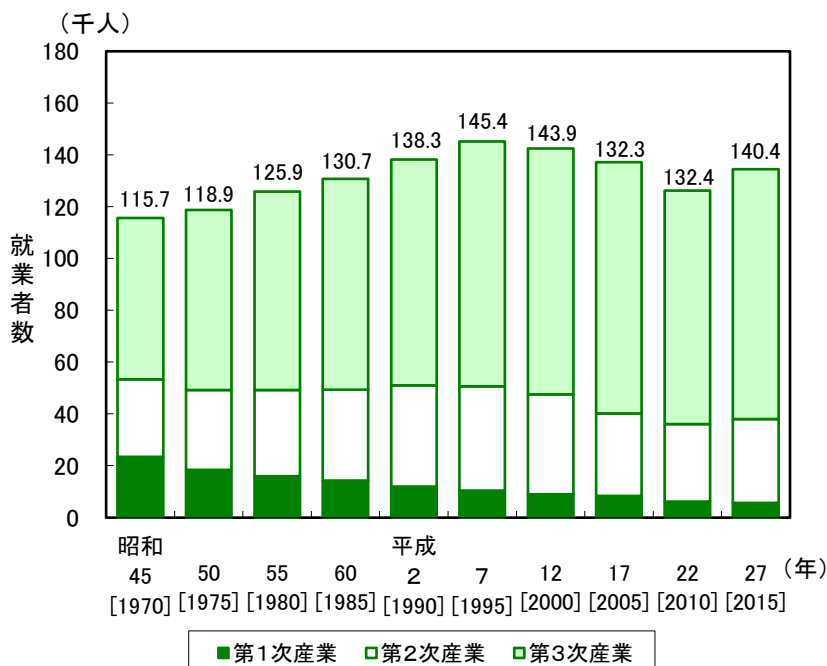
平成 27 年の本市の就業者数は 140,435 人であり、平成 22 年と比べて増加しています。内訳をみると、第 1 次産業 5,644 人、第 2 次産業 32,308 人、第 3 次産業 96,449 人、その他 (産業分類不能) となっています。このうち、第一次産業の就業者数は、昭和 45 (1970) 年以降、減少傾向で推移しています。

図 2-1-6 市内総生産の推移



出典) 福島県市町村民経済計算年報

図 2-1-7 就業者の推移



出典) 国勢調査報告 (総務省統計局)

(3) 交通

① 交通網

本市は、首都圏と東北圏、太平洋側の地域と日本海側の地域を結ぶ交通の結節点として重要な位置を占めています。

鉄道については、市街地の中央を東北新幹線と東北本線が南北に縦貫し、山形新幹線と奥羽本線が本市を起点として山形・秋田方面へ延びています。また、本市と宮城県を結ぶ阿武隈急行が阿武隈川沿いを走っています。その他、福島交通飯坂線が東北有数の温泉地である飯坂温泉と市街地を結んでいます。

道路については、首都圏と東北圏を結ぶ東北自動車道と国道4号の2つの幹線道路が市街地の西部と東部を南北に縦貫しています。また、国道13号が本市を起点として秋田方面へ延びており、さらに平成29(2017)年11月には、本市と山形県米沢市が東北中央自動車道で結ばれました。この他、国道114号、115号、399号等が市域から四方に向かって延びています。これらの道路に主要地方道、県道などが繋がることにより、本市の道路交通網が形成されています。

図2-1-8 福島市の交通網

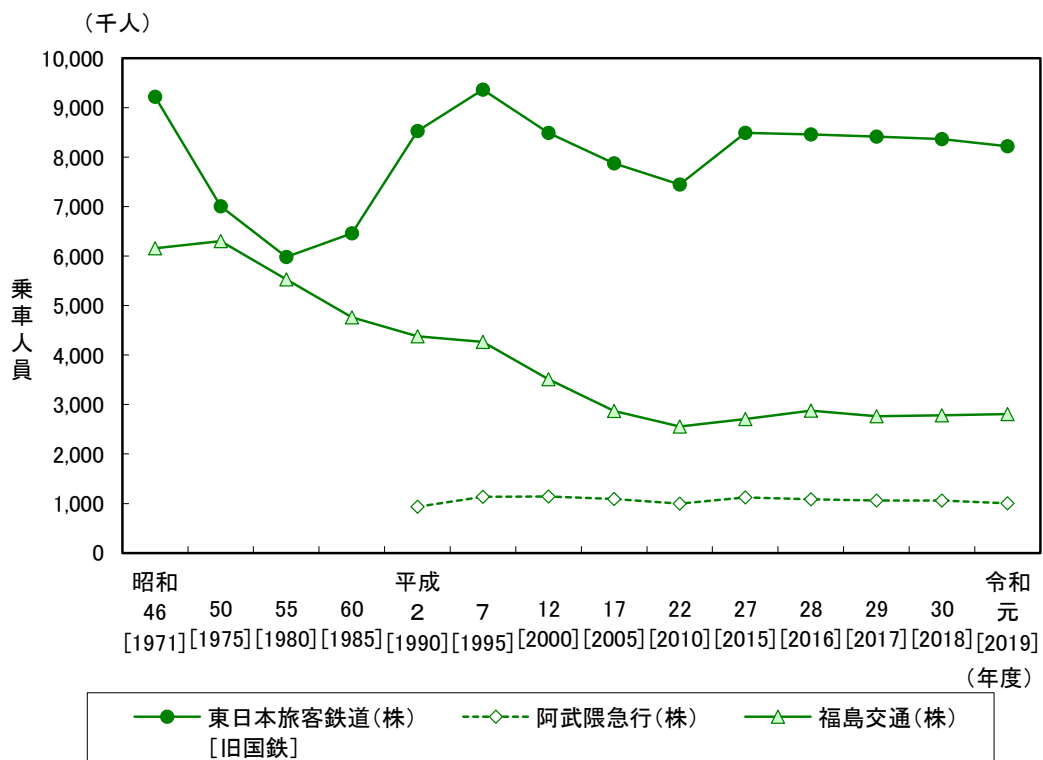


② 鉄道乗車人員数

令和元年度の市内における鉄道の乗車人数は合計 12,031 千人となっています。鉄道の乗車人員は、近年微減傾向で推移しています。

市内を運行している旅客鉄道は、東日本旅客鉄道（株）、阿武隈急行（株）、福島交通（株）があり、東日本旅客鉄道（株）は平成 22 年度から平成 26（2014）年度まで増加傾向でしたが、その後微減で推移しています。阿武隈急行（株）は昭和 63（1988）年の延伸開業からほぼ横ばい、福島交通（株）においても、平成 23（2011）年度まで減少傾向でしたが、その後横ばいで推移しています。

図 2-1-9 鉄道乗車人員数の推移

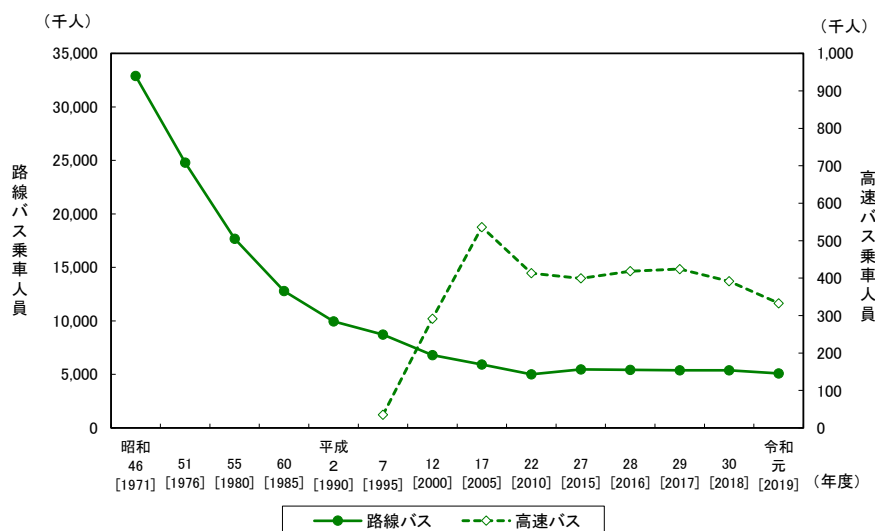


注 阿武隈急行（株）は、昭和 63 年 7 月に延伸開業
出典）東日本旅客鉄道（株）、阿武隈急行（株）、福島交通（株）

③ バス乗車人員数

令和元年度の市内におけるバス乗車人員は、路線バスが 5,098 千人、高速バスが 333 千人です。路線バスは平成 21（2009）年度まで減少しましたが、その後横ばいで推移しています。高速バスの乗車人員は、平成 18（2006）年度をピークに平成 21 年度まで減少、その後ほぼ横ばいで推移しています。

図 2-1-10 バス乗車人員数の推移



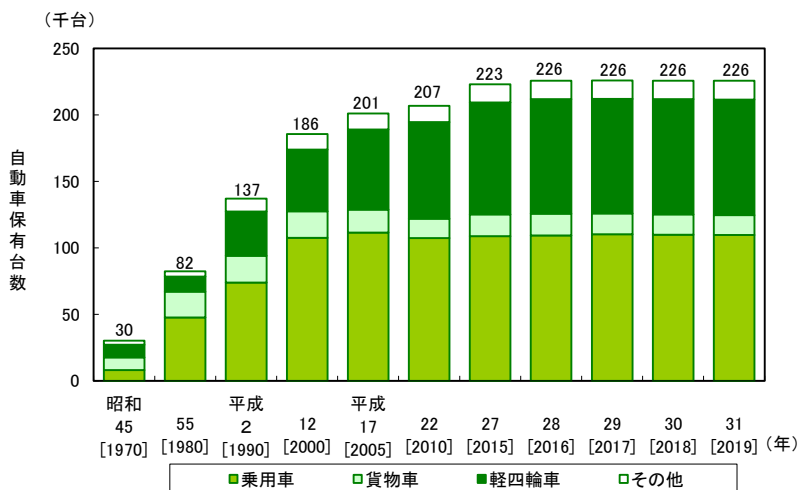
出典) 福島交通 (株)

④ 自動車保有数

平成 31 年 3 月 31 日現在の本市における自動車保有台数は、225,666 台となっています。

平成 27（2015）年までは増加傾向を示していましたが、それ以降、ほぼ横ばいで推移しています。乗用車は、平成 12（2000）年以降、ほぼ横ばいで推移している一方で、軽四輪車は、平成 12 年から平成 31（2019）年の間で約 1.9 倍増加しています。

図 2-1-11 自動車保有台数の推移

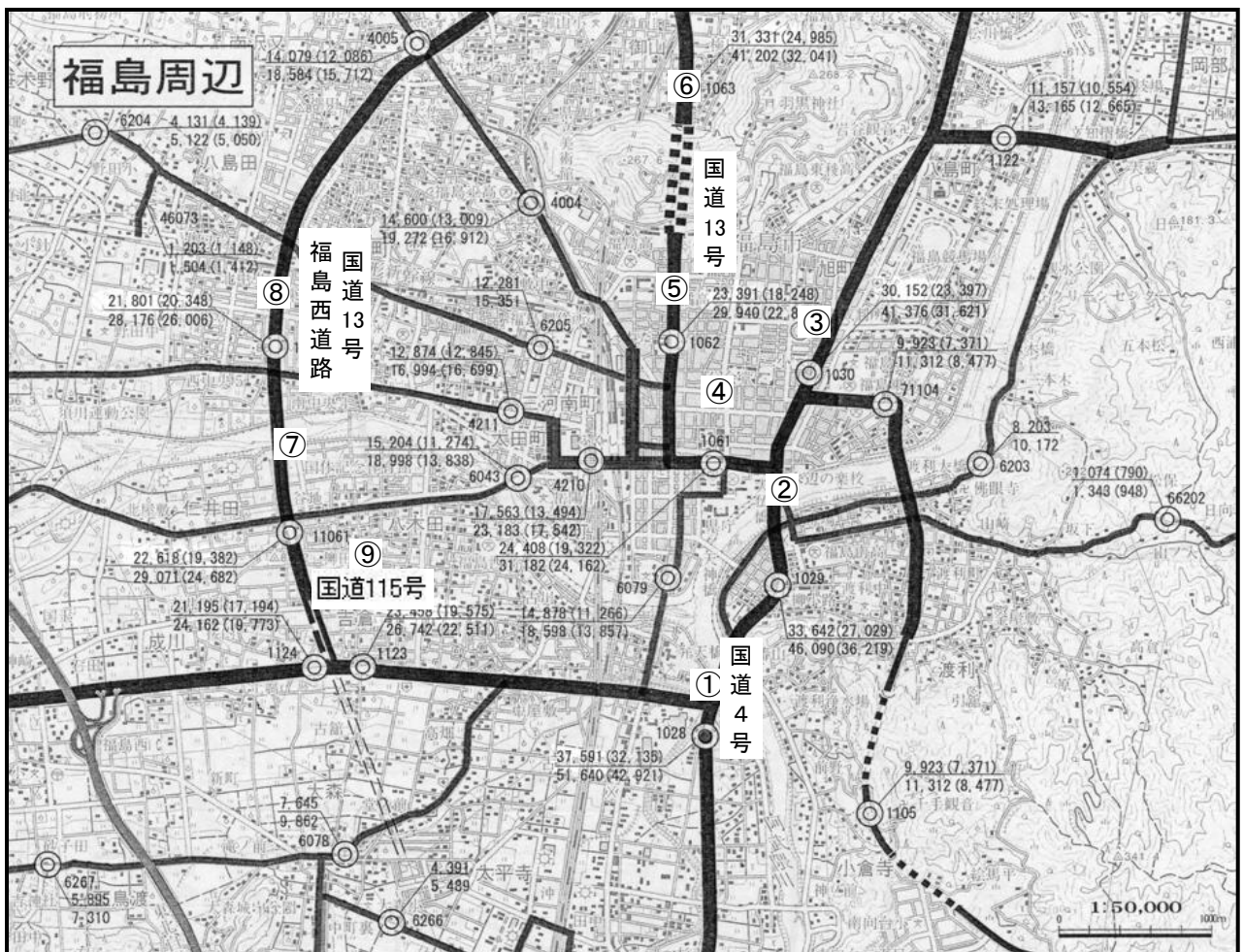


注 各年 3 月 31 日現在の台数を示します。「その他」には乗合車、特殊用途車、二輪車などを含みます。
出典) 福島県内市町村別自動車数調 (国土交通省東北運輸局福島運輸支局)

⑤ 交通量

幹線道路の交通量をみると、国道4号は、平成11(1999)年以降、概ね減少傾向となっています。国道13号は、平成9(1997)年以降、減少傾向となっておりますが、福島西道路は平成10(1998)年3月の開通以降、一貫して増加しています。国道115号は、平成17年以降、減少しています。一部の路線では減少がみられますが、幹線道路の交通量は依然として多く、慢性的な交通渋滞の緩和が課題となっています。

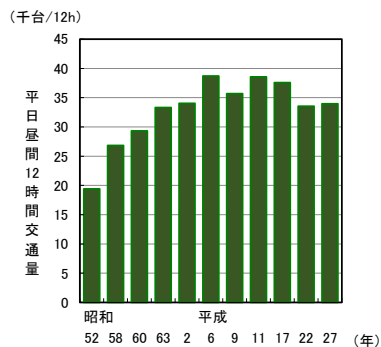
図2-1-12 道路交通量調査地点



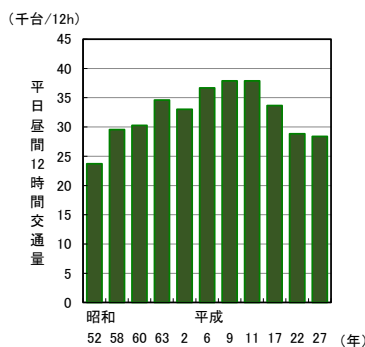
注 図中の①～⑨は、「図2-1-13」の調査地点と対応しています。
 出典) 平成27年道路交通センサス調査結果(国土交通省東北地方整備局)

図2-1-13 道路交通量の推移

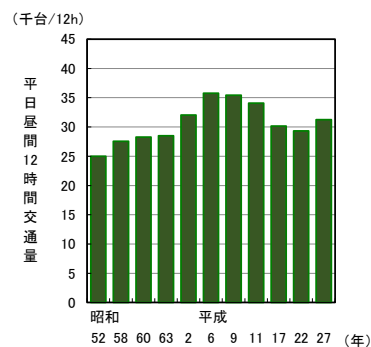
①国道4号(鳥谷野)



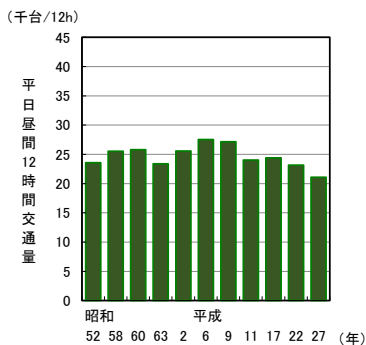
②国道4号(渡利)



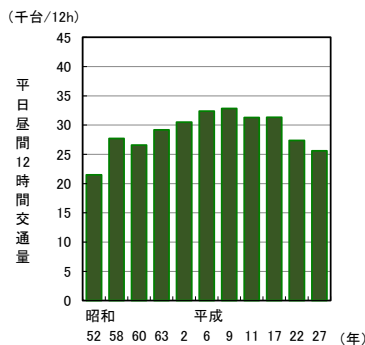
③国道4号(浜田町)



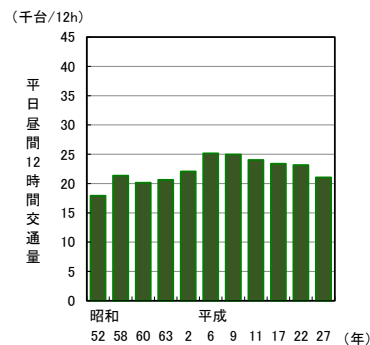
④国道13号(大町)



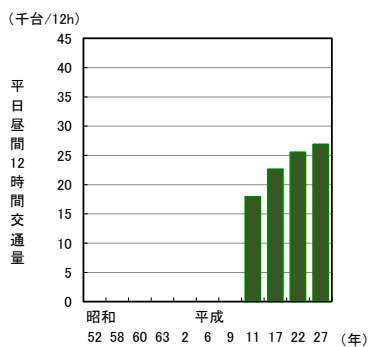
⑤国道13号(天神町)



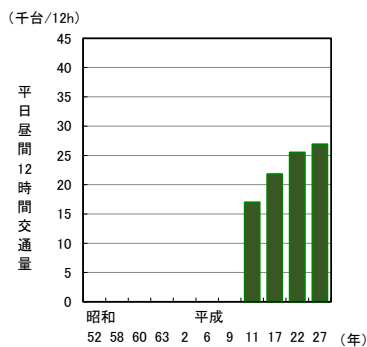
⑥国道13号(御山)



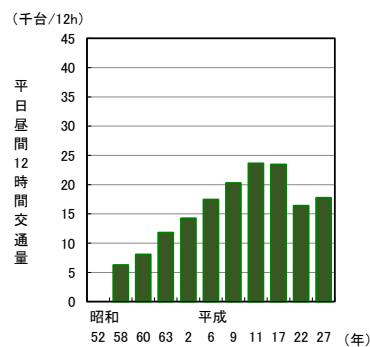
⑦国道13号福島西道路(仁井田)



⑧国道13号福島西道路(西中央)



⑨国道115号(吉倉)



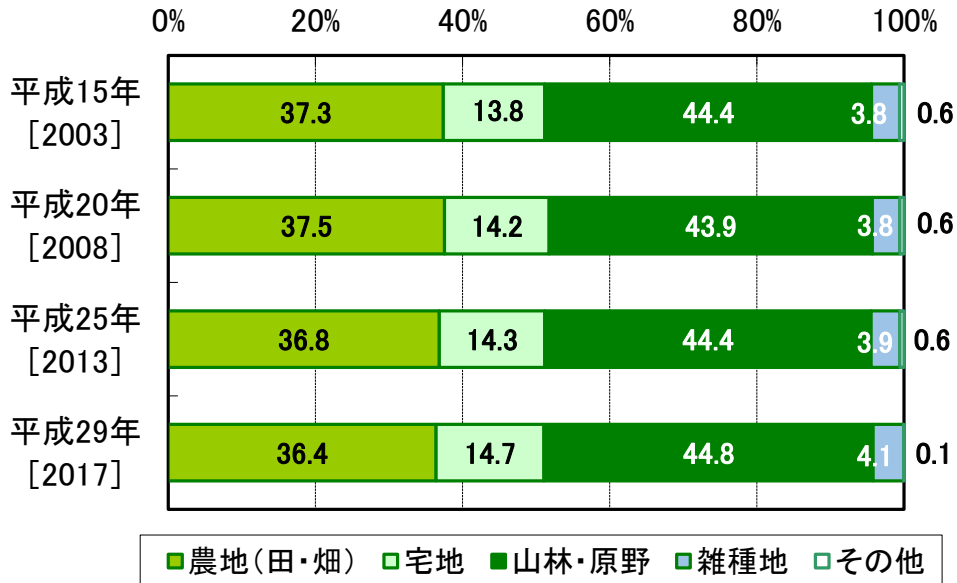
注 平日昼間12時間交通量を示します。

出典) 道路交通センサ調査結果(国土交通省東北地方整備局)

(4) 土地利用

平成29年における本市の土地利用区分別面積は、農地が36.4%、宅地が14.7%、山林・原野が44.8%、雑種地が4.1%となっています。平成15(2003)年と比較して、農地やその他の割合が減少し、宅地及び山林・原野の割合が増加しており、社会経済の進展により宅地化が進んだものと推測されます。

図2-1-14 土地利用区分別面積の推移



注 平成20年7月1日に飯野町と合併
出典) 福島市統計書(平成29年版)

(5) 電気・ガス・水道

① 発電所別発電電力量

市内には自家発電設備を除く公共発電設備として、9か所の水力発電設備があります。平成28年度の実績では、349,506千kWhを発電しています。

表2-1-2 水力発電設備

発電所名	河川	形式	発電開始年月	最大出力(kW)
滝野	摺上川	水路式	明治43年7月	900
穴原	摺上川	〃	大正元年10月	1,850
土湯	塩ノ川	〃	昭和6年1月	2,380
蓬萊	阿武隈川・女神川	ダム水路式	昭和13年12月	38,500
信夫	阿武隈川	ダム式	昭和14年10月	5,950
荒川	荒川	水路式	昭和14年12月	3,100
大笹生	松川	〃	平成3年4月	11,400
摺上川	摺上川	ダム式	平成19年5月	3,000
飯野	阿武隈川・女神川	〃	平成26年6月	230
計				67,310

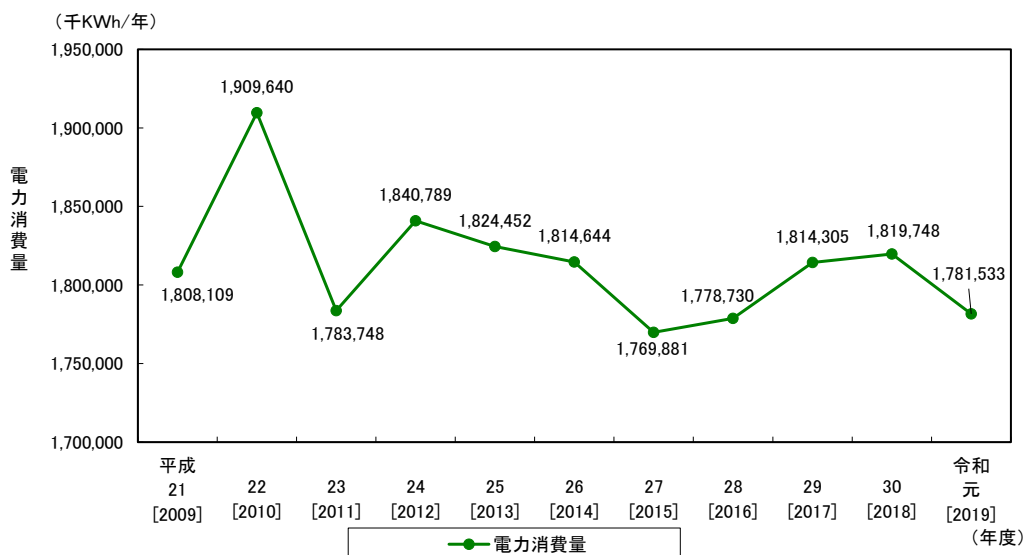
出典) 福島市統計書(平成29年版)

② 電力消費量

本市の電力消費量は、令和元年度で1,781,533千KWhとなっています。

平成22年度に大きく増加し、その後、平成27年度まで減少傾向、平成28年度から増加傾向で推移していましたが、令和元年度は減少しました。

図2-2-15 電力消費量の推移

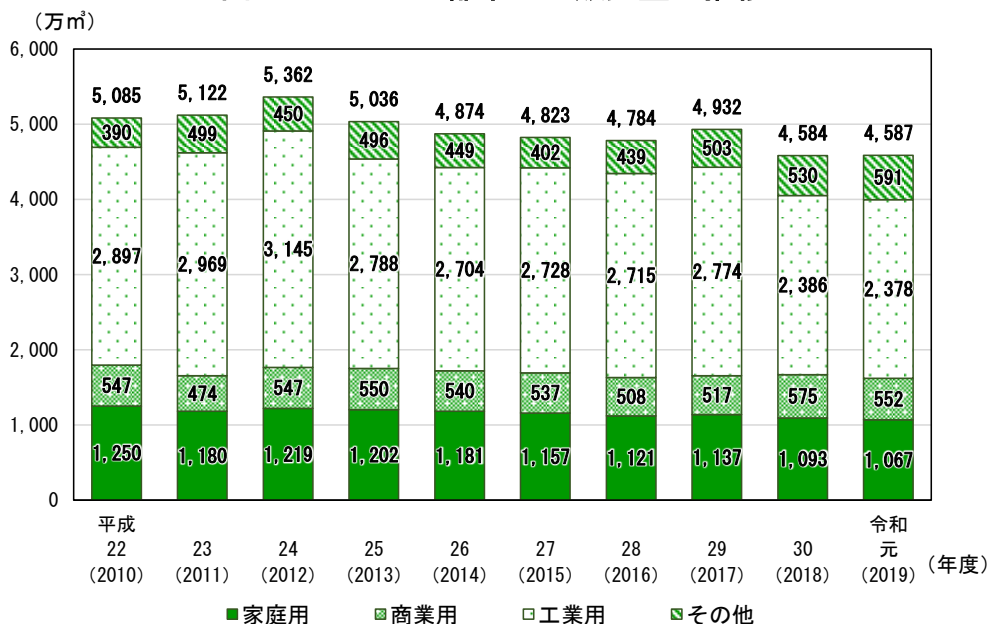


出典) 東北電力(株)資料、都道府県別電力需要実績(資源エネルギー庁)等より作成

③ 都市ガス販売量

本市における都市ガスの販売量は、平成24(2012)年度をピークとして、その後、家庭用、商業用、工業用ともに減少傾向を示しています。

図2-1-16 都市ガス販売量の推移

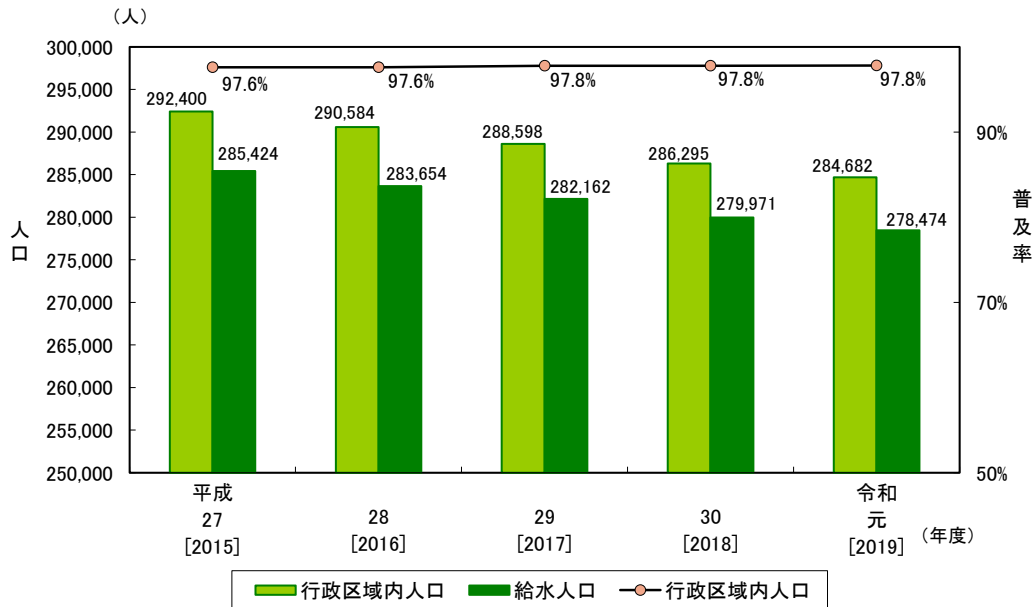


注 市ガス1㎡当たりの熱量は46MJ(11,000kcal)で供給
出典) 福島ガス(株)

④ 上水道普及状況

本市における上水道普及率は、給水人口の増減はあるものの、平成 29（2017）年度の 97.8%から横ばいで推移しております。

図 2-1-17 上水道普及状況の推移

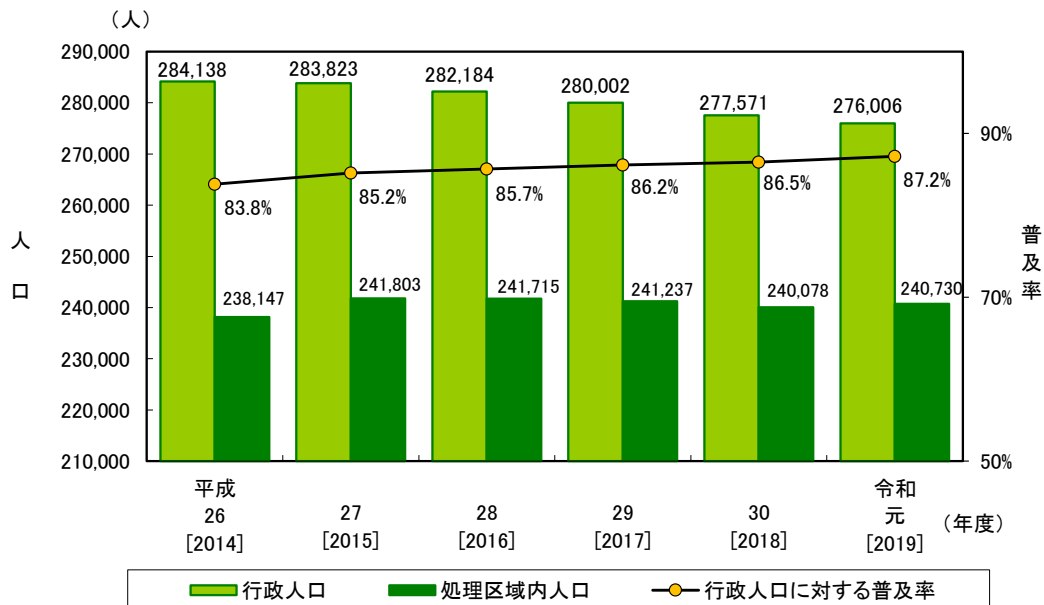


出典) 福島市水道局

⑤ 汚水処理普及状況

本市における下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽による汚水処理普及率は、平成 26 年度の 83.8%から年々増加しており、令和元年度において、87.2%となっています。

図 2-1-18 汚水処理普及状況の推移



出典) 福島市都市政策部下水道室

第2節 気候変動の現状と課題

近年、気温の上昇、大雨の頻度の増加、農作物の品質低下、熱中症リスクの増加など、気候変動及びその影響が全国各地で現れており、今後の地球温暖化の進行に伴い、影響が拡大するおそれがあるとされています。

気候変動に対しては、温室効果ガスを減らす対策に全力で取り組むことはもちろんのこと、現在生じている、また将来予測される気候変動による被害の回避・軽減を図り、その影響に備える対策（適応策）が重要であり、これら2つの対策は車の両輪のような関係にあります。

平成27(2015)年12月に合意された地球温暖化対策の国際的な枠組み「パリ協定」では、世界共通の目標として、世界の平均気温上昇を2度未満にする（さらに、1.5度に抑える努力をする）こと、今世紀後半に温室効果ガスの排出を実質ゼロにすることが打ち出されました。

国は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、平成28(2016)年5月に「地球温暖化対策計画」を策定し、令和12(2030)年度の温室効果ガス削減目標を、平成25(2013)年度比で26%削減としました。また、長期目標として令和32(2050)年までに80%削減することを目指すとしております。

さらに、令和元(2019)年6月に「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」が策定され、最終到達点として「脱炭素社会」を掲げ、それを野心的に今世紀後半のできるだけ早期に実現していくことを目指すとともに、令和32年までに80%の温室効果ガスの排出削減の実現に向けて、大胆に施策に取り組むとされました。

気候変動への適応については、「気候変動適応法」（平成30年法律第50号）が平成30(2018)年6月に制定され、同年11月には「気候変動適応計画」を策定するなど、適応に関する施策が推進されました。地方公共団体においても、地域での適応の強化のひとつとして、地域気候変動適応計画の策定の努力義務が定められています。

本市では、平成23(2011)年3月に、「福島市地球温暖化対策実行計画」を策定し、市域での温室効果ガスの削減目標と目標達成に向けた施策を定め、市民、事業者、市が一体となった地球温暖化対策への取組を推進しています。

また、平成27年2月に、「福島市再生可能エネルギー導入推進計画」を策定し、本市の地域特性に応じた安心安全な再生可能エネルギーの更なる推進を目指し、各種施策に取り組んでいます。

今後は、将来の脱炭素社会の実現に向けて、地球温暖化の取り巻く情勢に遅れることなく、地域特性に応じた多様な再生可能エネルギーの最大限の導入、徹底した省エネルギーの推進、ライフスタイル等の変革など温室効果ガス排出削減及び森林等の吸収源対策など地球温暖化防止を推進するとともに、気候変動への影響を回避・軽減する取組を行うことが必要です。

1) 地球温暖化

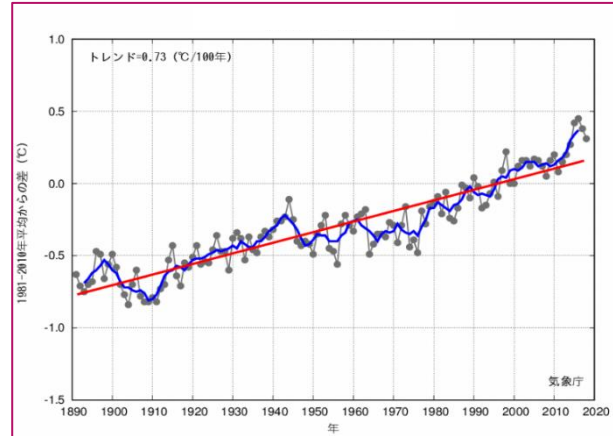
地球温暖化は、自然由来の要因と人為的な要因に分けられます。20世紀後半の地球温暖化に関しては、人間の産業活動等に伴って排出された人為的な温室効果ガスが主因とみられ、平成19(2007)年に気候変動に関する政府間パネル(IPCC)が発刊した第4次評価報告書では、人為的な温室効果ガスが温暖化の原因である確率が9割を超えると評価しています。

IPCCの第5次評価報告書平成25年によると、陸域と海上を合わせた世界平均地上気温は、1880年から2012年の間に0.85℃上昇したとされ、最近30年の各10年間は1850年以降のどの10年間よりも高温を記録しています。

さらに、同報告書では、20世紀末頃(1986~2005年)と比べて有効な温暖化対策をとらなかった場合、21世紀末(2081~2100年)の世界の平均気温は、2.6~4.8℃上昇、厳しい温暖化対策をとった場合でも0.3~1.7℃上昇する可能性が高くなります。平均海面水位は、最大82cm上昇する可能性が高いと予測されています。

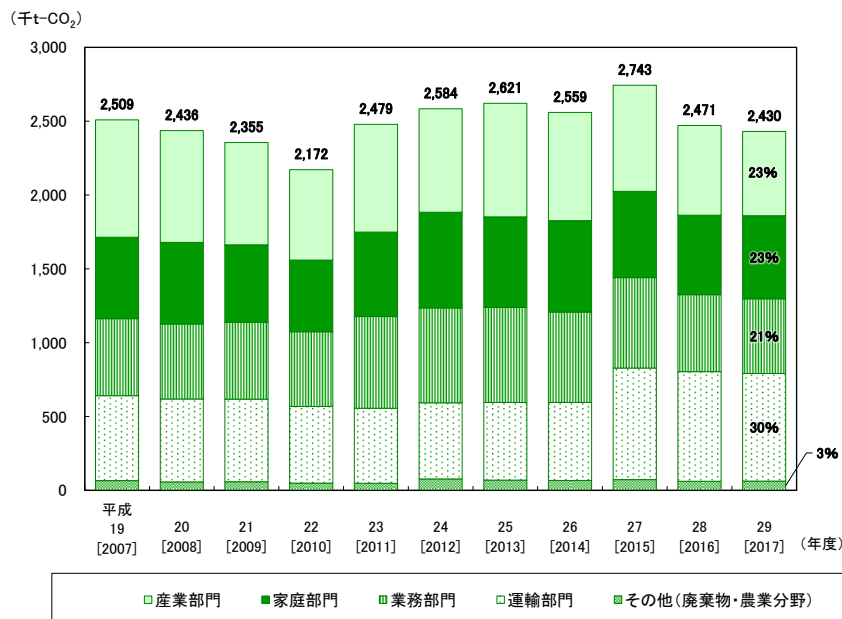
本市の温室効果ガス排出量は、平成22(2010)年度までは順調に減少傾向となっていましたが、平成23年の東日本大震災を境に増加に転じました。平成27年度以降は、再生可能エネルギーの導入の進捗等から再び減少傾向となっています。

図2-2-1 世界の年平均気温偏差の推移



出典) 気象庁

図2-2-2 温室効果ガス排出量の推移



出典) 「地方公共団体実行計画(区域施策編)策定・実施マニュアル(算定手法編)(ver1.0)」(環境省)に基づき作成

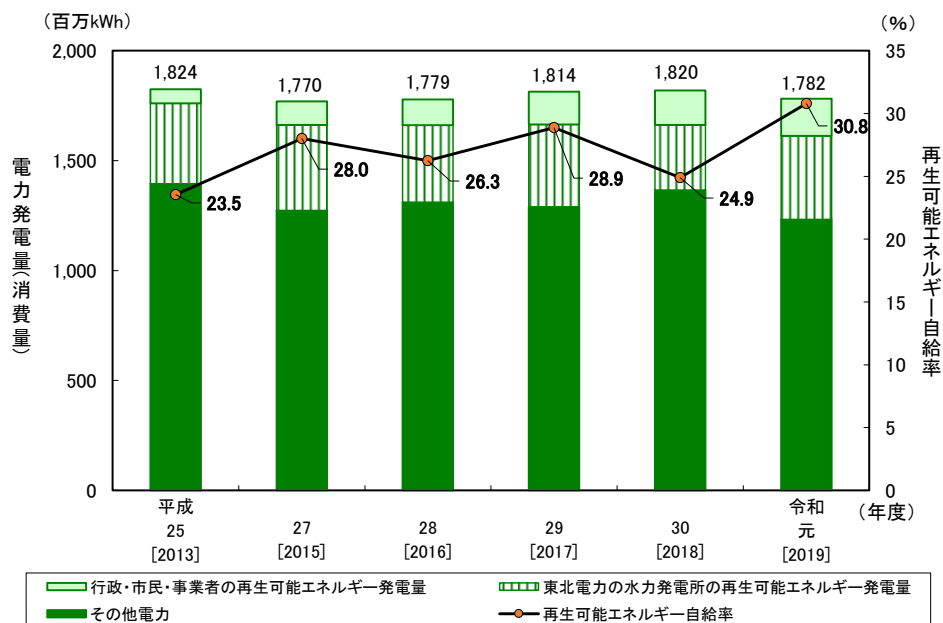
(1) 再生可能エネルギー

本市は、水や森林、地熱などの自然エネルギー資源に恵まれています。また、食品廃棄物、廃木材等の化石燃料以外の生物由来の資源であるバイオマスも供給可能であるため、発電や熱利用の原料として利用が可能です。その中でも、間伐材等の木材は、森林整備に際して安定的に供給されるため、今後の利用促進が期待されています。景観や自然環境など地域特性に応じた、多様な再生可能エネルギーの最大限の導入を進めていくことが重要です。

「福島市再生可能エネルギー導入推進計画」(平成27年2月策定)では、2020年度目標として、電力のエネルギー自給率²を30%、エネルギー自家消費型施設普及率(公共施設、一般住宅)をそれぞれ20%、13%の達成を目指しています。

令和元年度の電力のエネルギー自給率は、30.8%であり、上記計画で掲げる2020年度目標を達成しました。なお、本市の電力のエネルギー自給率は、年間降水量の影響に伴う水力発電量の増減の影響を受け変動いたしますが、水力発電以外の行政、市民、事業者による再生可能エネルギー発電量の割合は、平成25年度3.5%から令和元年度9.4%と約2.7倍に増加しており、着実に推進が図られています。

図2-2-3 エネルギー自給率(電力)の推移



出典) 東北電力(株)福島営業所、資源エネルギー庁、東北自然エネルギー(株)、つちゆ温泉エナジー(株)

また、市内における太陽光発電施設の設置に関して、事業者が、事業計画の立案から廃止及び撤去に至るまで、市及び近隣住民等に対して事業計画の概要を事前に明らかにすること並びに景観や自然環境、安心安全な生活環境との調和を図ることについて必要な事項を示し、適切な事業の実施を求める「福島市の豊かな自然と魅力ある景観を次世代へ守り継ぐための太陽光発電施設の設置に関するガイドライン」を令和元年10月に策定しました。

² 非バイオマス系による廃棄物発電を含むこととする。

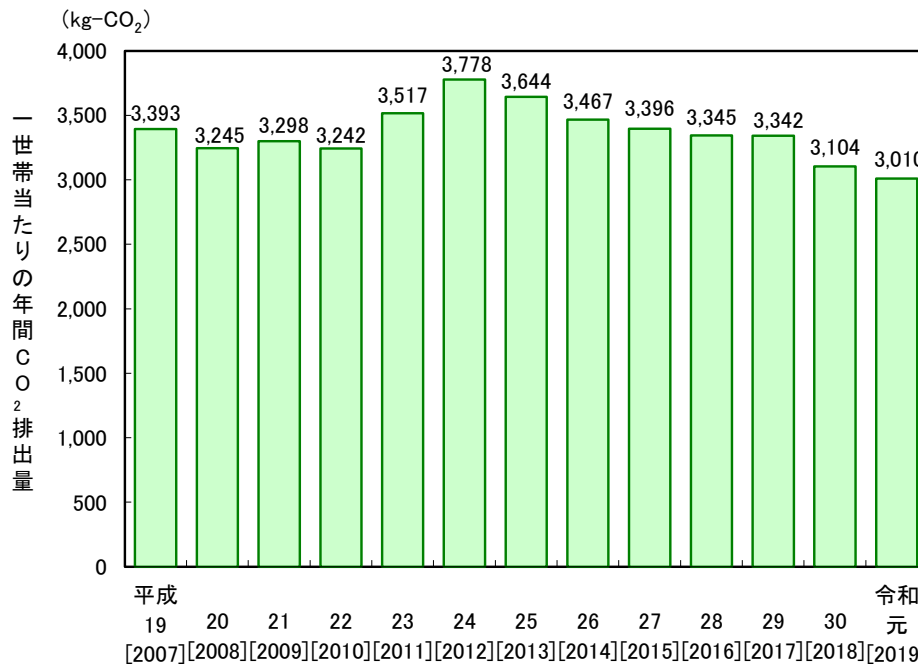
(2) 省エネルギー

国の省エネルギー施策の動向は、長期エネルギー需給見通し（エネルギーミックス）において、年率1.7%の経済成長を前提に平成25年度を基準年度として、令和12年度に対策前で原油換算5,030万kℓ程度の徹底した省エネルギー化を実現することとしています。産業・業務部門では大規模投資が進んでおらず、エネルギー消費効率の改善が足踏み傾向にあるとされています。

本市の1世帯当たり年間二酸化炭素（CO₂）排出量は、平成24（2012）年度が3,778.49kg-CO₂で最大となっています。これ以降、減少傾向を示し、令和元年度は、平成24年度比で約20%減の3,009.99kg-CO₂となり、本市でも省エネルギー化が進捗していることが伺えます。

今後も、環境に配慮した省エネルギー型のライフスタイル・事業活動の普及、定着や家庭・事業者での省エネルギー機器等の導入の推進を図ることが必要です。

図2-2-4 家庭における1世帯当たり年間CO₂排出量の推移



注 電力及び都市ガス由来のCO₂排出量
出典) 都道府県別電力需要実績（経済産業省）、都市ガス供給量（福島ガス(株)）のデータ等により作成

地球温暖化の課題

◇多様な再生可能エネルギーの最大限の導入の推進

地域特性を生かした多様なエネルギーの利用

◇エネルギー高度利用技術の導入

蓄熱システム、高効率機器、コージェネレーションシステム等の導入推進

◇徹底した省エネルギーの推進

省エネルギー型のライフスタイル等の普及・定着、省エネルギー機器等の導入

2) 気候変動の影響への適応

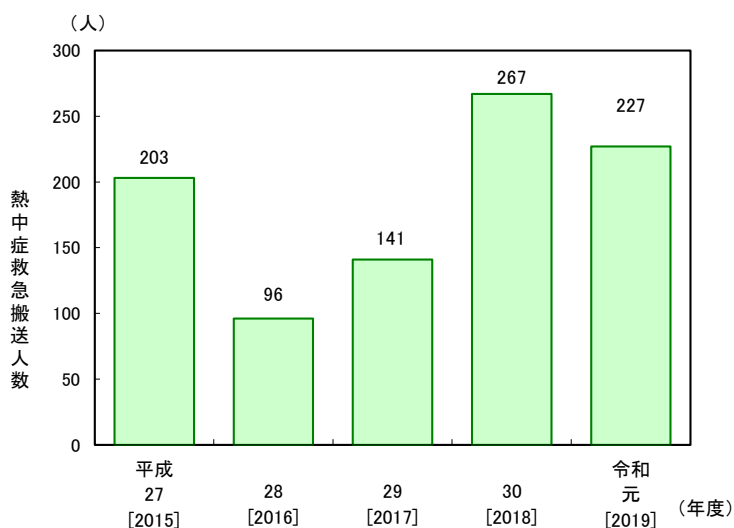
地球温暖化による気候変動は、海面上昇、降水量（あるいは降雪量）の変化やそのパターンの変化を引き起こします。洪水や干ばつ、酷暑やハリケーンなどの激しい異常気象の増加・増強や、生物種の大規模な絶滅を引き起こす可能性も指摘されています。

本市においても、年間降水量の減少及び日平均気温の上昇が見られるとともに、年間猛暑日・真夏日は増加する一方で、年間真冬日は減少しています（P 9 図2-1-3、図2-1-4参照）。

令和元年10月には、令和元年東日本台風（台風19号）による過去最大級の豪雨により、市内を流れる河川の氾濫や家屋への浸水など大きな被害を及ぼしました。

また、気温上昇による熱中症患者の増加について、本市の熱中症救急搬送人員は、平成30年度267人、令和元年度227名であり、平成29（2017）年度以前よりも多くなっています。

図2-2-5 熱中症救急搬送人員の推移



出典) 福島市消防本部

福島地方気象台では、地球温暖化が最も進行する場合の気温と降水を予測した「福島県の21世紀末の気候」を平成30年2月に公表しました。

これによりますと、21世紀末（2076～2095年）の福島県の気温については、平均気温が約4.5℃上昇（現在の宮崎県と同程度）、猛暑日が約14日増加、真夏日が約44日増加、冬日が約63日減少するとされ、農業や生態系など広い分野への大きな影響と健康被害の増大が懸念されています。また、降水については、激しい雨の発生が約2倍に増加、降水のない日も増加するとされ、大雨による災害発生や水不足などのリスクの増大が懸念されるとしています。

気候変動の影響への適応の課題

◇本市の特性に応じた適応策の推進

国・県との連携のもと、本市の気候変動・影響予測に応じた適切な備え・対策

第3節 資源循環の現状と課題

大量生産・大量消費型の経済社会活動は、大量廃棄型の社会を形成し、環境保全と健全な物質循環を阻害する側面を有しています。また、温室効果ガスの排出による地球温暖化問題、天然資源の枯渇の懸念、大規模な資源搾取による自然破壊など様々な環境問題にも密接に関係しています。

循環型社会とは、「循環型社会形成推進基本法」（平成12年法律第110号）において、「「廃棄物等の発生抑制」、「資源の循環的な利用」及び「適正な処分の確保」がされることにより、限りある天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会」としています。

国は、各主体が進めてきた循環型社会の形成に向けた取組等により、平成12(2000)年からの約10年間で資源生産性³、入口側の循環利用率⁴が大幅に上昇し、最終処分量⁵が大幅に減少したものの、近年は横ばいとなっており、3Rなどの資源生産性を高める取組を一層強化する必要があるとしています。

また、東日本大震災以降も毎年のように大規模な災害が発生しており、万全な災害廃棄物処理体制を構築していく必要があるとして、平成30(2018)年6月に、地域循環共生圏形成による地域活性化、ライフサイクル全体での徹底的な資源循環、適正処理の更なる推進と環境再生などを掲げ、その実現に向けて概ね令和7(2025)年までに国が講ずべき施策を示した「第4次循環型社会形成推進基本計画」を策定しました。

さらに、プラスチックごみがポイ捨てなどにより河川などを通じて海に流れ込む地球規模の環境汚染である「海洋プラスチックごみ」の問題や「食品ロスの削減の推進に関する法律」（令和元年法律第19号）に基づく食品ロスの削減に向けた取組など新たな課題への対応が必要となっています。

本市は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年法律第137号。以下「廃掃法」という。）及び「福島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」に基づき、「福島市一般廃棄物処理基本計画」と各年度の実施計画を策定し、市民生活における生活環境の保全の立場から「ごみの減量化」と「リサイクルの推進」を柱として清掃事業の計画的な推進に努めています。

今後もより一層、ごみの発生抑制を進めるとともに、分別収集による資源物の徹底した回収及び集団資源回収等の促進により、廃棄物の発生から最終処分に至るまで適正な資源循環システムの構築を図る必要があります。また、平成30年の中核市移行に伴い産業廃棄物関連業務を所管し、産業廃棄物の減量化や適性処理の啓発等を行っています。

³ 資源生産性＝GDP / 天然資源等投入量。一定量当たりの天然資源等投入量から生み出される実質国内総生産（実質GDP）を算出することによって、「各産業がより少ない天然資源で生産活動を向上させているか」や「人々の生活がいかに物を有効に使っているか」などより少ない天然資源でどれだけ大きな豊かさを生み出しているかを総合的に表す指標

⁴ 入口側の循環利用率＝循環利用量 / (天然資源等投入量＋循環利用量)。入口側の循環利用率とは経済社会に投入されるものの全体量のうち循環利用量（再使用・再生利用量）の占める割合を表す指標

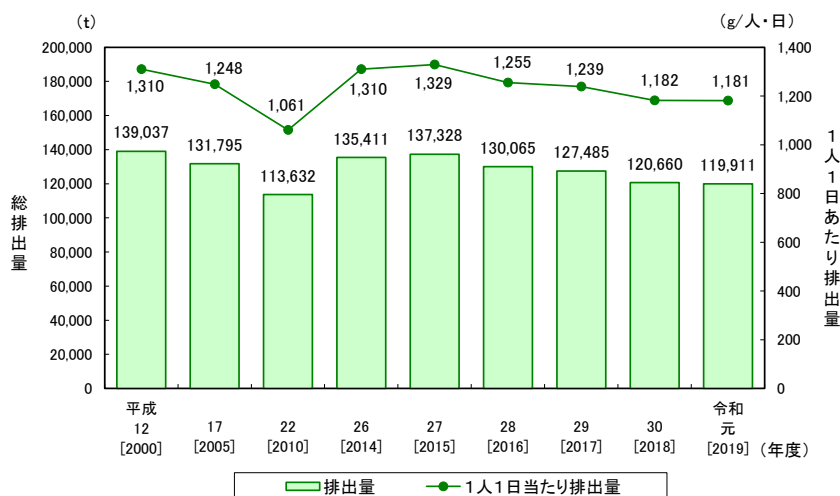
⁵ 最終処分量：廃棄物の埋立量。廃棄物の最終処分場の確保という課題に直結した指標

1) ごみの減量化

本市のごみの総排出量は、平成 23 (2011) 年 3 月の東日本大震災以降、減少から増加傾向に転じ、全国的にみて排出量が多い状況となっていました。平成 28 (2016) 年度以降、減少傾向となり、令和元年度は、119,911 t、1 人 1 日当たり 1,181 g となっています。

本市では、ごみ処理有料化導入の前に、意識の啓発、有料化以外の施策を積極的に展開することが必要であることから「令和 3 (2021) 年度までに市民 1 人 1 日当たりのごみ排出量を 890 g 以下にする」とした目標に向け、施策を展開しています。

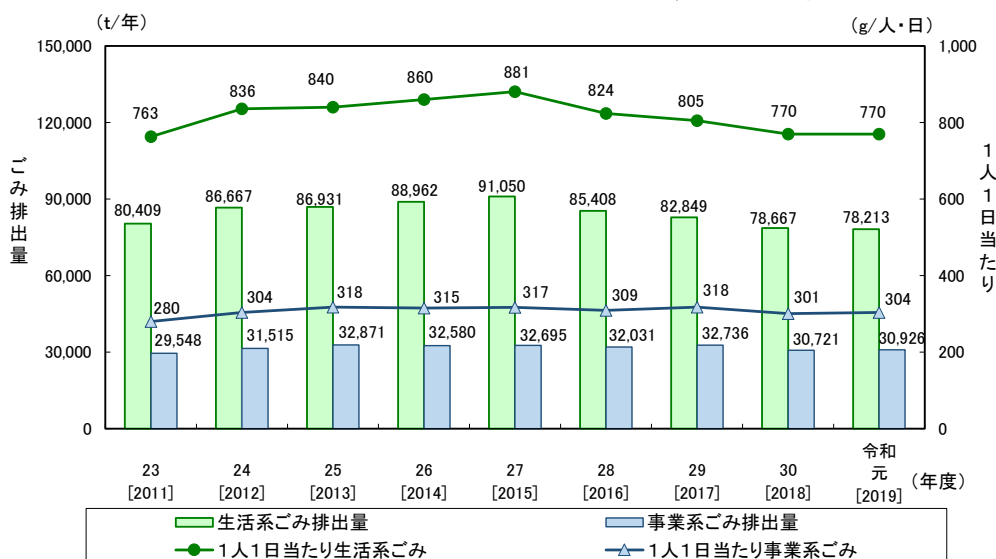
図 2-3-1 ごみ総排出量の推移



出典) 環境省「一般廃棄物処理実態調査」

また、令和元年度の生活系ごみの排出量(資源物、集団資源回収量を除く)は、78,213 t、1 人 1 日当たり 770 g、事業系ごみの排出量は、30,926 t、1 人 1 日当たり 304 g となっています。

図 2-3-2 生活系・事業系ごみ排出量の推移



注 生活系ごみは、資源物、集団資源回収量を除く
出典) 環境省「一般廃棄物処理実態調査」

ごみの減量化の課題

◇より一層のごみ減量化の推進

市民・事業者・市が一体となった、本市のごみの現状に即したごみ減量の取組

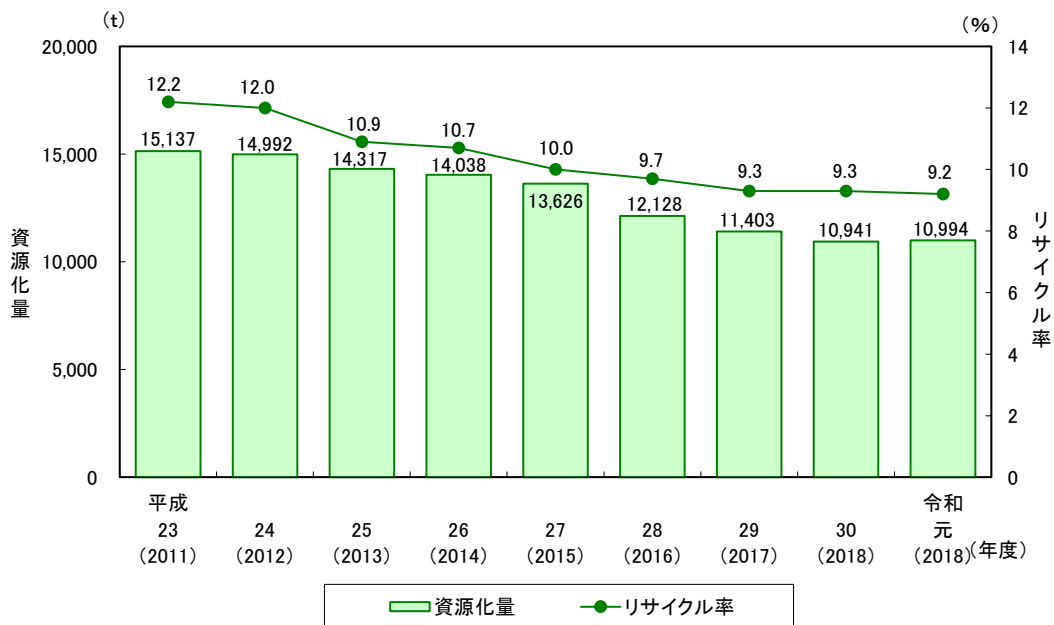
2) 3R (リデュース・リユース・リサイクル)

本市のごみのリサイクル率は令和元年度で9.2%となっています。平成23(2011)年度以降、資源化量、リサイクル率ともに減少傾向で推移しています。

リデュース(ごみを出さない)・リユース(繰り返し使う)を重点的に取り組むことによって、ごみ自体の排出量を減少させるとともに、資源を有効に利用するため、リサイクル(再資源化する)の取組を充実させることが必要です。

本市では、平成21年度から市内事業者と福島市消費者団体懇談会との3者で「レジ袋無料配布中止に関する協定」を締結し、レジ袋無料配布中止の取組を推進しました。令和2年7月からは、リデュースの取組の一環として、全国でレジ袋有料義務化(無料配布禁止等)されることになりました。

図2-3-3 再資源化量とリサイクル率の推移



出典) 環境省「一般廃棄物処理実態調査」

3Rの課題

◇より一層の3Rの推進

ライフサイクル全体で資源が循環する体制の構築、取組の推進

3) 廃棄物の適正処理

可燃ごみは、あぶくま・あらかわの各クリーンセンターで焼却処理した後、残さを最終処分場で埋め立て処分しています。あらかわクリーンセンターでは、焼却灰の熔融処理を行っており、埋め立て処分量の軽減と再資源化を図っています。

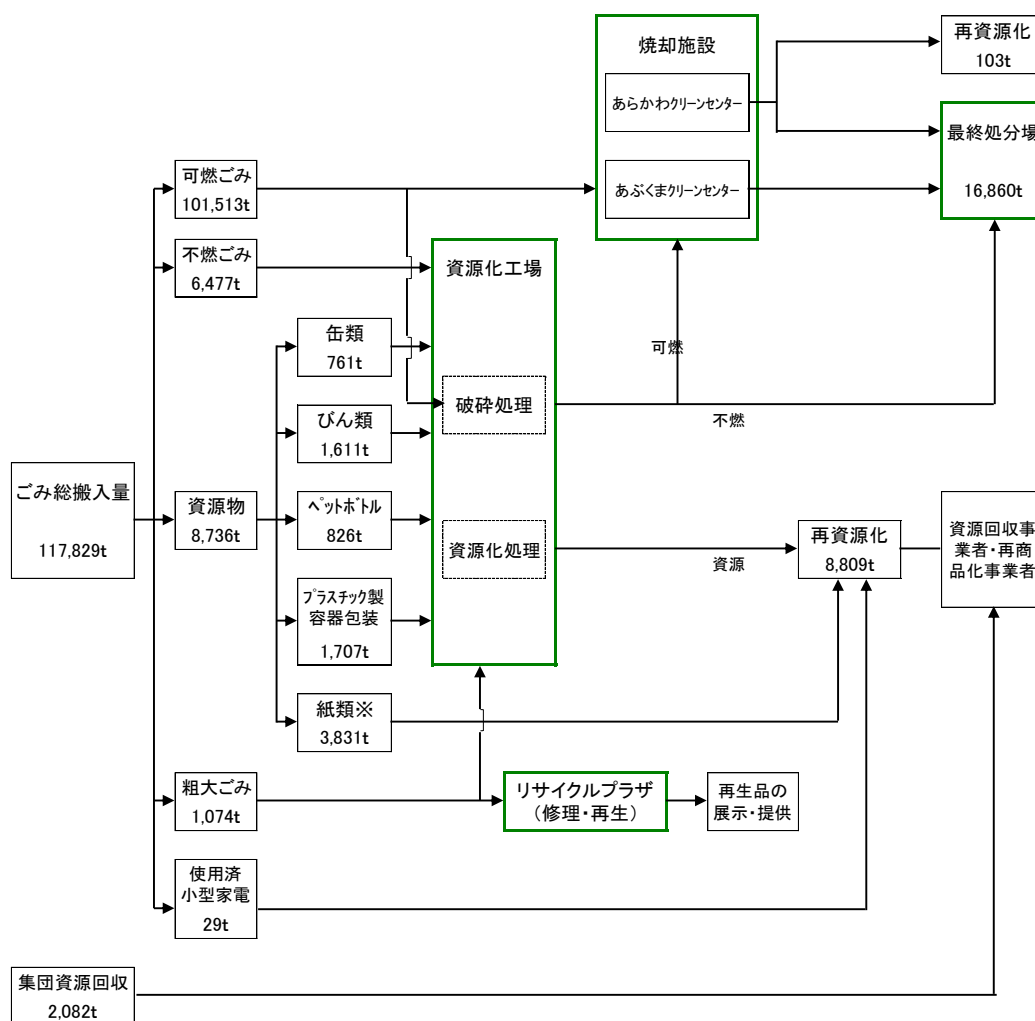
不燃ごみは、資源化工場で破碎処理した後、可燃、不燃、資源に分別され、それぞれ焼却処理、埋立処分、再資源化されます。

粗大ごみは、リサイクルプラザで修理・再生、資源化工場で破碎処理されます。

資源物は、9分別で回収し、缶類、びん類、ペットボトル、プラスチック製容器包装は資源化工場を経由して業者により再資源化されます。紙類は直接業者により再資源化されます。

現在、あぶくまクリーンセンターの老朽化に伴う施設整備、現最終処分場の残余容量の減少により新最終処分場の整備を進めています。

図2-3-4 ごみ処理の流れ（令和元年度の実績）



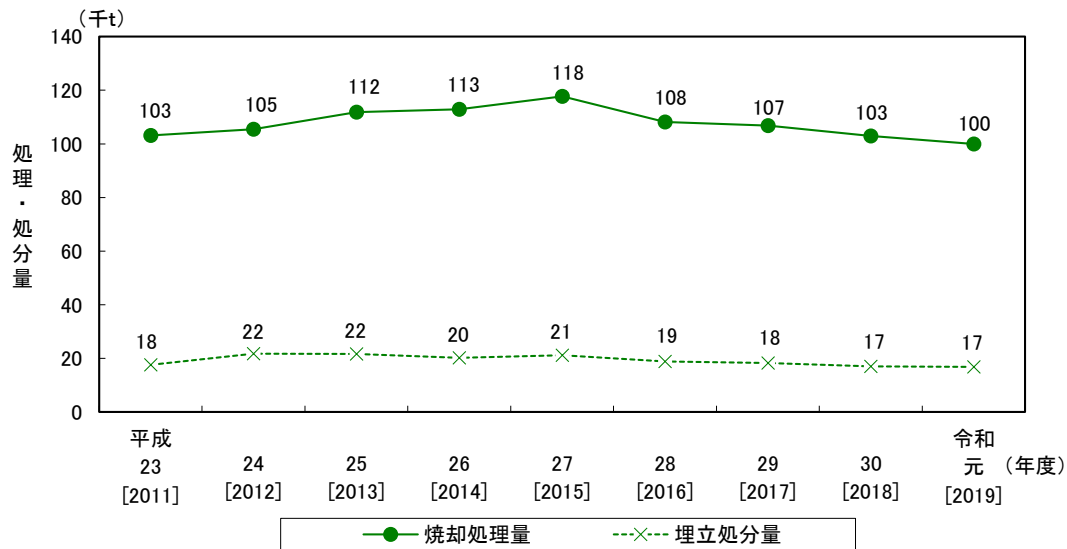
注1 紙類：紙パック、段ボール、新聞紙・チラシ、雑誌・本、その他紙製容器包装

注2 図中の太枠は市の施設を示します。

出典) 福島市環境部ごみ減量推進課調べ

焼却処理量は、平成 23 年度から増加傾向で推移していましたが、平成 28 年度から減少傾向となっています。また、最終処分量（埋立）は、平成 25（2013）年度まで増加傾向で推移し、その後、減少傾向となっています。

図 2-3-5 焼却処理量・最終処分量の推移



出典) 環境省「一般廃棄物処理実態調査」

平成 19（2007）年度からは、一人暮らし高齢者等に対して、ごみの戸別収集、安否確認を行う「ふれあい訪問収集」を実施しています。

災害廃棄物については、福島市地域防災計画やこれまでの災害時における経験などを踏まえ、万一の自然災害に備え、ごみの焼却から最終処分まで早期復興につながる施設の整備や広域処理の体制づくりを検討していく必要があります。

産業廃棄物の処理については、産業廃棄物処理業者等への許可、排出事業者や処理業者への立ち入り調査・指導等を行い、廃掃法に基づく適正処理の徹底を図るとともに、不法投棄監視員によるパトロールや不法投棄事案等に関する通報への迅速な対応により、不適正処理や不法投棄の未然防止と早期の発見に努めています。また、ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物の期限内の処分に向けた周知・指導をしています。

廃棄物の適正処理の課題

◇廃棄物の適正処理及び施設の適切な維持管理・整備

ごみ処理システムの安定かつ継続的な運用及び施設の適正な維持管理・整備

◇廃棄物の不法投棄対策

各種団体や地域住民との連携を図った不法投棄の監視や適切な対処

第4節 自然環境の現状と課題

地球上では、約40億年という長い歴史の中で、様々な環境に適応して進化し、3,000万種ともいわれる多様な生物が生まれました。それらは、一つひとつに個性があり、互いに支え合いながら生きています。自然とは、このような多様な生物の豊かなつながりであり、それらが生物多様性の姿であるといえます。

また、私たち人間は、自然から空気、水、エネルギーなど生活に必要な資源を得ており、生物多様性がもたらす豊かな恵みが、私たちの生活に不可欠となっています。

しかし、現在の日本の生物多様性は、過剰な採取や捕獲、開発等による生息・生育地の減少、里地里山などの手入れ不足による自然の質の低下、外来種などの持ち込みによる生態系のかく乱、地球温暖化等による環境の変化により、大きな危機に直面しています。

私たちは、今の世代だけではなく、将来にわたって生物多様性の恵みを享受できるよう次の世代に引き継いでいく責務を有しており、生物多様性の保全に努めなければなりません。

国では、「生物多様性基本法」（平成20年法律第58号）に基づき、2020年度までに重点的に取り組むべき施策の方向性として「5つの基本戦略」（「生物多様性を社会に浸透させる」「地域における人と自然の関係を見直し・再構築する」「森・里・川・海のつながりを確保する」「地球規模の視野を持って行動する」「科学的基礎を強化し、政策に結び付ける」）を示した「生物多様性国家戦略2012-2020」を平成24（2012）年9月に策定し、各種施策を推進しています。

本市は、自然に対する理解を深め、環境を大切にする意識を育むため、市民に対して自然とふれあう場や機会を提供するとともに、自然環境の保全活動への積極的な参加を促進させる必要があります。

また、現在残されている原生的で貴重な自然を保護するとともに、雑木林や農耕地など身近な自然環境の適切な保全や再生、緑の空間などの創出が必要となっています。

さらには、本市の生態系バランスを良好に保ち、豊かな生物多様性の恵みを持続的に利用していくため、市民の理解を得ながら希少野生動植物の保護や生息環境の保全、外来生物対策、人的被害や農作物被害の阻止を含めた有害鳥獣対策を講じる必要があります。

1) 身近な自然（公園・緑化、自然公園など）

豊かな自然とのふれあいの場は、私たちの日常生活に潤いとやすらぎを与え、市民の文化、教育、保健休養の場として、人々の心身を育む役割を持ち、実際に体感できる身近な自然やみどりの空間の大切さを理解し、市民が一体となって本市の財産として守り育てていく必要があります。

市街地の中心に位置する信夫山は、本市の花見の名所のひとつで、山全体に約2,000本といわれるソメイヨシノが植えられています。その他、花の名所としては、花見山、大森城山公園、花ももの里、土合館公園などがあり、四季折々の花を楽しませてくれます。

また、本市は、日本最古の歴史と東北随一の規模を有する飯坂、荒川上流の谷あいに湧く自然に包まれた土湯、高濃度の硫黄泉で知られる高湯など個性的で多種多様な効果を持つ温泉が数多くあります。

さらに、福島市小鳥の森は、阿武隈川を挟んで市街地の対岸に位置し、自然や野鳥の生態を解説する自然観察指導員などが常駐するネイチャーセンターを中心に雑木林の中に自然観察路が巡り、年間を通して多種多数の野鳥を観察できます。

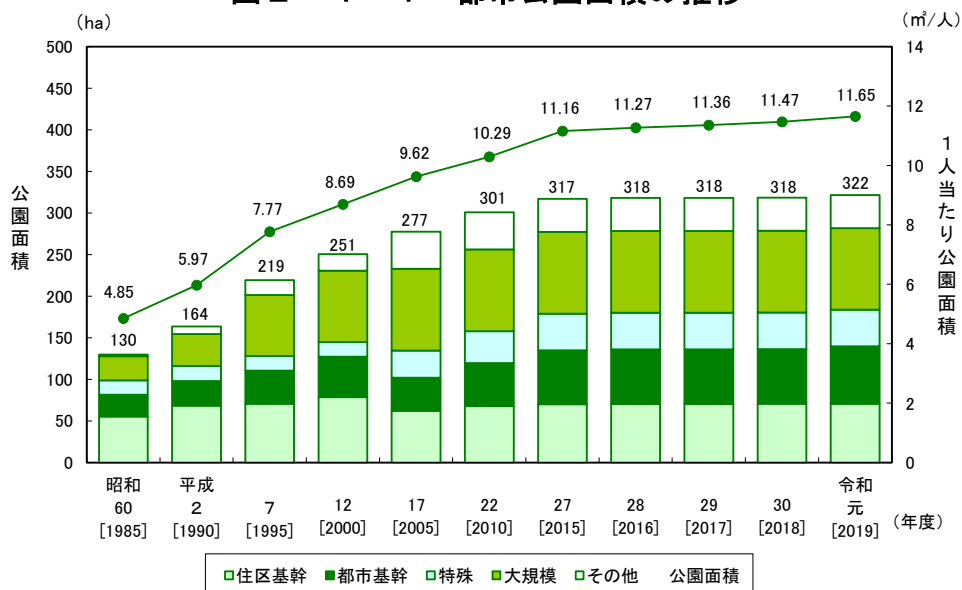
その他、市民が自然への理解を深め、自然とふれあえる場である自然観察路、遊歩道、キャンプ場などを整備しています。

(1) 公園・緑地など

令和2（2020）年3月31日現在の本市における都市公園の総面積は321.65ha、1人当たり公園面積は11.65㎡となっています。

今後も、市民の憩いの場、身近なレクリエーションの場、災害時における避難場所として地域バランスに配慮した公園整備や既存樹林地の保全と宅地の緑化促進などによる緑地面積の確保を計画的に推進していく必要があります。

図2-4-1 都市公園面積の推移



出典) 福島市都市政策部

(2) 自然公園など

本市の西側の吾妻連峰は、「自然公園法」(昭和32年法律第161号)に基づく磐梯朝日国立公園に指定され、火山風景、高山植物群落、湖沼群などの景観を特色としています。また、当該地域(8,575.3ha)は本市における唯一の国立公園でもあります。

信夫文知摺、黒岩虚空蔵、茂庭の3地域(合計866.8ha)は、「福島県自然環境保全条例」に基づく自然環境保全地域に指定され、特異な地形・地質を有する地域や高山性植生、湿原の植物群落など自然性が高く、希少性に富み、また学術的な価値を恒久的に保有することを目的として保全が図られています。

また、信夫山、阿武隈川、摺上川、館ノ山の4地区(合計954.0ha)は、「都市計画法」(昭和43年法律第100号)に基づく風致地区に指定され、都市における樹林地、水辺などの良好な自然環境を保全するため、開発行為などに対して制限を設けています。

図2-4-2 自然公園、自然環境保全地域、風致地区の指定状況



表2-4-1 自然保護関係指定地域の状況

区分	面積 (ha)
自然公園	8,575.3
磐梯朝日国立公園	8,575.3
自然環境保全地域	866.8
信夫文知摺自然環境保全地域	3.6
黒岩虚空蔵自然環境保全地域	1.6
茂庭自然環境保全地域	861.6
風致地区	954.0
信夫山風致地区	210.0
阿武隈川風致地区	673.0
摺上川風致地区	55.0
館ノ山風致地区	16.0

注 平成30年1月現在の状況を示します。
出典) 福島県環境白書(平成30年度版)統計資料編

身近な自然(公園・緑化、自然公園など)の課題

- ◇自然とふれあいの場の充実
 - 自然にふれあうことのできる場所や施設の周知、利用の促進
- ◇自然とふれあう機会の充実
 - あらゆる機会を通じて、自然とのふれあいを創出

2) 水辺（河川）

本市には、阿武隈川を始め、36の一級河川が流れており、河川流域沿いには、あぶくま親水公園、荒川桜つつみ公園、水辺の楽校など、市民が水辺に親しむための施設が整備されています。水辺の楽校では、河川堤防を緩やかな勾配にして、樹木や散策路をうまく配置し、水と親しみやすい空間がつくられています。

今後も、河川が有する生物の生息・生育環境、多様な河川景観など水辺空間の保全・整備を行い、身近で親しみやすい場所としての利用の推進が必要です。

表2-4-2 市内の主要河川

河川名	流域面積 (km ²)	指定延長 (km)	市内延長 (km)
阿武隈川	4,079.7	180.7	27.6
摺上川	314.3	24.3	24.3
小川	52.7	17.6	17.6
八反田川	24.4	13.9	13.9
松川	91.7	20.1	20.1
荒川	184.8	26.6	26.6
須川	98.5	16.9	16.9
天戸川	40.6	14.1	14.1
濁川	58.8	10.4	10.4
水原川	67.5	16.3	13.8

注1 流域面積や指定延長、市内延長は平成29年4月1日現在のものを示します。

注2 主要河川は、市内延長が10km以上のものを示します。

出典) 福島市統計書(平成29年版)

水辺（河川）の課題

◇多様な機能を有する水辺の保全・整備

生物の生育・生息環境、河川の景観など水辺空間の保全・整備

3) 森林

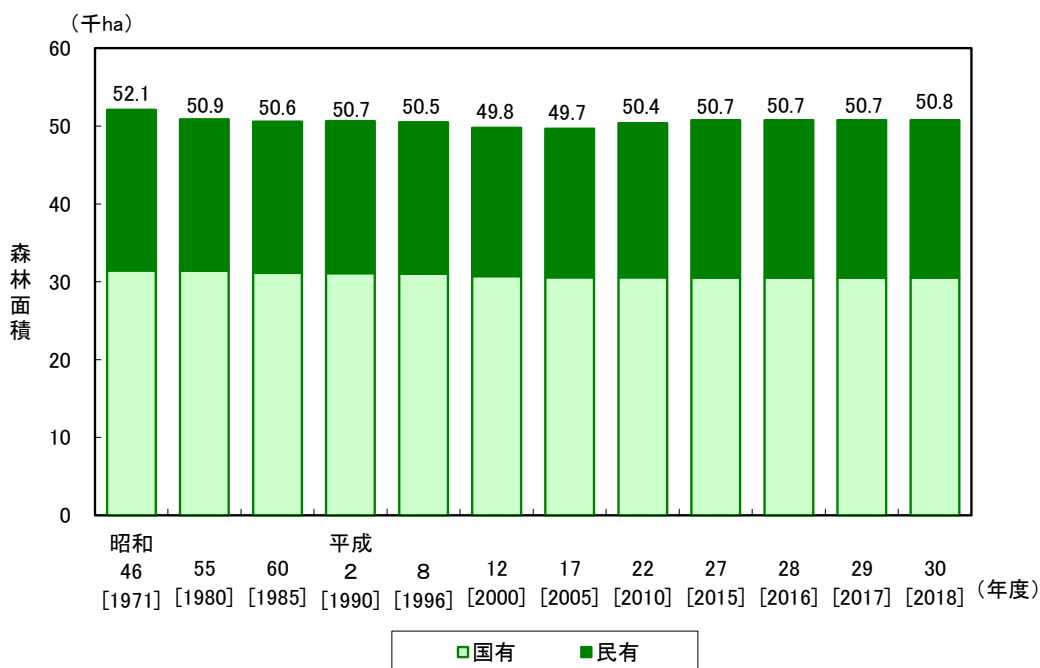
森林は、保水力による土壌栄養分流出防止、土砂崩れ防止、さらに二酸化炭素の固定機能による温室効果ガス削減など多様な機能を有しています。また、森林を失うことで、生態系自体の安定性を低下させ森林で生きる動植物や昆虫のすみかを奪うことになります。

本市において、森林は中央部の盆地を囲むように西側の吾妻連峰、東側の阿武隈高地などに広く分布しています。森林の多くは二次林ですが、市の西側の吾妻連峰には亜高山性の自然林が分布しています。

近年、市内の森林面積は横ばいで推移していますが、一方で、林業従事者の減少や高齢化、木材価格の低迷などによる経営悪化などのため、適切な森林管理が困難となっている状況がみられ、私有林の中には、木の伐採など管理が十分に行われていない森林があります。

森林の恩恵を将来にわたり享受していくためには、植林や間伐、林道の維持管理など森林の継続的な整備が不可欠であり、適切な森林施策の推進、森林・林業を支える担い手の育成・確保などを図るとともに、本市産の木材の活用など林業の振興が必要です。

図2-4-3 森林面積の推移



出典) 福島県森林・林業統計書

森林の課題

◇公益的な機能を有する森林の保全

継続的な森林の整備、担い手の育成・確保、林業振興の推進

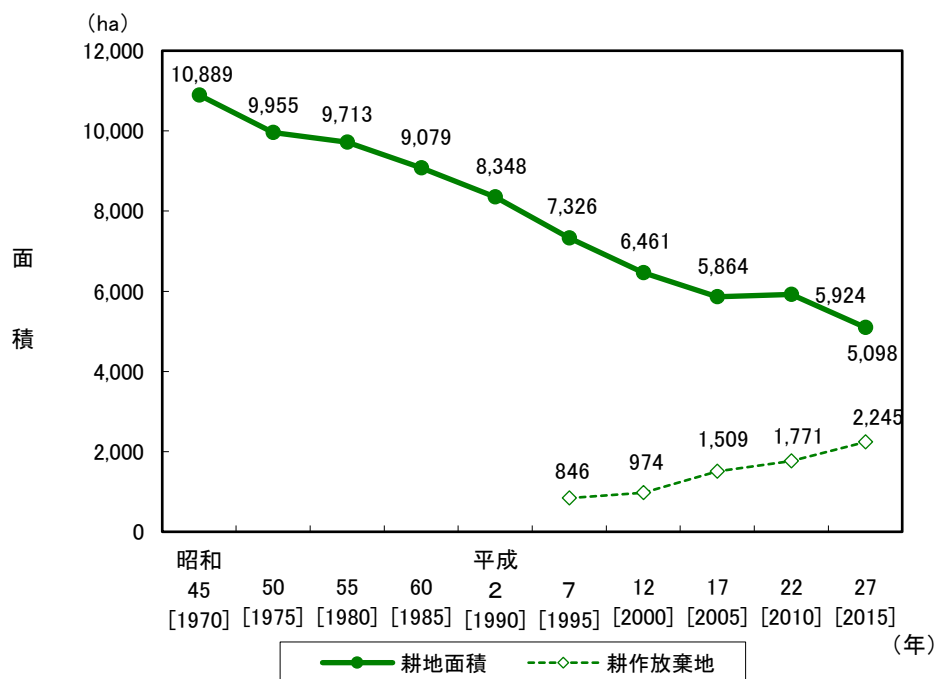
4) 農地

農地は農作物を栽培する機能だけでなく、生態系の一部としての生物の生息環境、田園風景を形成する景観資源などの役割や雨水を貯留して洪水を抑える機能や緩やかに地中に浸透させて地下水をかん養する機能など、自然環境にとって多様な機能を有しており、農村環境の保全、農業生産基盤と施設・設備の整備の継続が必要です。

本市の耕地面積は減少傾向にあり、耕作放棄地は増加傾向にあります。そのため、農業の担い手の育成・確保や農用地集積・集約、農用地の有効活用を図るとともに、農作物の安全性と品質の保持、ロボット技術やICTを活用したスマート農業、6次産業化による消費拡大などを推進する必要があります。

また、気候変動や台風などの自然災害、新型コロナウイルス感染症など様々なりスクに対応した経営を支援し、農業経営の安定化に取り組む必要があります。

図2-4-4 耕地面積、耕作放棄地の推移



注 各年2月1日現在の耕地面積、耕作放棄地を示します。

出典) 2015年農林業センサス農林業経営体調査結果報告書(福島県企画調整部統計課)

農地の課題

◇多様な機能を有する農地の保全

農村環境の保全、農業生産基盤と施設・設備の整備の継続

◇担い手の育成と農業経営の安定

農業の担い手の育成・確保と農業経営の安定化による農地の保全

5) 動植物

(1) 動物

本市は、国指定の天然記念物であるヤマネなどの小型哺乳類をはじめ、イワヒバリ、ホシガラスなどの高山性鳥類などの貴重な動物が生息しています。また、「茂田沼のモリアオガエル生息地」が市指定の天然記念物に指定されています。

平野部の河川沿いでは、豊かな自然植生を背景に、ハルゼミ、オオムラサキなどの昆虫が生息しています。これらの様々な動物の生息・生育環境を保全することにより、市域における生物多様性の確保・維持に努める必要があります。

その一方で、外来種であるアライグマやブラックバスなどが侵入・生息している地域があり、これらの外来種により既存の生態系への影響が心配され、在来種の保護、外来種対策等の推進が必要です。その他、中山間地域を中心に、野生鳥獣による農作物の被害が報告されていることから、「福島市鳥獣被害防止計画」を策定し、ニホンザル、イノシシ、カラスなどによる農作物の被害の軽減に努めています。

(2) 植物

植物については、吾妻連峰一体には、国指定の天然記念物である「吾妻山ヤエハクサンシャクナゲ自生地」、県指定の天然記念物である「安達太良山ヤエハクサンシャクナゲ自生地」などの貴重な亜高山性の自然植生が分布しています。

また、中腹の山地には、ブナ林やミズナラ林などが広がっています。

吾妻連峰に源を発する松川、荒川の下流では、扇状地に特有のアカマツ自然林が広がっています。

これらの植生が有する洪水防止機能や水源かん養機能、自然景観などを維持していくためにも、これらの分布域が消失しないよう、環境の保全に努めていくことが必要です。

図2-4-5 土壌と植生



動植物の課題

◇多様な動植物が生息できる環境の保全

動植物の分布・生息状況などの調査・把握の継続

◇外来生物による被害の防止

外来種に対する正しい知識の啓発、必要に応じた防除による拡大の防止

第5節 生活環境の現状と課題

昭和30（1955）年以降の高度経済成長期、わが国では産業活動に伴う数多くの公害⁶が生じました。その後、制定された公害に関する法令により、望ましい生活環境の基準（環境基準値）、事業者が守るべき基準（規制基準値）が設けられ、現在では、大規模な健康被害が生じる公害は発生していません。

工場や事業場からの大規模な公害が改善された一方、法令による規制を受けず、都市部における生活や事業活動が原因となる「都市型公害」が問題となり、因果関係の把握や原因の解消が困難である場合が多くなっています。

また、発生源が国外によるものも含めて広範化したことから、酸性雨や微小粒子状物質（PM2.5）、光化学オキシダントなどの大気汚染、マイクロプラスチックによる海洋汚染や生態系への影響に対する懸念など、国際的な問題が生じています。

本市では、現在、概ね環境基準を達成している状況にありますが、自動車等の利用に伴う大気汚染や騒音・振動、生活排水による水質汚濁、飲食店等からの悪臭など日常生活における「都市型公害」への対応が課題となっています。

今後も本市の環境の状況の監視を継続するとともに、工場・事業場等に対する指導や市民への啓発を図り、人の健康や生活環境への被害を防止し、引き続き、私たちの生活の基盤となる「安心安全な生活環境」の保全を図る必要があります。

1）水環境

（1）河川水質

本市を流れる河川は、そのほとんどが吾妻連峰に水源を持ち、市域を西から東に流れながら市街地に入り、阿武隈川に合流します。本市では、阿武隈川支流の17河川23地点で水質調査を毎月1回実施していますが、環境基準等の達成率88%前後の良好な水質を維持しており、平成22（2010）年から10年連続で水質日本一を達成している荒川や摺上川などの清流にも恵まれています。

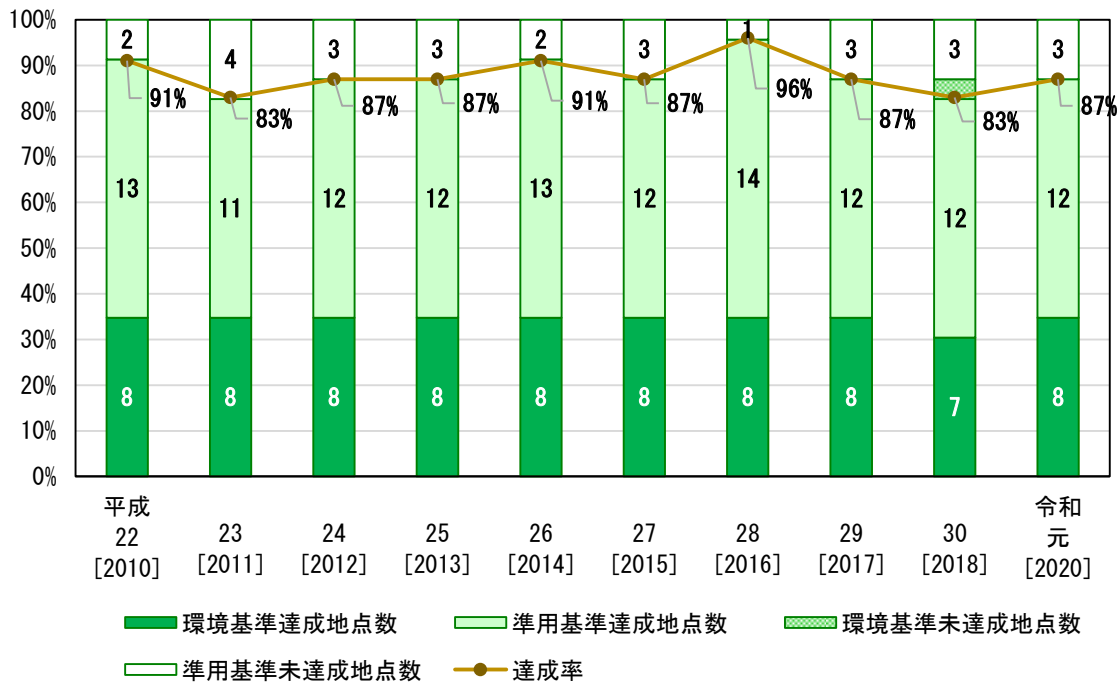
摺上川ダムは、県北地域の飲用水を担う重要な河川であり、水質の面でも非常に恵まれており、ダムの水を原水とした水道水は、品質評価コンテスト「モンドセレクション2020」において、平成29（2017）年から4年連続で「最高金賞」を受賞し、また、「International Taste Institute 2020」（国際味覚審査機構）において、水道水では日本初の優秀味覚賞（二つ星）を獲得しました。なお、本市では、摺上川ダム周辺の集水域を水道水源保護地域に指定し、水源の汚染を未然に防止する取組を実施しています。

⁶ 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずること。

河川の水質汚濁の原因は、家庭からの生活排水、工場・事業場、農業からの排水などですが、特に家庭からの生活排水による影響が強くみられます。

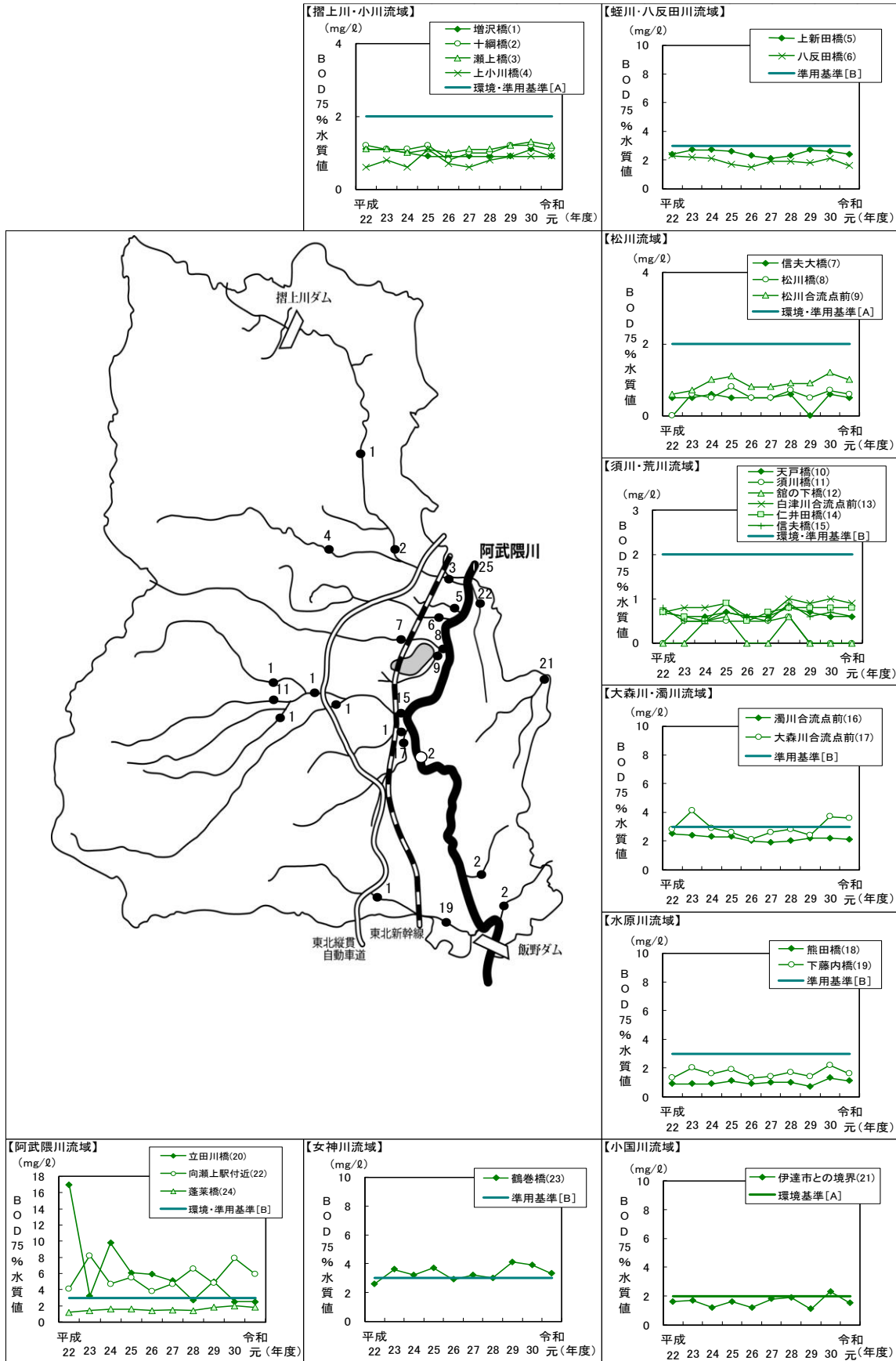
今後の河川水質の改善のためには、公共下水道や合併処理浄化槽の整備による生活排水対策の推進、水質汚濁防止のための啓発、工場・事業場の自主的排水改善、行政の監視指導の強化などによる総合的な対策を講ずる必要があります。

図2-5-1 環境基準及び準用基準の達成率（BOD75%水質値）



出典) 「福島環境」 (福島市環境部)

図2-5-2 河川水質の推移



注 阿武隈川は国土交通省が実施
出典) 「福島環境」 (福島市環境部)

(2) 生活排水処理

生活排水処理は、公共下水道事業を中心に進められています。公共下水道事業の整備区域外では、農業集落排水事業、合併処理浄化槽設置整備事業などによって生活排水の処理が行われています。これら事業の推進により、汚水処理人口普及率（総人口のうち、いずれかの汚水処理施設が利用できる区域に住む人口の割合）は、近年、着実に向上しています（P19 図2-1-18 参照）。

公共下水道や農業集落排水などの集合処理施設の整備が及ばない地域では、し尿と生活雑排水を併せて処理する合併処理浄化槽の普及推進に努めています。

さらに、地域における生活排水対策に関する啓発活動を推進し、地域住民主体の活動を支援していくため、平成14（2002）年度から「ふるさとふくしま清流づくり推進事業」において、講習会の開催や河川の水質マップを作成・公表などを実施しています。

水環境の課題

◇河川水質の改善

市民・事業者に対する水質汚濁防止の啓発、対策

河川流域の自治体や関係機関との連携

◇良好な生活排水処理の推進

公共下水道、合併処理浄化槽の整備

2) 大気汚染

大気汚染は、工場・事業場からの排煙や自動車の排気ガスなどが、直接的、間接的に身体に被害を与える深刻な公害として広く認識されています。

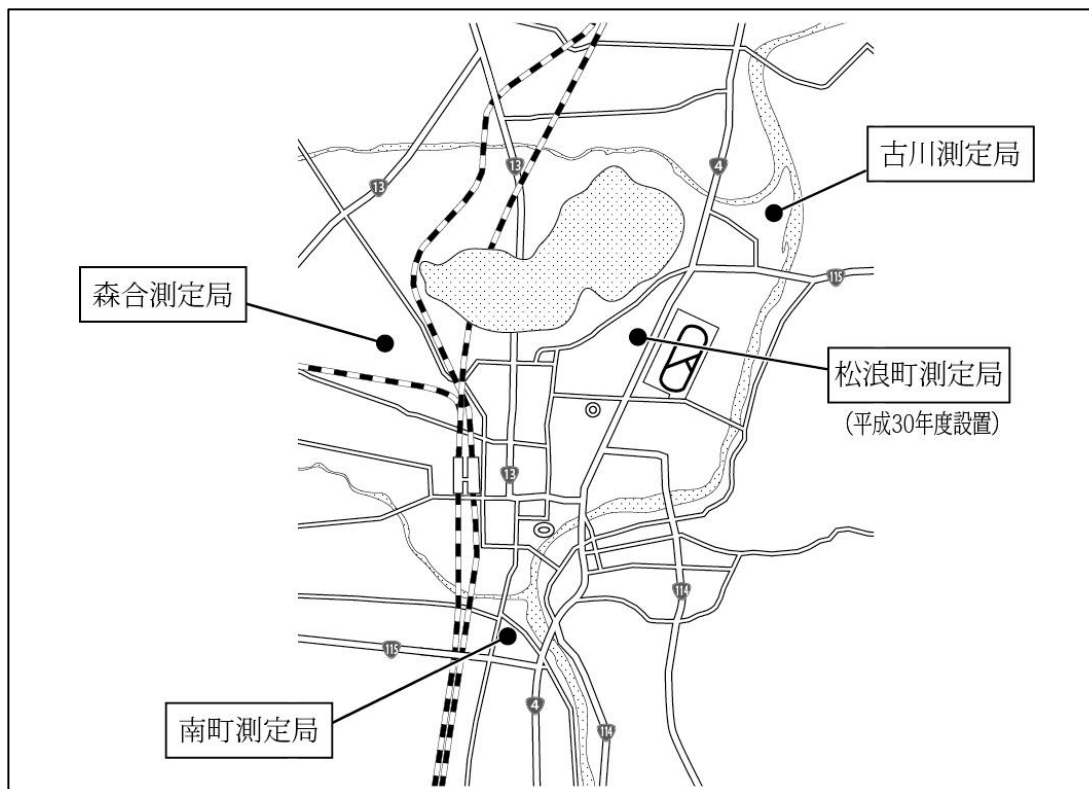
国内では、工場や事業場から排出されるばい塵・ガスなどは、技術の進歩や排出規制が進んだことなどにより、環境への負荷が低減されてきました。また、自動車の排気ガスについても、燃料の改質や低公害車の普及が進んだことなどにより、地域の大気質の改善が進んできました。

一方、東南アジアや中国などの一部の地域では、近年、産業構造の変化やライフスタイルの変化に伴い急速に大気汚染が進み、近隣諸国に影響を及ぼす程になっており、大気汚染をはじめ地球温暖化、酸性雨などの諸問題が懸念されています。

本市では、平成30(2018)年4月に中核市へ移行したことに伴い、4か所の大気汚染測定局において大気汚染の24時間常時監視を行っており、光化学オキシダント、二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、一酸化炭素及び微小粒子状物質(PM2.5)などの項目を測定しています。令和元(2019)年度の測定結果では、光化学オキシダントについては、全国的な傾向と同様に全測定局で環境基準を達成しない日もありましたが、注意報や警報は発令されていません。その他の項目は、全測定局で環境基準を達成しました。

本市の大気質は、概ね良好な状態が維持されていますが、引き続き、大気汚染の未然防止に向けた、市民・事業者を対象とした普及啓発に努める必要があります。

図2-5-3 市内における大気汚染測定網

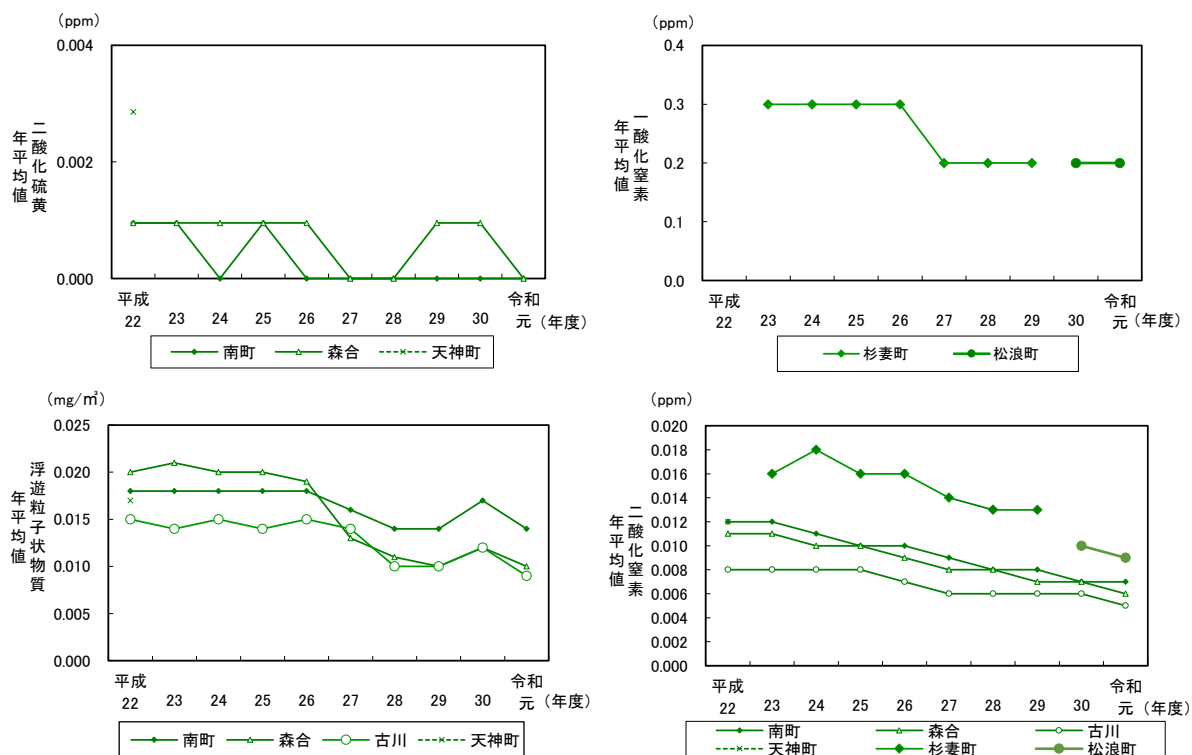


注 松浪町測定局は平成30年度設置(杉妻町測定局から移設)

二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、二酸化窒素の年平均値の経年変化をみると、いずれも近年減少傾向で推移しており、大気汚染の状況が改善されてきていることが示されています。

また、光化学オキシダントの環境基準を超えた時間数の経年変化については、特に傾向はみられません。

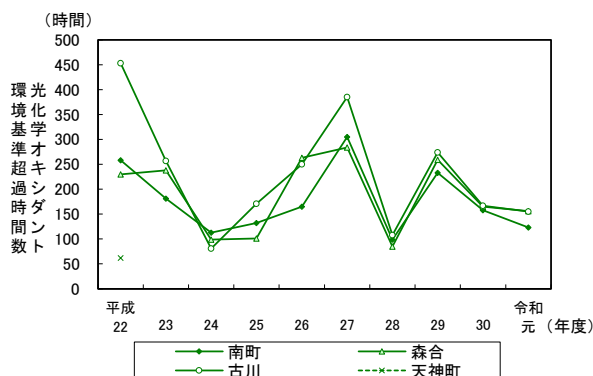
図2-5-4 二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、二酸化窒素の年平均値



注 一酸化炭素の測定は、平成20年度以降には行われていません。

出典) 大気汚染測定結果(福島県)他各年度版

図2-5-5 光化学オキシダントの環境基準を超えた時間数の推移



出典) 大気汚染測定結果(福島県)他各年度版

大気質の課題

◇良好な大気環境の維持

大気環境の保全意識の向上に向けて、国、県と連携して効果的な啓発の推進

3) 騒音・振動

騒音や振動は、発生源と被害者が局所的に近接している場合に起きやすく、その原因も工場や事業場、農業、交通、生活音など多岐にわたり、市民にとって最も身近な公害です。現在、騒音については「環境基準」が設定されていますが、振動には「環境基準」がありません。

騒音については、一般的な住環境における「環境騒音調査」や高速自動車道の沿道での「高速自動車道騒音調査」のほか、振動の測定も含めた「自動車交通騒音調査」、「東北新幹線鉄道騒音・振動調査」などを実施しています。一般的な住環境における「環境騒音調査」では、継続的に「環境基準」を超えるような状況はありませんが、「自動車交通騒音調査」においては、主要国道などで「環境基準」を超える地点も確認されています。

高速自動車道や東北新幹線鉄道の沿線など一部の地域からは、騒音や振動の被害について相談が寄せられており、交通事業者等に対して適切に対策を講じるよう要望しています。

工場・事業場からの騒音・振動防止対策は、「騒音規制法」（昭和43年法律第98号）、「振動規制法」（昭和51年法律第64号）、「福島県生活環境の保全等に関する条例」及び「福島市公害防止対策条例」に基づいて行っており、「都市計画法」により定められた用途地域の区分に準じて、規制地域毎に規制基準が設定されています。

現在、工場や事業場などからの騒音・振動については、技術の進歩や規制対策が進んだことなどにより、公害苦情などの被害が生ずることは少なくなりましたが、近年の傾向として、発生源の多様化と快適な環境を求める住民意識の向上により、様々な被害に関する相談が寄せられています。

騒音・振動の課題

◇幹線道路沿道での道路交通騒音の防止

自動車交通騒音・振動の測定監視の継続

◇新幹線からの騒音・振動の防止

国・県とも連携し、新幹線の騒音・振動の測定監視の継続

図2-5-6 騒音・振動調査地点

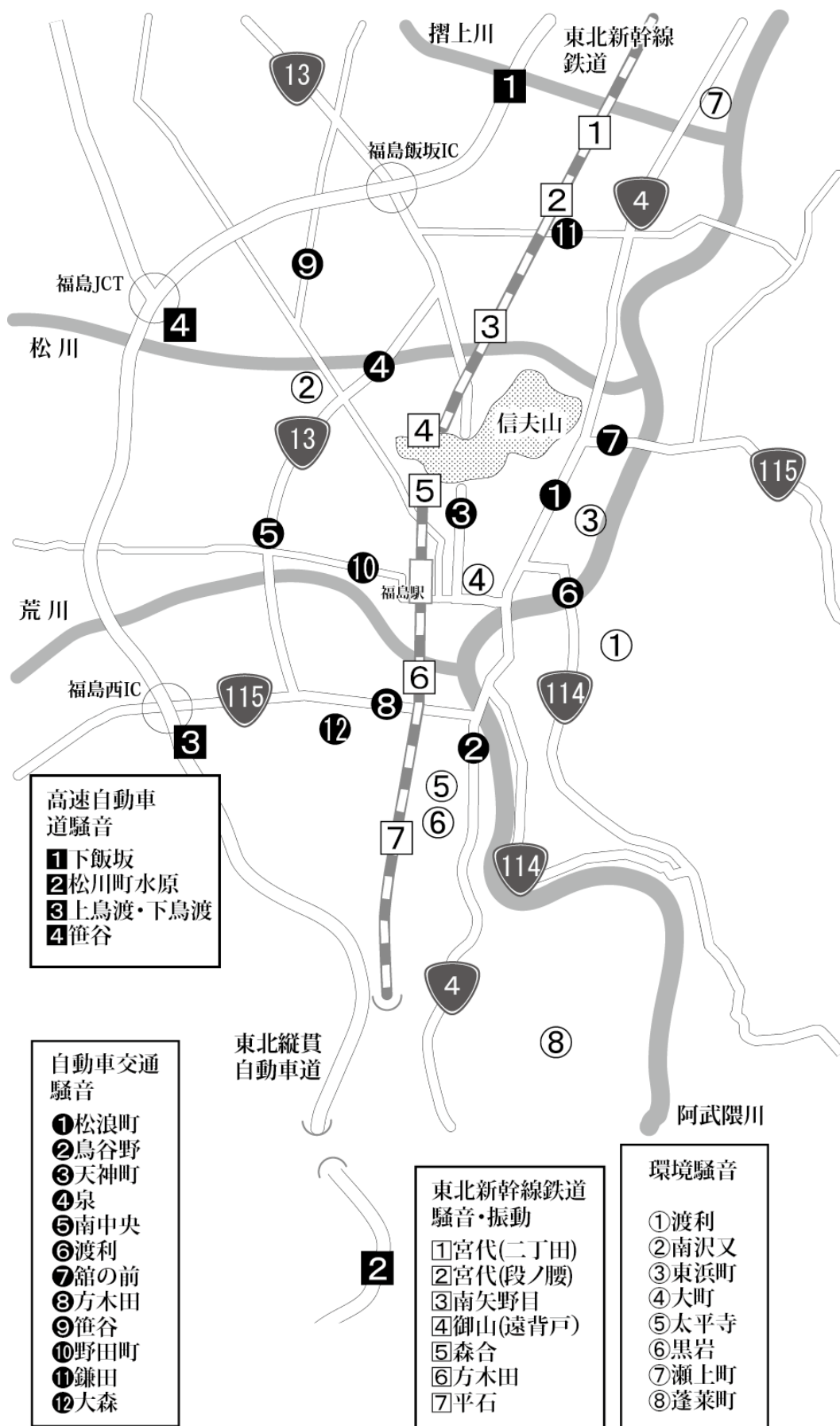
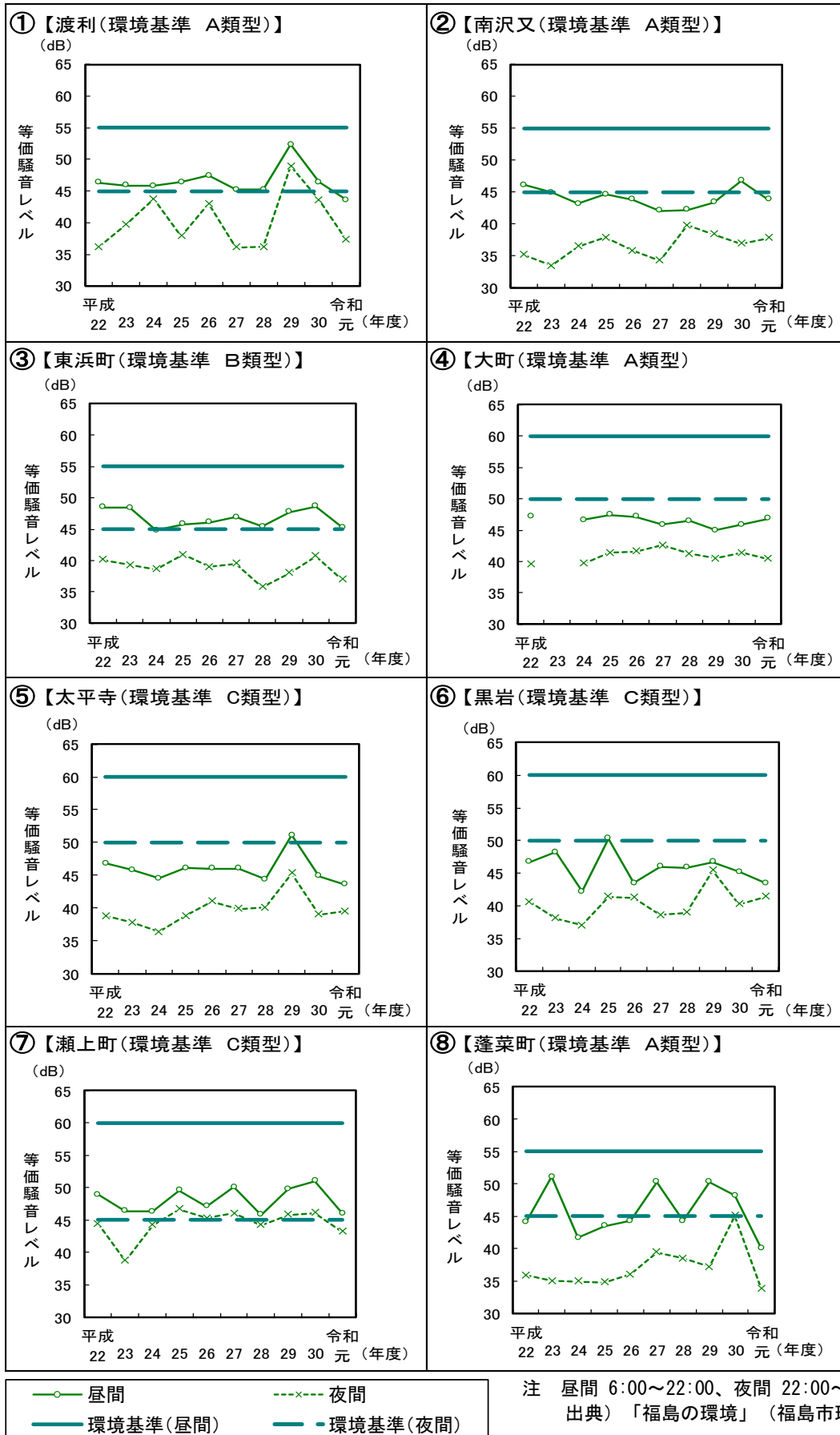


図2-5-7 環境騒音調査結果



4) 悪臭

悪臭は、日常生活に関係の深い身近な感覚的公害であり、その発生源も工場、事業場、農業、飲食店、家庭生活まで多岐に及び、「悪臭防止法」（昭和46年法律第91号）に基づき、必要な規制及び規制地域の指定など対策が行われています。

また、令和元年度の総苦情件数40件のうち、悪臭に関する苦情は14件、35.0%と高い割合となっています。

悪臭の課題

◇悪臭のない良好な環境の維持

悪臭を防止するため、指導・啓発・監視の継続

5) 土壌汚染

土壌汚染は、有害物質の埋設・地下浸透、自然由来の物質などにより土壌が汚染され、健康被害が引き起こされる公害です。全国的に、工場・事業場における土壌汚染調査、工場跡地などの再開発・売却時の土壌汚染調査、地下水のモニタリング調査の拡充などに伴い、市街地や工場跡地などで土壌汚染が明らかになるケースが増えたことから、問題が顕在化しました。

このような現状を背景に、「土壌汚染対策法」（平成14年法律第53号）が平成15（2003）年2月に施行され、一定の要件を満たす土地に対して土壌汚染調査の義務付け、特定有害物質が基準を超えた土壌汚染が判明した土地については、指定区域として公示し、土壌の処理など必要な措置を講じることなどが定められました。

その後、土壌調査の機会の拡充や汚染土壌の適切な処理などの土壌汚染のリスク管理を強化するため、平成21（2009）、29年の2度にわたり「土壌汚染対策法」が改正されました。

令和2（2020）年3月31日現在、本市では、「土壌汚染対策法」に基づき要措置区域として指定している土地はありませんが、形質変更時要届出区域として指定している土地が1件あります。

土壌汚染の課題

◇土壌汚染のない良好な環境の維持

土壌汚染対策の関係法令に基づく指導強化

6) 有害物質など

(1) 化学物質

国内で用いられている化学物質は数万種類と言われ、日常生活及び事業活動の各段階（製造～廃棄）において環境中に放出されています。これらの化学物質の中には、極微量でも健康被害や生態系へ影響を及ぼすものや、当初は有害性の認識が無くても数十年の使用期間を経て有害性が判明するものなども報告されています。

国内では、こうした化学物質の移動や排出を管理することにより、リスクを低減させていくため、「化学物質排出移動量届出制度（PRTR制度）」などの取組が実施されています。

また、「水銀に関する水俣条約」、「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約」などの化学物質対策に係る国際条約などが締結されており、国際的な取組の重要性が増しています。

化学物質の中には、現時点において環境影響が明らかにされていない物質もあるため、これらについては各種の情報収集を行っていく必要があります。

(2) ダイオキシン類

ダイオキシン類は廃棄物の燃焼や化学物質の製造過程で生成される有機塩素化合物で発がん性など健康への影響が懸念されています。

平成11（1999）年7月に成立した「ダイオキシン類対策特別措置法」（平成11年法律第105号）により、ダイオキシン類を発生する特定施設の所有者には、排出基準の遵守と年1回以上のダイオキシン類の自主測定の義務が課せられました。令和2年3月31日現在、市内では8事業場13施設から届出がされています。

本市では、平成30年4月に中核市へ移行したことに伴い、一般環境調査（大気1か所（年2回）、水質（河川水質・低質5か所）、地下水1か所、土壌1か所）と発生源周辺調査（排煙、周辺大気3か所、周辺土壌9か所）を毎年度、実施していますが、これまでダイオキシンの濃度は、いずれも排出基準値（排煙のみ）、環境基準値を下回っています。

(3) 地下水汚染

本市では、平成4（1992）年頃にテトラクロロエチレンなどの有機溶剤による地下水汚染が確認されました。

また、本市は、平成7（1995）年4月1日から「水質汚濁防止法」（昭和45年法律第138号）の政令市となり、「福島県水質測定計画」に基づく地点で毎年水質調査、事業者の指導を所管しています。

令和元年度の調査結果では、環境基準の超過及び新たな汚染物質の検出はありません。

(4) アスベスト

アスベスト（石綿）は、天然に採取される鉱物の一種であり、耐熱性等に優れているため、多くの製品や建築物に使用されてきました。発がん性等の健康影響を有するため、現在では製造・使用が禁止されています。しかし、建築材として過去に使用されたものについては今でも残存している部分があります。アスベストを使用した建物の解体作業には作業基準等により、各種の規制・対策が講じられています。

本市においてアスベストを使用した施設の解体に際しては、これらの基準等に従い、周囲の生活環境への影響に配慮しています。

有害化学物質などの課題

◇化学物質などによる汚染のない良好な環境の維持

有害な化学物質の代替化、密閉化、さらに適切な管理強化

第6節 原子力災害からの環境再生の現状と課題

東日本大震災に伴う原子力発電所の事故後、事故由来放射性物質による環境の汚染が人の健康又は生活環境に及ぼす影響を速やかに低減するため、「放射性物質汚染対処特別措置法」（平成23年法律第110号）が制定され、土壌等の除染の措置や汚染廃棄物の処理などの環境再生の取組が進められています。

平成30（2018）年3月には、全ての市町村（帰還困難区域を除く）で面的除染が完了しています。また、除去土壌については、令和元（2019）年6月現在で、輸送対象物量約1,400万 m^3 のうち約314万 m^3 が中間貯蔵施設への搬入が完了しており、令和3（2021）年度までに、福島県内（帰還困難区域を除く）に仮置きされている除去土壌等の搬入を概ね完了することを目指しています。

本市では、「福島市ふるさと除染実施計画」に基づき、住宅、生活圈森林、道路、農地などの面的除染は平成30年3月に、除染効果が維持されていない箇所等のフォローアップ除染は平成30年9月に全て完了しております。現在は、除去土壌の現場保管の早期解消を図り、市民が安心して生活できる環境の回復を目指して、引き続き取組を進めています。

放射線に対する不安軽減と健康管理については、平成23（2011）年12月に「福島市健康管理実施計画」を策定し、原子力災害のもとで市民一人ひとりが放射線について正確な知識を持ち、健康管理などを通じて不安の軽減を図り、また生活習慣を整え、行政としても市民自らが健やかなところとからだづくりができることをともに目指しています。

空間放射線量については、本庁・各支所をはじめ、各小・中学校や集客施設等の163か所を定期的に測定し、測定結果を市のホームページなどで公表しています。また、市内全域の空間放射線量の状況について、毎年、「全市放射線量測定マップ」を作成し、公表しています。

農作物・食品等の放射性物質の測定については、食品等に含まれる放射性物質から市民の健康を守り、安心安全を確保するとともに、農作物の風評を払拭するため、放射性物質の測定体制の充実を図り、令和元年度は、市内19か所において、家庭菜園等で栽培した農作物やその加工品、井戸水などの飲料水等の測定を行なっています。

しかしながら、山で採れた山菜や野生のキノコなどは出荷制限の対象となっており、未だに放射性物質の基準値超過があるなど、原子力災害の影響は完全に無くなっていません。

今後も、健康不安の軽減や原子力災害による環境や農作物への風評の払拭のため、引き続き、放射線や食の安全に係る正確な情報を積極的に発信していくとともに、市民が安心を感じられる取組が必要です。

1) 除去土壌

除染により発生した除去土壌について、現場保管から仮置場等への搬出は、令和2年7月末現在、住宅 99.2%、公共施設等（学校等は令和元年度に完了）47.1%、生活圏森林等 87.2%の進捗率となっています。また、中間貯蔵施設への輸送は、令和2年7月末現在、総輸送予定量 107.4 万m³に対し、輸送済量 56.3 万m³、進捗率 52.4%となっています。

表2-6-1 除去土壌の現場保管から仮置場等への搬出状況

区分	目標時期	全体（件）	搬出済（件）	進捗率（%）
住宅	令和2年度末	77,772	77,159	99.2
公共施設等	令和3年度末	1,750	824	47.1
生活圏森林等	令和3年度末	8,555	7,464	87.2

出典) 福島市環境部環境再生推進室調べ

2) 内部被ばく検査

内部被ばく検査実施状況について、令和2年3月末現在、検査対象者数 277,571 人に対し、受検者実人数 106,014 人、受検率は 38.2%となっています。

検査結果は、受検者全員が預託実効線量 1 ミリシーベルト未満となっています。

表2-6-2 内部被ばく検査状況

検査対象者数 （人）	総受検者人数 （人）	受検者実人数 （人）	複数回受検者 （人）
277,571	181,520	106,014	75,506

出典) 福島市健康福祉部

3) 空間放射線量モニタリング調査

空間放射線量モニタリング調査について、本庁・各支所をはじめ、各小・中学校や集客施設等の 163 か所を定期的に測定した結果、平均低減率は、73.8~96.5%となっています。

表2-6-3 空間放射線量測定値比較表

測定箇所	箇所数	平成23年5月時点 (最低値~最高値)		令和2年3月時点 (最低値~最高値)		平均低減率	
		(屋外)	(屋内)	(屋外)	(屋内)	(屋外)	(屋内)
本庁・支所・出張所	19	0.20~2.80		0.07~0.23		85.5%	
小・中学校等	110	0.22~ 3.63	0.07~ 0.90	0.06~ 0.13	0.04~ 0.11	94.0%	73.8%
人が多く集まる施設	22	0.15~2.53		0.06~0.22		83.9%	
文部科学省設定地点	6	1.53~2.30		0.09~0.24		93.4%	
都市公園	6	2.51~3.65		0.07~0.20		96.5%	

出典) 令和2年3月空間放射線量測定結果より作成

また、原発事故により外部に放出された放射性物質の影響について、除染の実施や物理学的減衰及びウェザリング効果により、空間放射線量が確実に低減している、その推移と本市の現状を分かりやすく伝え、市民の不安軽減を図るため、年に一度「全市放射線量測定マップ」を作成し、公表しています。その測定データは、以下のとおりとなっています。

表2-6-4 地区別平均空間放射線量の推移

(単位: $\mu\text{Sv/h}$)

地区	H23年度		H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	H23.6月との増減率
	H23.6月	H24.3月									
中央	1.59	0.79	0.51	0.32	0.25	0.19	0.17	0.13	0.13	0.12	△ 92.5%
渡利	2.23	1.24	0.86	0.52	0.46	0.35	0.29	0.24	0.22	0.21	△ 90.6%
杉妻	1.17	0.50	0.34	0.22	0.18	0.15	0.13	0.11	0.10	0.10	△ 91.5%
蓬菜	1.55	0.68	0.52	0.30	0.28	0.22	0.18	0.15	0.14	0.13	△ 91.6%
清水	1.80	0.83	0.51	0.36	0.27	0.22	0.17	0.14	0.14	0.13	△ 92.8%
東部	1.60	1.08	0.77	0.48	0.38	0.32	0.26	0.20	0.19	0.19	△ 88.1%
大波	2.24	1.50	0.97	0.65	0.56	0.47	0.40	0.32	0.29	0.27	△ 87.9%
北信	1.43	0.74	0.53	0.36	0.29	0.25	0.21	0.16	0.15	0.15	△ 89.5%
吉井田	1.19	0.62	0.40	0.28	0.26	0.20	0.16	0.12	0.12	0.11	△ 90.8%
西	0.63	0.38	0.29	0.21	0.18	0.16	0.13	0.12	0.11	0.11	△ 82.5%
土湯温泉町	0.26	0.15	0.14	0.08	0.08	0.08	0.06	0.06	0.06	0.06	△ 76.9%
信陵	1.63	0.87	0.59	0.43	0.33	0.28	0.23	0.18	0.17	0.17	△ 89.6%
立子山	1.76	1.10	0.81	0.51	0.45	0.36	0.30	0.24	0.23	0.22	△ 87.5%
飯坂	1.05	0.77	0.56	0.40	0.34	0.27	0.24	0.18	0.17	0.16	△ 84.8%
茂庭	0.33	0.20	0.16	0.11	0.11	0.11	0.10	0.08	0.08	0.08	△ 75.8%
松川	1.16	0.93	0.69	0.42	0.35	0.28	0.24	0.19	0.18	0.17	△ 85.3%
信夫	0.91	0.57	0.40	0.28	0.25	0.21	0.17	0.14	0.13	0.13	△ 85.7%
吾妻	1.15	0.65	0.41	0.31	0.26	0.21	0.17	0.14	0.13	0.13	△ 88.7%
飯野	1.58	1.07	0.75	0.49	0.40	0.33	0.28	0.23	0.21	0.20	△ 87.3%
全体平均	1.33	0.77	0.56	0.37	0.31	0.25	0.21	0.17	0.16	0.15	△ 88.7%

出典) 全市放射線量測定マップ(令和元年12月2日~令和2年1月17日実施)より作成

4) 農作物・食品等の放射性物質調査

農作物・食品等の放射性物質調査については、平成23(2011)年11月から市民の持ち込みによる食品等の測定を開始しました。令和元年度は飲料水42件、農作物等2,995件、食品(加工品など)323件、その他24件の合計3,384件の測定を実施しました。その結果、基準値内の割合が97.5%、基準値越えの割合が2.5%でした。なお、流通用農産物については、JAふくしま未来福島地区本部が測定していますが、全て基準値内となっています。

表2-6-5 食品等の測定状況

品目等	測定件数	未検出	検出	検出内訳	
				基準値内	基準値超過
飲料水	42	42	0	0	0
農作物等	2,995	2,775	220	143	77
食品	323	292	31	23	8
その他	24	20	4	4	0
計	3,384	3,129	255	170	85

出典) 令和元年度食品等簡易放射能測定結果より作成

原子力災害からの環境再生の課題

◇放射線対策の充実

除染後の環境再生、放射線健康管理、モニタリングの継続などによる
安全性の確保、不安軽減

◇原子力災害に関する情報発信の継続

市内外に本市の現状に関する正しい情報発信による風評の払拭

第7節 地域づくり・人づくりの現状と課題

環境問題は、身近な生活環境から地球温暖化など地球規模の環境に関する問題まで多種多様化し、かつ経済・社会に関する問題も絡まり複合化しています。

本市の健全で恵み豊かな自然を守り、快適な都市環境を将来に引き継いでいく持続可能なものとするためには、経済社会活動の基盤が環境であることを念頭に置き、経済社会活動が環境への負荷の増大につながらないような形に地域を転換していくことが重要です。そのためには、環境の側面のみならず経済・社会の側面も統合的に捉え、環境保全の活動が、経済や社会の課題解決にも貢献していくことを意識し、環境から地域づくりを進めていくことが必要です。

本市が有する自然（第2章第4節参照）や景観、文化的資源などの地域資源を適切に保全し、再生することによって、温室効果ガスの吸収、生物の生息・生育の場、良好な景観・風土の形成など環境に関する様々な機能が向上し、それらを農作物等の地域産品の提供や観光誘客、防災・減災に活用することによって、地域活性化や自然災害の軽減など経済・社会に関する効果も期待されます。

また、再生可能エネルギーや温室効果ガス排出抑制、資源循環製品、環境保護など環境に関するビジネスが拡大されることによって、環境と経済・社会の統合的な向上につながります。

これらを推進するためには、地域づくりの担い手である市民・事業者と市が自らの役割を認識し、パートナーシップにより、相互のネットワークを構築・強化することが重要です。そのためには、私たち一人ひとりが環境に関心を持ち、学び、理解し、自主的・積極的に環境保全活動に取り組んでいくことが必要であり、あらゆる場・機会を通じた環境学習や将来を担う子どもたちへの環境教育、環境情報の発信、各種イベント等での啓発などの充実が求められています。

1) 地域資源

(1) 景観

本市の景観は、吾妻連峰、阿武隈川、信夫山に代表されるような豊かな自然とともに、暮らしに溶け込んだ身近な自然が基本となっています。このような豊かな自然を背景として、市民の暮らしが成り立ち、地域の歴史が育まれてきました。

本市では、平成13（2001）年に「福島市景観条例」を制定すると同時に「福島市景観形成基本計画」を策定し、市民・事業者との協働による景観形成のための多様な取組が行われ、その成果は少しずつ積み上げられています。

平成30（2018）年には、「福島市景観条例」の改正を行い、同年4月に改定した「福島市景観形成基本計画」では、これらの“福島らしさ”を印象づける景観を守り、育むため、『ふくしまの個性を生かし魅力を演出する景観づくり』を基本理念として景観形成の推進を図り、また、本市の目指すべき景観像を『未来に伝えたいふるさとの景観(たからもの)があふれるまち』として地域の大切な景観資源とそれらを守り、育むための活動を後世へ継承するとしています。

(2) 文化財

本市には、先人が守り、今まで受け継がれてきた貴重な文化財が数多く遺されています。

令和元年9月24日現在、指定等を受けた文化財は、国指定等74件、県指定27件、市指定74件となっています。

指定文化財以外にも特色ある文化財や歴史的資料が数多く遺されており、後世に守り伝えていくため、調査・整理が必要です。

また、指定文化財をはじめ、地域に伝承されている伝統文化や行事を保護・保存していくためには、文化財を守る後継者等の育成が課題となっています。

さらには、個性豊かな特色あるまちづくりへの文化財の活用や文化財施設の整備・充実を図ることが求められています。

表2-7-1 文化財の指定件数

国・県指定文化財（認定含む）			市指定文化財	
種別	国指定	県指定	種別	市指定
重要文化財	6	18	有形文化財	41
重要有形民俗文化財	-	2	有形民俗文化財	6
重要無形民俗文化財	1	2	無形民俗文化財	3
史跡	4	2	天然記念物	16
名勝および天然記念物	-	1	史跡および名勝	4
天然記念物	2	2	史跡	2
特別天然記念物	1	-	名勝	2
登録有形文化財	58	-	計	74
重要美術品（認定）	2	-		
計	74	27		

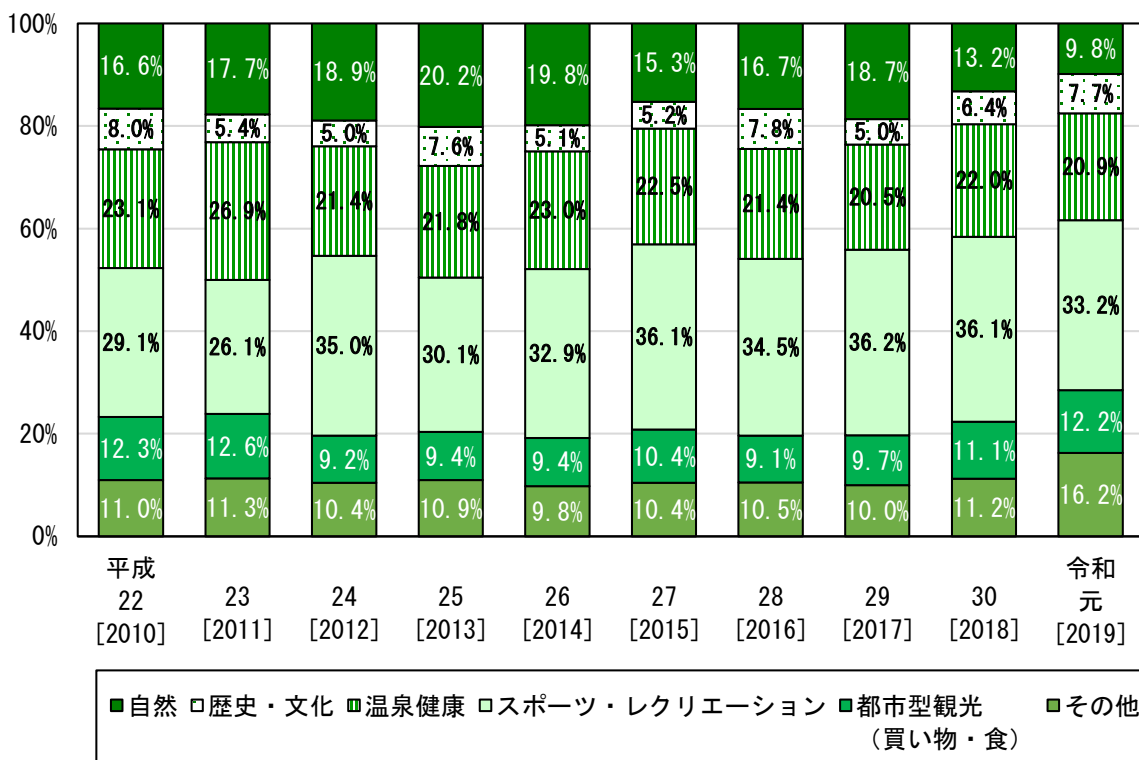
注 令和元年9月24日現在
出典) 福島市教育委員会

(3) 観光資源

本市の観光資源別の利用状況は、令和元（2019）年において、スポーツ・レクリエーション（33.2%）が最も多く、続いて温泉健康（20.9%）、その他（16.2%）、都市型観光（12.2%）、自然（9.8%）、歴史・文化（7.7%）の順となっています。

本市の観光資源は、全国的に知名度が高く、誘客力を持つものは多くはありませんが、山岳などの自然資源や、史跡・社寺などの人文資源など多様性に富んでいます。

図 2-7-1 観光資源別利用状況の推移



出典) 「福島市観光入込客数」 (福島市観光コンベンション推進室集計) により作成

地域資源の課題

◇地域特性を活かした景観の形成

景観資源の保全を図り、景観形成の促進

◇文化財の保全と活用

地域における文化財や歴史遺産の適正な保存の維持

◇地域資源の経済的な活用と保全の好循環の創出

自然、景観、文化など多様な地域資源の活用が環境保全につながる
経済活動の推進

2) 環境教育・環境学習

本市では、あらゆる場・機会において、幅広い年齢層を対象とした環境教育・環境学習の推進を図っています。

各学習センター等での自然とふれあう自然観測会や自然体験講座、家庭から省資源・省エネルギーの取組の実践を促す「もったいない学習会」を開催しています。

また、小学4～6年生を対象とした環境教室「エコ探検隊」の実施や身近な本市の環境を題材とした環境副読本「わたしたちの福島」の配布、各小学校において地球温暖化対策やごみの減量・分別に関する出前講座の開催など、将来を担う子どもたちへの環境保全意識の向上を図っています。

さらに、環境教育・環境学習を活発化させ、環境保全に対する関心と理解を深めることを目的として、市が所有している環境パネル、環境DVDなどを教材として貸し出しています。

その他、環境イベントの開催や各種イベントでの啓発活動、市の広報紙、ホームページ等による情報発信など、年間を通じて環境啓発に努めています。

環境教育・環境学習の課題

◇市民・事業者の環境に対する関心と理解の向上

地域づくりの担い手となる人材の育成

◇市民・事業者の環境教育への参加の推進

あらゆる場・機会における環境教育の推進

3) 環境保全活動

本市では、市民や事業者が環境保全活動に参加・行動しやすくするために各種の取組を実施しています。

清潔な環境を創出するため、各地区衛生組織による一斉清掃や、アダプトプログラムによる「ふくしまきれいにし隊」の活動、市民ボランティアによる水源保全活動など、地域全体での環境美化の取組を市民と行政の協働で行っています。

また、環境の保全に関して顕著な功績のあった個人、団体等を地域環境保全功績者として表彰し、その功績をたたえ、市民の環境保全に関する意識の向上を図っています。

平成 25 (2013) 年度には、本市環境基本計画及び地球温暖化対策実行計画の推進母体として、ふくしま環境基本計画推進協議会を設立し、行政、市民及び事業者等が一体となって相互ネットワークを構築して環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進しています。ふくしま環境基本計画推進協議会では、計画の推進方策や進捗管理などに対する意見交換や、計画の推進に関する事業の企画・実施として環境イベントである「環境フェスタ」を開催しています。

また、事業者に対しては、事業活動における環境への配慮や環境関連産業の推進を図るため、環境に関する情報提供や取組への支援を行う必要があります。

その他、市内には多数の団体・事業者が独自の活動を実施しており、今後は各団体等に対して有効な情報を提供するとともに、団体・事業者間のネットワーク化の拡充を図り、本市の環境保全をより一層、積極的・効果的に推進していく必要があります。

環境保全活動の課題

◇環境保全活動の更なる推進

地域における各種の環境保全活動・ボランティア活動の推進

◇事業者の環境配慮行動の更なる促進

環境配慮を織り込んだ事業活動・環境関連産業の推進

◇市民・事業者・市のネットワークの更なる強化

市民・事業者・市のパートナーシップのもと相互ネットワークの拡充

第8節 市民・事業者の環境に関する意識

環境に関する意識や取組状況を把握するため、市民及び事業者を対象として実施したアンケート調査で明らかとなった「本市の環境施策に対する満足度・重要度」、「望ましい環境像のイメージ」は以下のとおりです。

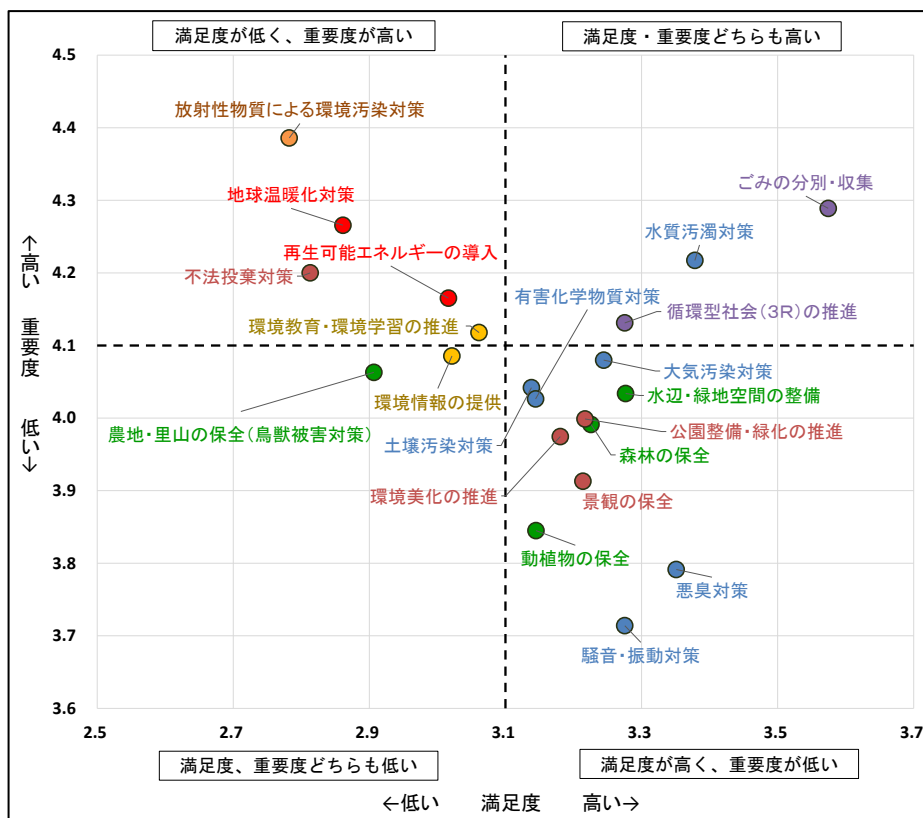
1) 本市の環境施策に対する重要度・満足度

「満足度が低く、重要度高い」とされた施策について、市民は、「放射性物質による環境汚染対策」、「地球温暖化対策」、「不法投棄対策」などが挙げられました。事業者は、「放射性物質による環境汚染対策」、「地球温暖化対策」、「再生可能エネルギー導入」などが挙げられました。

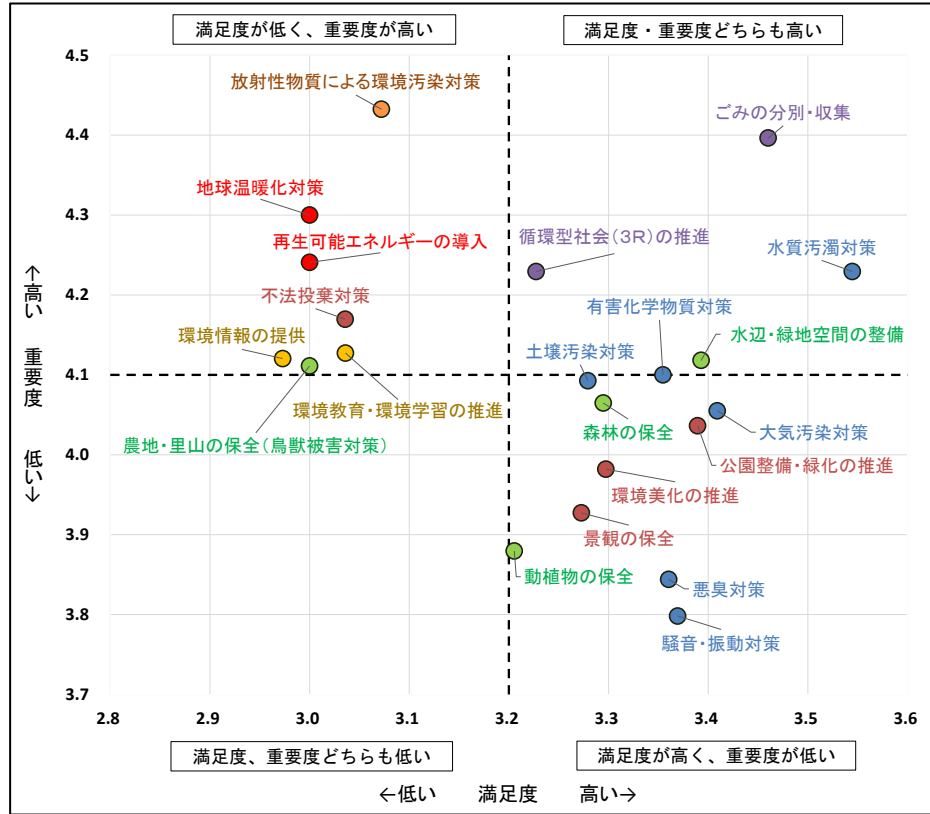
「放射性物質による環境汚染対策」、「地球温暖化対策」を優先的に取り組んでいく必要があります。

年代別に市民の結果をみると、満足度の高い項目は、「ごみの分別・収集」や「水質汚濁対策」、「悪臭対策」など全ての年代で同様の傾向でありましたが、満足度の低い項目は、20・30歳代は「不法投棄対策」や「地球温暖化対策」、40歳以上は「放射性物質による環境汚染対策」であり違いが見られました。また、重要度は、高い項目、低い項目ともに全ての年代で同様の傾向が見られました。

【市民】



【事業者】



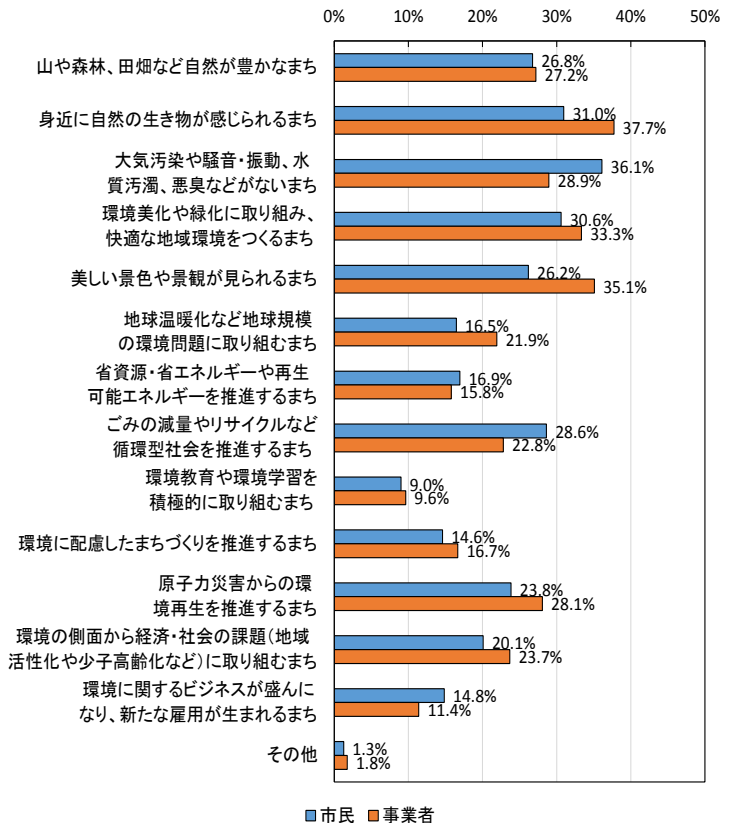
注1 座標の交差点は市民、事業者それぞれの平均値
 注2 座標の右側に位置するほど満足度が高く、上に位置するほど重要度が高い施策であることを示します。
 注3 環境の施策分野ごとに色分けしています。

2) 市民・事業者が望む環境像のイメージ

市民は、「大気汚染や騒音・振動、水質汚濁、悪臭がないまち」(36.1%)の割合が最も高く、続いて「身近に自然の生き物が感じられるまち」(31.0%)、「環境美化や緑化に取り組み、快適な地域環境をつくるまち」(30.6%)の順となっています。

事業者は、「身近に自然の生き物が感じられるまち」(37.7%)、「美しい景色や景観が見られるまち」(35.1%)、「環境美化や緑化に取り組み、快適な地域環境をつくるまち」(33.3%)の順となっています。

「安全・安心な生活環境」、「身近な自然や生き物」、「景観や快適な地域環境」が望ましい環境像のイメージであると考えられます。



第3章 みんなで目指す環境都市像 と施策の体系

第3章 みんなで目指す環境都市像と施策の体系

第1節 みんなで目指す環境都市像

本計画では、「みんなで目指す環境都市像」を次のとおり掲げます。

安心安全で誇りがもてる環境を 守り 未来に向け つなぎ 創出する 環境共生都市 ふくしま市

本市は、緑豊かな広大な自然に恵まれ、市の中心部には信夫山が位置し、郊外には水田や果樹園などが広がり全国的にも有数の果樹生産地となっています。また、歴史を有する飯坂、土湯こけしで有名な土湯、高濃度の硫黄泉で知られる高湯など個性的で多種多様な効果を持つ温泉が数多くあります。

市街地と郊外の自然がバランス良く融合し、市街地の利便性もありながら、自然に接することもできる住みやすい環境となっています。

本市の豊かな自然、そして、その自然からもたらされる私たちの暮らしを支える様々な恵みは、市民にとって誇りであり、本市の最大の魅力であると言えます。

一方で、私たちを取り巻く環境は、多くの課題に直面しています。

平成23(2011)年3月11日の東日本大震災による原子力災害に伴う放射性物質による環境汚染という最悪の事態を招き、私たちの生活の基盤である安心安全な環境が大きく揺らぎ、豊かな自然や本市特有の様々な地域資源が脅かされました。

また、地球温暖化は、気温上昇や異常気象などの気候変動をもたらし、私たちがこれまで経験したことのない災害や健康被害が危惧されています。さらに、ごみ排出量の増加や不法投棄等の廃棄物問題、耕作放棄地の拡大や森林の荒廃による自然環境の悪化など、身近な課題から世界的な課題まで広範化し、かつ、経済の停滞や人口減少など、環境以外の経済、社会の課題まで絡み合い複合化しています。

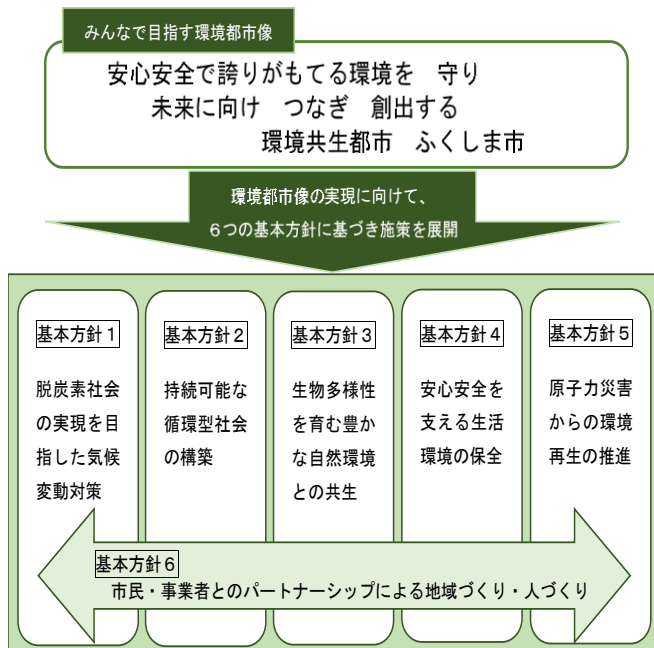
私たちは、原子力災害に伴う環境汚染を経験しました。東日本大震災以降、様々な対策を講じていますが、未だ復興・創生への道のりは遠いものがあります。

このような経験をした私たちだからこそ、この経験を礎として、環境に対する意識を高め、今、享受している本市の素晴らしい自然やその恵みを再確認し、安心安全で豊かな環境を守り、そして、更に向上させ、共生を図りながら持続可能なものとして未来へとつなぎ、創出する努力をしなければいけません。

第2節 基本方針

「みんなで目指す環境都市像」の実現に向けて、本計画では、計画の範囲に基づき6つの基本方針を定め、本市の特色を活かしながら各種施策を展開していきます。

6つの基本方針は、「気候変動」、「資源循環」、「自然環境」、「生活環境」、「原子力災害からの環境再生」に関する施策を縦断的に進める分野とこれらを効果的に進めるため、地域資源の活用や環境教育といった施策を分野横断的に進める「地域づくり・人づくり」に関する分野とします。



また、持続可能な開発目標（SDGs）は、17のゴール及び169のターゲットが相互に関係し、複数の課題を統合的に解決することを目指す、1つの行動によって複数の側面における利益を生み出すマルチベネフィットを目指す、という特徴を持っています。

平成28（2016）年12月に国で定めた「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」（SDGs推進本部決定）では、自らが当事者として主体的に参加し、全員参加型で取り組むことが実施のための主要原則の一つとされており、各地方自治体においては、各種計画や戦略、方針の策定や改訂に当たっては、SDGsの要素を最大限反映するとともに、関係者や関係団体と連携を図りながら、SDGs達成に向けた取組を促進するものとされています。

このことから、各種施策の展開に当たっては、SDGsの考え方も取り入れながら、令和12（2030）年のゴールを見据え、環境の側面から様々な課題への対応を図ります。

1 脱炭素社会の実現を目指した気候変動対策

地球温暖化の影響は、私たちの生活に影響を及ぼし始めています。地球温暖化の進行を食い止めるためには、市民・事業者・市が一丸となった取組が急務です。

「福島市脱炭素社会実現実行計画」に基づき、地域特性に応じた多様な再生可能エネルギーの最大限の導入、徹底した省エネルギーの推進、ライフスタイルの変革などの温室効果ガス排出削減及び森林の保全などの吸収源対策による地球温暖化対策とともに、気候変動への適応策を行い、将来の脱炭素社会の実現を目指します。

2 持続可能な循環型社会の構築

ごみの排出量が全国的に見て多いことから、より一層のごみの発生抑制を進めるとともに、分別収集による徹底した資源物の回収、焼却・処理施設の適正な維持管理や老朽化による整備、自然災害にかかる災害廃棄物処理の体制、不法投棄対策など、廃棄物の発生から最終処分に至るまで適正に資源が循環する仕組みによって、持続可能な循環型社会の構築を目指します。

3 生物多様性を育む豊かな自然環境との共生

自然は、私たちの日常生活に潤いとやすらぎを与え、心身の健康増進を図る役割を有しており、自然とふれあうことで環境保全への意識の向上も図られます。

自然は多様な生物が生息・生育している場であり、自然を適切に保全・再生することにより生態系バランスを良好に保ち、そして継続的に利用することにより、生物多様性を育む豊かな自然環境との共生を目指します。

4 安心安全を支える生活環境の保全

私たちが安心安全な生活を送るためには、人の健康や環境に悪影響を及ぼすおそれのある大気汚染・水質汚染などの公害が生じないことが必要不可欠です。

私たち一人ひとりが、ひとたび汚染された環境の復元力には限界があることを認識した上で、日常生活や事業活動による環境負荷の低減に努め、大気、水、土壌などを良好な状態に保つことにより、安心安全な生活環境の保全を目指します。

5 原子力災害からの環境再生の推進

原子力災害に関する「福島市ふるさと除染計画」、「福島市健康管理実施計画」に基づき各種施策を推進し、安全性を確保するとともに、市民の健康への不安や本市の環境や農作物への風評を払拭するため、市の現状や安全性について積極的に情報発信を行い、市民が安心して生活を送れるよう原子力災害からの環境再生を目指します。

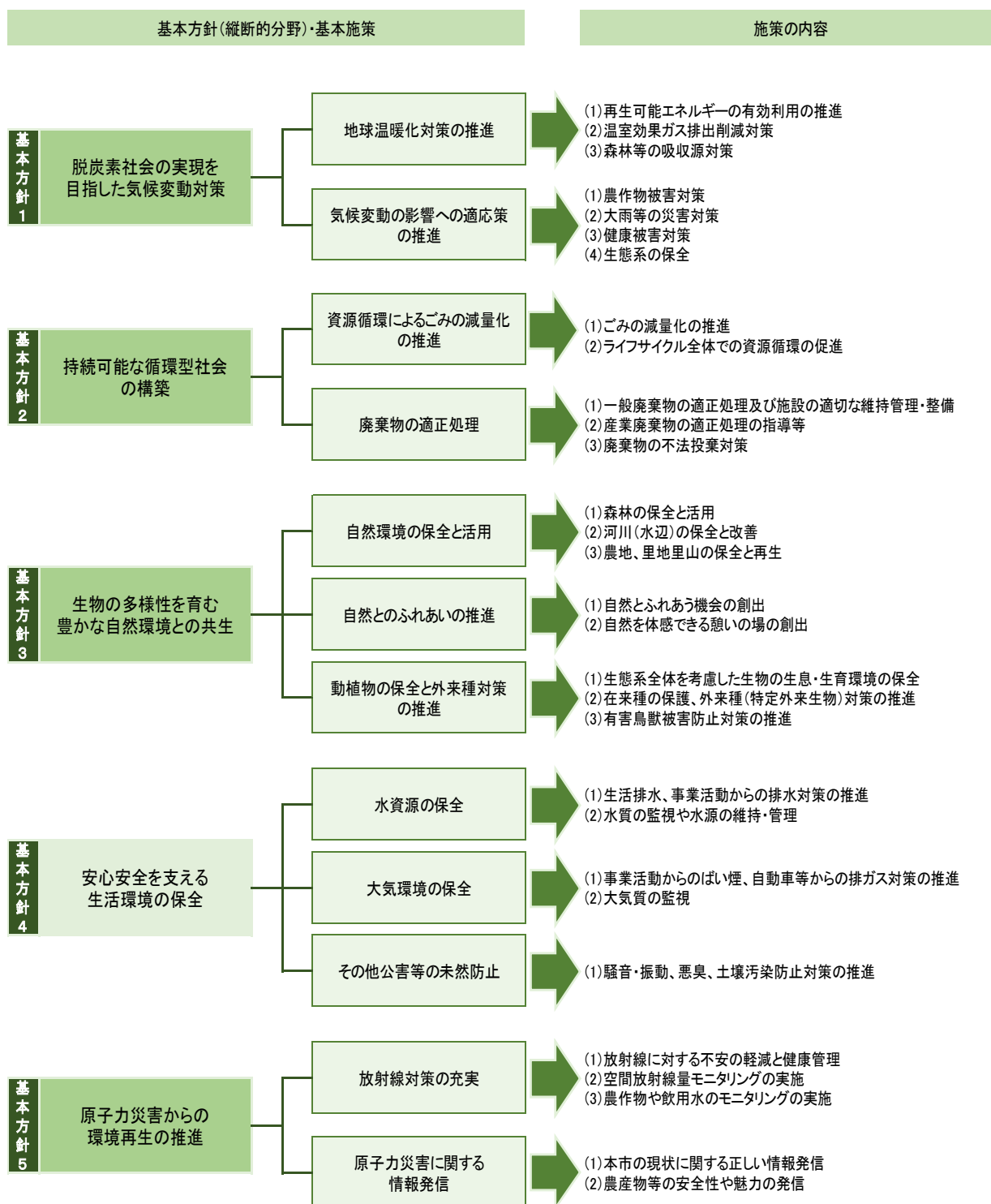
6 市民・事業者とのパートナーシップによる地域づくり・人づくり

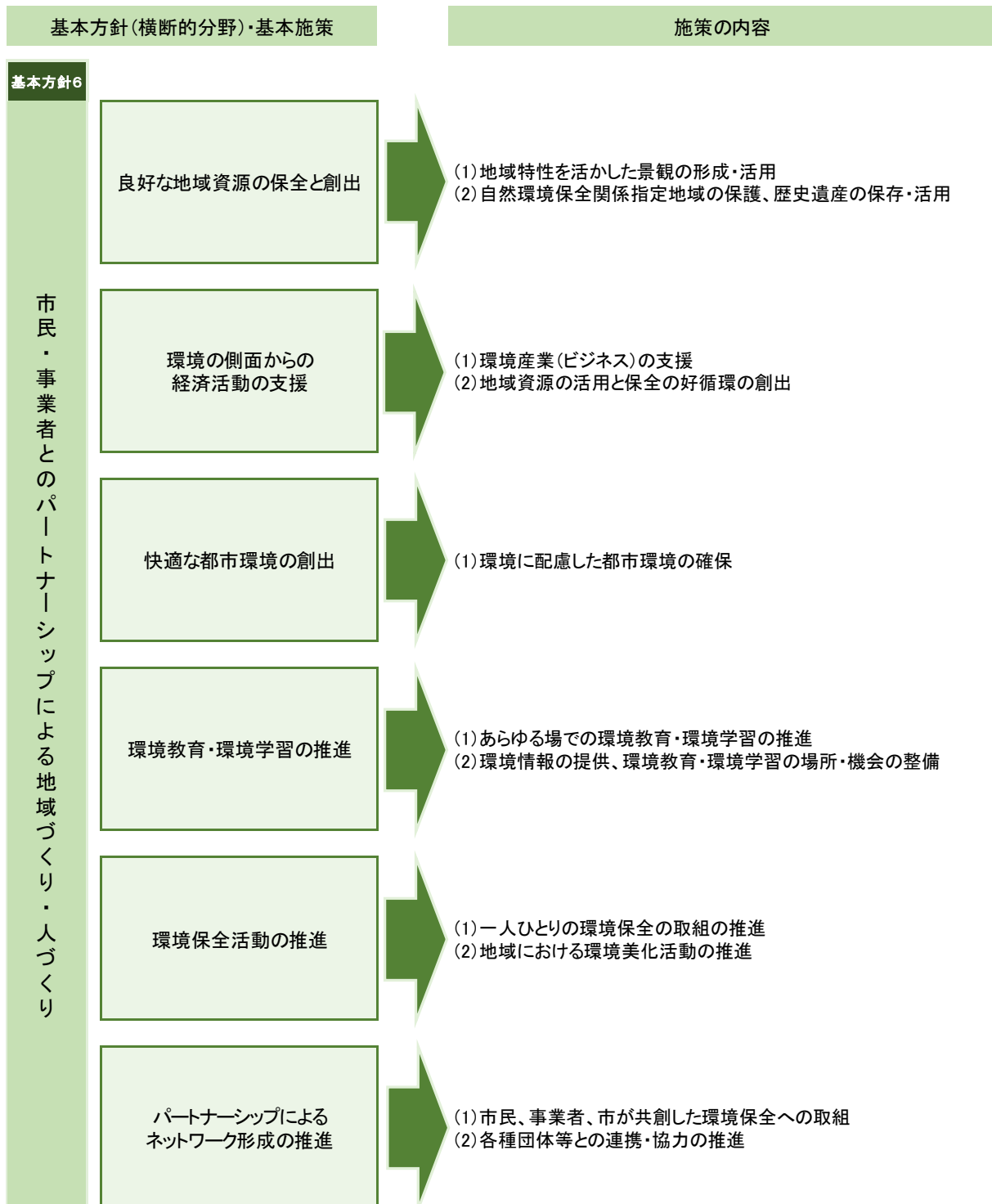
地域のあらゆる資源を活用し、環境から経済・社会の側面も捉えた地域づくりを進めていくことが重要であり、その担い手となる市民・事業者が環境への理解を深め、自主的・積極的に活動に参加することが必要です。

地域資源の価値の向上を図るとともに、日常生活や事業活動などあらゆる場面において環境に配慮した行動を自発的に行える人を育成し、市民・事業者とのパートナーシップによる地域づくり・人づくりを目指します。

第3節 施策の体系

本計画では、以下に示す施策体系に従い、環境保全のための施策を総合的・体系的に実施することにより、みんなで目指す環境都市像の実現を図ります。





第4節 各主体の役割

本計画は、福島市環境基本条例第2条において、「環境基本条例の基本理念に基づき、市民、事業者及び行政が一体となって環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進する」とされています。そのため、市民、事業者、市の各主体は、本計画で目指す環境都市像の実現に向けて、それぞれの立場から役割を認識し、自主的・積極的に行動するとともに、相互のパートナーシップにより、様々な効果を相乗的に高め合うことが大切です。

1 市民の役割

今日の環境問題の多くは、市民一人ひとりの日常生活に起因する環境への負荷の増大が要因の一つとされています。このため、市民一人ひとりが自らの日常生活と環境との関わりについてより理解を深め、日常生活において環境への負荷を低減するため、これまでの環境に対する意識やライフスタイルの見直しが求められています。

また、行政が実施する環境施策への協力をはじめ、地域や団体における環境保全活動への参加など、環境に配慮した取組が期待されます。

2 事業者の役割

事業者は、環境法令に基づく規制基準等を遵守するとともに、エネルギーの効率的利用、環境配慮型製品の購入など事業活動に伴う環境への負荷を低減するよう努める必要があります。

また、環境保全のための新たな技術の開発や環境配慮型商品の生産・販売、環境保全に関するサービスの提供などにより、環境と調和した持続可能な事業活動を進めていくことが大切です。

さらには、事業者も地域社会の一員として、市民・行政との協力・連携を図りながら、地域における環境保全活動への参加や環境に関する情報発信など、事業者の率先した取組が期待されます。

3 市の役割

市は、環境施策の推進にあたり、最も重要な役割を担うものであり、多種多様な環境問題に対して、総合的かつ計画的に施策を推進します。また、市民、事業者が環境への理解を深め、意欲を高めるため、環境保全活動に対して多方面から支援するとともに、自らも率先して事務・事業に伴う環境への負荷の低減に努めます。

さらに、広域的な取組を必要とするものについては、国・県及び近隣市町村、関係団体と連携・協力を図りながら推進します。

第4章 施策の展開

第4章 施策の展開

第1節 脱炭素社会の実現を目指した気候変動対策

1 地球温暖化対策の推進

(1) 再生可能エネルギーの導入拡大と効果的な活用
(2) 温室効果ガス排出削減対策
(3) 森林等の吸収源対策

【目標】

地球温暖化を食い止めるために、再生可能エネルギーの導入や省エネルギーの徹底を図ります。

1) 地球温暖化対策の推進

(1) 再生可能エネルギーの導入拡大と効果的な活用

① 多様な再生可能エネルギーの最大限の導入

ア 地域特性を活かした多様な再生可能エネルギー導入の推進

- ・原子力に依存しない社会づくりへ貢献するため再生可能エネルギーの導入を推進します。
- ・本市の気候等の特性を活かして、新設する公共施設等への太陽光発電・太陽熱利用設備、地中熱利用設備等の導入を積極的に進めます。
- ・貴重な地下資源である温泉を保護しながら、クリーンエネルギーとして温泉・地熱の多目的な利活用について検討します。
- ・バイオマスを活用した廃棄物処理施設における発電や排熱の温水利用を継続し、施設の更新においても発電施設等の導入を図ります。
- ・果樹剪定枝など農業廃棄物や食品廃棄物、間伐材や林地残材などバイオマス資源を有効に利活用する方法を検討します。
- ・水道施設の高低差から生じる水の位置エネルギーを有効活用した小水力発電を進めます。
- ・下水熱等の熱エネルギーを利用する研究を行い、導入を目指します。

イ 再生可能エネルギーの導入に向けた体制の整備

- ・住宅等の民間施設へ太陽光発電と併せて脱炭素化に有効な設備の導入を促進するため、助成を行います。

- ・事業者へ再生可能エネルギーや脱炭素化に有効な設備の導入を促進するため、利子補給を行います。
- ・再生可能エネルギーによる発電事業を行う事業者への支援措置を検討します。
- ・「福島市の豊かな自然と魅力ある景観を次世代へ守り継ぐための太陽光発電施設の設置に関するガイドライン」により、再生可能エネルギーの適切な導入を図ります。
- ・関係団体や事業者との連携を深め、協力体制や地域ネットワークの構築について検討します。
- ・再生可能エネルギー分野での新産業の創出と雇用の確保に努めます。
- ・福島市次世代エネルギーパーク等を活用した情報発信や普及啓発を行います。

② 水素を中心としたエネルギーの効果的な活用

ア 水素社会実現に向けた事業の推進

- ・再生可能エネルギーの導入拡大を図るため、水素社会実現を目指します。
- ・福島市水素社会実現推進協議会を活用した情報収集や意見交換を図ります。

イ 水素の利活用・製造・貯蔵設備の導入推進

- ・燃料電池自動車や燃料電池バス等の導入検討をします。
- ・水素利活用・製造・貯蔵設備の導入に関する支援策等を検討します。

ウ 余剰電力や熱エネルギーの有効活用

- ・公共施設による再生可能エネルギー発電の余剰電力の有効活用について検討します。
- ・売電から自家消費へ転換する、多様な再生可能エネルギーの地域活用モデルの周知を行います。
- ・蓄エネルギー設備への補助を行います。
- ・非バイオマス系の廃棄物を活用した廃棄物処理施設における発電や、排熱の温水利用（サーマルリサイクル）を継続し、施設の更新においても排熱を有効に利用する発電施設等の導入を図ります。

③ 域外エネルギーの利用促進

ア 域外からの再生可能エネルギーの調達・供給

- ・地域電力の優先調達を検討し、再生可能エネルギーの地産地消を促します。また、不足分は、近隣自治体との広域連携圏を中心とした域外との連携により、再生可能エネルギー由来の電力確保に努めます。
- ・地域新電力への支援策等を検討します。

イ 水素を活用した再生可能エネルギーの調達・供給

- ・福島水素エネルギー研究フィールド（FH2R）等の域外の再生可能エネルギー由来の水素の調達を検討します。
- ・水素供給拠点の整備促進に向けた支援策等を検討します。
- ・水素供給パイプライン敷設や調達モデル事業等の可能性について調査・検討します。

市民の取組

- ・住宅等に太陽光、地中熱を利用した発電・熱利用設備の導入に努める。
- ・住宅等にエネファームや蓄電池等と組み合わせた災害対策を含めた取組を進める。

事業者の取組

- ・事務所等に太陽光、太陽熱を利用した発電設備を導入する。
- ・事務所等に蓄電池設備や電気自動車（EV）、蓄エネルギー関連製品を導入する。
- ・環境に配慮した遊休地等への太陽光メガソーラーを導入する。
- ・風力や小水力発電設備の導入に努める。
- ・水素の利活用について検討する。
- ・再生可能エネルギーを活用する地域エネルギー事業への参画、構築を検討する。

（2）温室効果ガス排出削減対策

① エネルギーの効率的な利用の推進

ア 自動車の適正利用の促進

- ・環境負荷の少ないクリーンエネルギー自動車⁷の普及の促進や超小型モビリティ等の導入を検討します。
- ・公共交通機関の利便性向上のため、鉄道やバス会社など関係機関と連携を図り、機能の強化・充実を総合的に検討します。
- ・公共交通機関や自転車、徒歩による通勤・通学を広く普及させます。
- ・市街地において、レンタサイクル事業等により自転車利用を推進します。
- ・渋滞の緩和や人、自転車が利用しやすい道路環境（歩道や自転車通行レーン）の整備に努めます。
- ・中心市街地や各地域の拠点地区等への居住や都市の生活を支える機能の適切な誘導と充実を図り、コンパクトなまちづくりを進めます。
- ・テレワークやテレビ会議などICT（情報通信技術）を活用した働き方の導入を進め、業務における自動車利用の機会を減らします。
- ・エコドライブの推進を図るため、広報・啓発に努めます。
- ・公用車の更新時にクリーンエネルギー自動車の計画的な導入に努めます。

イ 省エネルギー性能の高い設備・機器の導入促進

- ・省エネルギー性能の高い設備・機器の普及に向けて、市民や事業者への情報提供や助言などに努めます。
- ・事業者の省エネルギー設備導入を促進するために、設備導入資金に関する利子補給制度を実施します。
- ・商工団体等と連携を図り、事業者の省エネルギー技術分野などへ進出するための支援に努めます。

⁷ 電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車など、石油以外の資源を燃料に使う自動車

ウ 建物の高断熱化、省エネルギー化の促進

- ・住宅や事務所において、環境的な価値に対する理解を促し、LED照明や蓄電池の導入、本市の気候の特性等に応じた高断熱化等による熱エネルギーの保温性能に優れた快適な建物の普及に努めます。

② 脱炭素化に向けたライフスタイル・事業活動への転換・普及

ア 環境に配慮したライフスタイルの定着

- ・省エネルギー性能の高い製品への買換えや環境に配慮したサービスの利用、ライフスタイルの選択など、市民一人ひとりの行動を促します。
- ・環境啓発イベントや各種講座等において、脱炭素化に向けた普及啓発や情報発信を行います。

イ 環境負荷の少ない事業活動の促進

- ・商工団体等と連携を図り、あらゆる事業活動においてICT（情報通信技術）等を活用し、環境負荷の少ない効率的な事業活動の普及に努めます。
- ・市の事務・事業において、一事業者・一消費者として率先して環境に配慮した取組を行います。

③ フロン類の適正処理

- ・フロン類⁸を使用している製品の適正な処理について、「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」（平成13年法律第64号）等の関係法令に基づき、指導・啓発を行い、オゾン層の保護及び温室効果ガス削減の推進に努めます。

市民の取組

- ・環境に配慮した省エネルギー型のライフスタイルを実践する。
- ・省エネルギー性能の高い家電製品への買換えに努める。
- ・通勤、通学、買い物などでは、公共交通機関や自転車、徒歩で移動する。
- ・クリーンエネルギー自動車の購入やエコドライブの実践に努める。
- ・蓄電池の導入、高断熱化等によるエネルギー消費性能に優れた住宅の新改築を検討する。
- ・フロン類を使用している製品は、関係法令に基づき、適切に維持管理し、処分する。

⁸ フロン類は、オゾン層を破壊する特定フロン（CFC及びHCFC）はもとより、オゾン層を破壊しない代替フロン（HFC）を含め、強力な温室効果（CO₂の100～10,000倍）を有している。

事業者の取組

- ・ ICT等を活用した省エネルギー型の環境負荷の少ない事業活動を推進する。
- ・ 省エネルギー性能の高い整備・機器の導入に努める。
- ・ エコドライブの実践やクリーンエネルギー自動車の購入に努める。
- ・ 蓄電池の導入、高断熱化等による熱エネルギーの保温性能に優れた事務所の新改築を検討する。
- ・ 製品・サービスの原材料の調達、製造、供給時における環境負荷の低減を図る。
- ・ 省エネルギー技術や製品の開発に努める。
- ・ フロン類を使用している業務用空調・冷凍設備は、関係法令に基づき、適切に維持管理し、処分する。

トピックス

二国間クレジット制度（JCM: Joint Crediting Mechanism）
～ミャンマー連邦共和国との都市間交流事業～

JCMとは、発展途上国への温室効果ガス削減技術・システム等の普及や対策を通じ、実現した温室効果ガス排出削減・吸収への日本の貢献を定量的に評価し、日本の排出削減目標の達成に活用するものです。

本市では、平成 27（2015）年度から JCMに関する都市間連携を活用した地球規模での温室効果ガス排出削減を目的とした事業（環境省）に参画し、ミャンマー連邦共和国との都市間交流の進展を図っています。これにより、温室効果ガス排出削減に貢献するとともに、本市の環境教育の一環としてのつながりや事業者のビジネスチャンス拡大も期待されます。



現地でのワークショップの様子



本市の子供たちとの交流

（3）森林等の吸収源対策

① 森林の吸収源対策

ア 森林の保全・適正管理

- ・ 健全な森林の整備、適切な管理・保全等の推進、木材の利活用の促進等により、森林による温室効果ガスの吸収源としての機能の維持に努めます。

② その他の吸収源対策

ア 環境保全型農業の推進

- ・環境負荷の低減に配慮した環境保全型農業を通じて、吸収源対策を進めます。

イ 都市緑化等の推進

- ・市民にとって最も身近な吸収源対策として、公園や公共施設などの緑化を推進します。また、夏場は植物による緑のカーテンの普及啓発に努めます。

市民の取組

- ・森林の価値を理解し、各種のボランティア活動やイベント等に参加する。
- ・県産木材を使用した家具や木工製品の購入、建築資材としての活用を推進する。
- ・街路樹や公園などの身近な緑を大切にする。
- ・緑のカーテンや家庭菜園、花壇への植栽などの緑化を推進する。

事業者の取組

- ・森林の保全や緑化、ボランティア活動の実施や参加をする。
- ・建築や製品資材として県産木材の使用や間伐材の活用を推進する。
- ・たい肥や緑肥などの有機物を用いた農地や草地の土壌づくりを推進する。
- ・緑のカーテンや花壇への植栽などの緑化を推進する。

【関連するSDGsのゴール】



【進行管理指標】

進行管理指標	前計画策定時 (平成 21 年度)	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和 7 年度)	備考
温室効果ガス実質 排出量	2,475 千 t-CO ₂ (平成 19 年度)	2,392 千 t-CO ₂ (平成 29 年度)	2,075 千 t-CO ₂ (令和 5 年度※)	※令和 7 年度時点で算 定可能な年度
エネルギー自給率 (電力) ※	—	30.8%	35.0%	新規 ※非バイオマス系に よる廃棄物発電を含む。

2 気候変動の影響への適応策の推進

	(1) 農作物被害対策
	(2) 大雨等の災害対策
	(3) 健康被害対策
	(4) 生態系の保全

【目標】

安心安全に暮らし続けられるよう気候変動に対する適応策を推進します。

2) 気候変動の影響への適応策の推進

(1) 農作物被害対策

① 気候変動の影響による農作物被害への対応

ア 農作物被害の防止・軽減

- ・環境保全型農業を推進することにより、地球温暖化対策に資するとともに、気候変動に適応した農業生産活動を支援します。
- ・本市の気候変動に対応した農業技術の情報の収集、啓発に努めます。
- ・雨水のかん養機能の向上など、防災・減災対策も含めた本市の気候変動に対応した農業水利施設（水路、ため池、頭首工等）の整備を進めます。

イ 病虫害の防除

- ・主要な害虫の分布域の変化予測や発生予察について、国や県と連携を図り、情報の収集や啓発に努めます。
- ・果樹農家に対して、病虫害防除等の支援を行い、経営の安定と産地振興を図ります。

事業者の取組

- ・気候変動に対応した農業技術等の情報収集に努める。
- ・試験研究や技術実証等の成果を踏まえ、新たに実用化された生産技術等を活用する。
- ・収穫時期の異なる品種の導入による出荷時期の長期安定化を図る。
- ・病虫害の分布域の変化予測や発生予察の情報収集等を行い、病虫害の防除に努める。

(2) 大雨等の災害対策

① 気候変動の影響による大雨等の災害への備え

ア 防災体制の確立

- ・福島市地域防災計画、福島市水防計画書に基づき、災害予防及び災害対応の推進を図ります。
- ・地域における自主防災組織の運営、強化を支援します。
- ・大雨等の気象情報発令時に、早期に市民へ情報を提供するとともに、避難所開設情報を提供し、迅速な避難の呼びかけができるよう情報伝達システムを導入します。また、高齢者や障がい者等に対しては、情報伝達に漏れがないようにハード面、ソフト面の整備を進めていきます。
- ・県や関係機関とともに、防災訓練を実施し、災害発生時の備えや防災地域の普及を行うとともに、防災・災害情報の集約・共有を図るためICT化を進め、必要な情報の伝達環境を整備します。

イ 洪水、土砂災害の対策

- ・砂防事業、河川改修事業、公共下水道（雨水渠）事業、排水路整備、雨水貯留施設設置などの複合的な対策により、浸水被害を防止します。
- ・森林や土砂災害防止施設等の整備を推進します。
- ・水害に強いまちづくりに向けて策定した「水害対策パッケージ」に基づき、阿武隈川流域の市町村及び国・県と連携を図り、減災・水防対策、土地利用対策、治水対策、流域対策を推進します。
- ・「福島市洪水ハザードマップ」や「福島市内水ハザードマップ」、土砂災害特別警戒区域における「土砂災害ハザードマップ」の更新や周知に努めます。
- ・河川の洪水情報や水位の情報の発信、国が実施しているメールサービスの周知に努めます。
- ・学校、職場、町内会、自主防災組織等を対象として、水害や土砂災害等に関する出前講座を実施します。

ウ インフラ・ライフライン等の対策

- ・水源地域において水道水源保護活動等を実施します。
- ・渇水や降雨に対して森林の保水力を高め、水源かん養機能を向上させる取組を推進します。
- ・節水を推進し、水資源の保全に努めます。
- ・避難所や防災拠点となる公共施設において、太陽光発電などの再生可能エネルギー設備や蓄電池の導入を推進します。
- ・自然災害等に公用車及び事業者が所有する電気自動車の活用を検討します。
- ・関係事業者等と災害時の支援協定によるエネルギー供給体制を強化します。
- ・国・県道の管理者と連携し、平時から緊急輸送道路等の良好な状態の維持に努めます。
- ・災害時における公共交通の維持確保・早期の回復、迅速かつ正確な情報収集・広報のため交通事業者・行政・関係機関の連絡体制の構築を図ります。
- ・災害時に防災拠点となる「道の駅」を整備します。

市民の取組

- ・災害発生時の行動の確認や防災知識の向上のため、防災訓練等へ参加する。
- ・テレビやラジオ、市ホームページ等により防災情報の収集に努める。
- ・避難場所の確認や非常持ち出し品を用意する。

事業者の取組

- ・災害発生時の行動の確認や防災知識の向上のため、周辺地域の自主防災組織と協力して防災訓練等へ参加する。
- ・災害発生時の連絡体制等の構築を図る。
- ・事業所における避難場所の確認や非常持ち出し品を用意する。

(3) 健康被害対策

① 気候変動の影響による健康被害の軽減

ア 熱中症対策

- ・熱中症の予防対策や注意情報について、ホームページやSNSを活用して周知するとともに、各学校・幼稚園等へは、熱中症による事故を防止するため、適切な措置を要請します。
- ・地域での健康講座の開催等、様々な方法で熱中症予防の推進を図ります。
- ・市街地の緑化等を推進し、市街地の気温上昇の軽減を図ります。
- ・公共施設や商業施設において、涼しさを共有する「クールシェア」の推進を図り、熱中症の防止と地球温暖化対策の両面から取組を進めます。

イ 感染症対策

- ・蚊やダニ媒介感染症に関する知識や予防対策について、ホームページでの情報発信や地域での健康講座の開催等により普及啓発を行い、感染症発生の予防とまん延の防止に努めます。

市民の取組

- ・熱中症、感染症の予防対策の理解や注意情報の確認に努める。
- ・クールシェアの実践に努める。

事業者の取組

- ・熱中症、感染症の予防対策の理解や注意情報の確認、従業員への周知を推進する。
- ・熱中症を防止する職場環境の整備を図る。
- ・クールシェアスポットとして涼しさを共有する場所を提供する。

(4) 生態系の保全

① 気候変動の影響に対する生態系の保全

- ・国、県と連携を図り、生態系の変化に伴う実態の情報収集を行い、気候変動による生態系への影響の把握に努めるとともに、桜の開花日の変化による観光などの産業・経済活動への影響も踏まえ、対策を検討します。
- ・気候変動の影響による野生鳥獣の生息域や生息数の変化に備え、自然植生への影響、農林業における被害拡大の抑制に努めます。

市民の取組

- ・環境保全活動への参加による生態系の保全に努める。

事業者の取組

- ・環境保全活動の実施や参加による生態系の保全に努める。

【関連するSDGsのゴール】

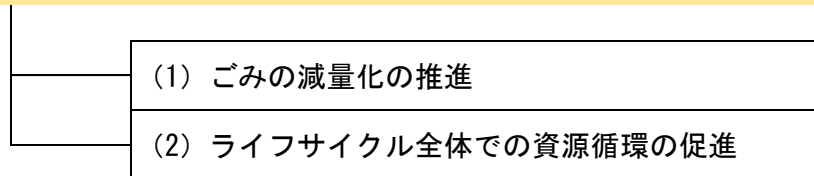


【進行管理指標】

進行管理指標	前計画策定時 (平成21年度)	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)	備考
防災メールマガジン 登録者数	—	約5,400人	10,000人	新規
渋川ほか8河川改良率	—	67.0%	75.7%	新規

第2節 持続可能な循環型社会の構築

1 資源循環によるごみの減量化の推進



【目標】

ライフサイクル全体での資源循環により、ごみ減量化を推進します。

1) 資源循環によるごみの減量化の推進

(1) ごみの減量化の推進

① 本市の特性に応じたごみの減量化への取組

- ・生ごみの水切りによる減量化の推進に努めます。
- ・家庭や外食等で発生する食品ロスについては、市民、事業者への広報を実施するとともに、市民、事業者、市が連携し削減を図ります。
- ・集団資源回収報奨金制度などによる資源物回収を推進します。
- ・生ごみ処理容器購入費助成制度などによる堆肥化の普及拡大を図ります。
- ・ごみ排出の現状をより詳細に分析し、新たな施策を実施するため、ICTを活用した地区別ごみ排出量調査及び組成分析について、調査検討を行います。

② ごみの減量化に向けた普及啓発

ア 出前講座の開催

- ・子供から高齢者まで幅広い層を対象に、学校や地域と連携を図り、ごみ減量化の出前講座や市民への広報を実施します。

イ ごみの減量化に向けた普及啓発の推進

- ・市民を対象とした施設見学（リサイクルプラザ、資源化工場など）を通じて、リサイクル意識の啓発に努めます。
- ・ごみ減量化について、市民・事業者に対して、広報紙やホームページの充実、SNSやマスメディアの活用、チラシ等の配布により、積極的に情報発信を行います。
- ・ごみの減量化に対する指導、教育などの体制整備を図ります。

③ 経済的手法（有料化）の導入の検討

- ・生活系ごみについて、有料化以外の施策の効果によるごみ排出量の状況を踏まえて、経済的手法（有料化）の導入について検討します。

市民の取組

- ・水切りネット等による生ごみの水切りを徹底する。
- ・食べきれぬ分を購入する、食材を使い切る、食べ残しをなくす。
- ・資源物の徹底した分別を行う。
- ・生ごみや草木類の堆肥化を徹底する。
- ・出前講座や施設見学等へ積極的に参加する。
- ・ごみの減量化に対する理解の向上と自主的・積極的な行動を実践する。

事業者の取組

- ・水切りネット等による生ごみの水切りを徹底する。
- ・資源物の徹底した分別を行う。
- ・販売管理や在庫管理の徹底、ペーパーレス化の推進等によるごみの減量化を図る。
- ・出前講座や施設見学等へ積極的に参加する。
- ・ごみの減量化に対する従業員の理解の向上と主体的・積極的な行動を実践する。

（２）ライフサイクル全体での資源循環の推進

① 優先的な２Ｒ（リデュース・リユース⁹）の推進

ア 生活系ごみの２Ｒの推進

- ・簡易包装の取組やマイバッグの持参、マイボトル・マイ箸の使用の促進により、廃棄物の排出抑制に努めます。
- ・リサイクルプラザでの再生品の市民への提供事業、不用品交換制度の広報に努め、利用拡大を図るとともに、子ども服のリユースなど新たなリユース事業について調査検討を行います。
- ・絵本などリユース可能な本について、リサイクルショップや古本屋等の利用を推進するほか、イベントでの回収などを実施します。
- ・家庭における食品ロスを削減するため、「フードドライブ」活動について調査検討を行います。

⁹ リデュース（発生抑制）：いらぬものを極力購入しない、もらわない。リユース（再使用）：ていねいにくり返し使う。

イ 事業系ごみの2Rの推進

- ・飲食店における食べ残し削減など、事業者や県と連携したごみの減量化・資源化を推進します。
- ・市が率先してペーパーレスの取組を実行し、事業者に対する紙類の減量化の啓発に努めます。
- ・ごみの減量を進めるためには製造段階からの対策が必要なことから、国や関係業界などに対し拡大生産者責任¹⁰の徹底を要望します。
- ・一定規模以上の事業用大規模建築物の所有者や多量排出事業者に対する、ごみ減量推進計画書の提出等の義務付けについて調査検討します。
- ・事業者独自の取組を促すため、優良事業者を評価する仕組みを検討します。

② 分別の徹底とリサイクル¹¹の推進

ア 生活系ごみのリサイクルの推進

- ・資源物の分別収集を推進するため、広報紙やSNS等を活用して、分別品目・排出方法等の広報・周知に努めます。
- ・スーパーマーケット等での資源物の店頭回収の利用促進を図るため、事業者と連携し、広報・周知に努めます。
- ・集団資源回収実施団体に対する回収量に応じた報奨金交付制度を継続するとともに、更なる広報等により登録団体増加に努めます。
- ・ごみの資源化を進めるため、古着・草枝類など新たな分別収集品目の拡大について調査検討します。
- ・生ごみ処理容器購入にかかる助成を行うとともに、ダンボールコンポスト等を活用した広報活動による普及啓発に努め、生ごみの資源化を図ります。
- ・紙類の分別を徹底するよう引き続き広報に努めるとともに、更なる資源化を推進するため、「雑がみ」の分別収集を行います。
- ・プラスチック製品の具体的な分別方法について広報するとともに、製品プラスチックの資源化に向け調査検討します。
- ・家庭用剪定枝粉碎機の購入費補助又は貸与等について調査検討します。
- ・太陽光発電設備等のリサイクル化等を図り、普及促進に努めます。
- ・貴重な資源の回収・有効活用のため、使用済小型家電を回収ボックスやイベントで収集し、リサイクルを実施します。

¹⁰ 生産者が、その生産した製品が使用され、廃棄された後においても、当該製品の適正なリサイクルや処分について一定の責任を負うという考え方。製品の生産を最もよく管理・制御できる事業者（製造事業者）は、市民や小売業者、流通事業者などと協力して、生産活動、消費活動を通して発生する廃棄物を回収し、再利用、再生利用する仕組みを作ることが求められている。

¹¹ リサイクル（再生利用）：ごみとして捨てずに資源として甦らせる。

イ 事業系ごみのリサイクルの推進

- ・事業者のごみ排出ルール of 広報・周知に努めるなど、事業者が排出するごみの減量化、資源化を図ります。

市民の取組

- ・マイバックやマイボトル、マイ箸の使用など省資源化を推進する。
- ・過剰な包装や不要な割り箸、おしぼり等を辞退する。
- ・使い捨て商品の抑制や詰め替え商品の選択をする。
- ・修理等により物を大事に長く使用する。
- ・リサイクルショップやフリーマーケットなど有効活用する。
- ・地域の資源回収やスーパーの店頭回収などに協力する。
- ・再生紙など再生品を積極的に使用する。
- ・資源物の徹底した分別を行う。

事業者の取組

- ・製造、流通、販売、消費、廃棄などライフサイクル全体で廃棄物を削減する。
- ・梱包や包装の簡素化を行う。
- ・マイバッグ持参の呼びかけなどにより、レジ袋削減を推進する。
- ・自社で販売した製品や容器包装類の回収などリサイクルを推進する。
- ・リサイクルボックスを設置するなど、資源ごみの分別を積極的に履行する。
- ・再生紙など再生品を積極的に使用する。
- ・古紙等の発生したごみのリサイクルを徹底する。

【関連するSDGsのゴール】



【進行管理指標】

進行管理指標	前計画策定時 (平成 21 年度)	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和 7 年度)	備考
1 人 1 日当たりの生活系ごみ排出量 (資源物、集資源回収量を除く)	—	770 g	530 g 以下	新規
事業系ごみ排出量	—	30,926 t	24,200 t 以下	新規

2 廃棄物の安定的・効率的な適正処理

(1) 一般廃棄物の適正処理及び施設の適切な維持管理・整備
(2) 産業廃棄物の適正処理の指導等
(3) 廃棄物の不法投棄対策

【目標】

快適な暮らしを守るために、適正な廃棄物の処理を推進します。

2) 廃棄物の安定的・効率的な適正処理

(1) 一般廃棄物の適正処理及び施設の適切な維持管理・整備

① ごみの適正排出と安全で効率的な収集運搬の推進

ア 適正なごみの排出と集積所の維持管理の推進

- ・ごみの適正な排出方法について、広報紙・ホームページ等で広報するとともに、不適正な排出については指導を強化します。
- ・ごみ散乱防止ネットや集積所設置にかかる助成の継続や普及啓発により、適正なごみ集積所の維持管理を推進します。また、ICTを活用した集積所の管理システムについて調査検討を行います。
- ・事業者への啓発や指導を行い、事業系ごみの適正な処理を推進します。

イ 安全で効率的な収集運搬の推進

- ・収集品目を拡大した場合には、車両変更等に対応した収集ルートの見直しなど、効率的な収集体制の構築に努めます。
- ・ICTを活用した収集状況確認システム等の調査検討を行い、収集運搬業務の効率化を図ります。
- ・粗大ごみ申込システムや直接搬入の事前予約制度等の調査検討を行います。
- ・一定の条件を満たす高齢者又は障がい者の世帯に対して、ふれあい訪問収集を継続します。

② 安定的・効率的な適正処理と環境に配慮した施設整備の推進

ア 適正な中間処理の推進

- ・焼却施設、資源化施設等の中間処理施設について、効率的な運営に努め、適正な維持管理を実施することにより、長寿命化を図ります。

- ・あぶくまクリーンセンター焼却工場については、費用対効果の高い施設となるよう計画的な施設整備を進めます。

イ 適正な最終処分の推進

- ・埋立廃棄物の搬入管理の徹底、搬入禁止廃棄物の混入防止など、最終処分場の適正な維持管理を推進します。
- ・ごみの排出抑制や中間処理施設での減容化、資源化を推進し、最終処分場の延命化を図ります。
- ・計画的に次期最終処分場の施設整備を進めます。

③ 災害廃棄物の適正な処理

- ・大規模災害時には、「福島市地域防災計画」に基づき、適切かつ迅速に災害廃棄物への対応を図ります。
- ・災害廃棄物処理の基本的事項を定める「災害廃棄物処理計画」の策定を目指します。

④ 海洋プラスチックごみへの対応

- ・市民、事業者に対して、海洋プラスチックごみの問題の周知に努め、プラスチックごみの適正な処理、河川へのごみのポイ捨ての防止や代替製品の普及・促進に努めます。

市民の取組

- ・ごみの分別を徹底し、不適正処理物が混入しないよう努める。
- ・ごみ出しのルールを遵守する。
- ・ごみのポイ捨て等を行わないように努める。
- ・プラスチック製品の使用の抑制や適正な処理に努める。

事業者の取組

- ・ごみの分別を徹底し、不適正処理物が混入しないよう努める。
- ・ポイ捨ての禁止やごみの分別など、従業員に対する社内教育を実施する。
- ・分解性に優れた素材の開発や選定、利用に努める。
- ・プラスチック素材の回収及びリサイクルを実施する。
- ・事業活動により排出される廃棄物は、排出者自らの責任で処理する。

トピックス

海洋プラスチックごみ問題
(プラスチック・スマート)



近年、海洋プラスチックごみは世界的な問題となっており、海洋生物による誤食や、自然界で紫外線等により5mm以下となったマイクロプラスチックの生態系への影響などが懸念されています。

環境省では、プラスチックと賢く付き合っていく取組を応援し、さらに広げていくため「プラスチック・スマート」キャンペーンを実施しています。

本市は、直接、海に面しておりませんが、本市を流れる阿武隈川などの河川を介して、海へとつながっており、決して他人事ではありません。普段の生活のなかで、プラスチック製品とのつきあい方を見つめ直し、海の環境保全に努めましょう。

プラスチックごみが絡みついたウミガメ



出典：UN World Oceans Day

(2) 産業廃棄物の適正処理の指導等

① 産業廃棄物の適正処理の推進

- ・事業者及び処理業者を指導し、監督するとともに、処理業者の団体の健全な育成及び指導に努めます。
- ・事業者及び処理業者に対して、産業廃棄物の適正な処理等について、周知の徹底に努めます。
- ・循環型社会形成の観点から産業廃棄物の排出量の抑制や再生利用の推進、最終処分量の抑制の啓発に努めます。

② ポリ塩化ビフェニル(PCB)の適正な処理の推進

- ・PCB廃棄物の期限内の処分に向けた周知、指導を実施します。

事業者の取組

- ・産業廃棄物について、排出者責任の原則に従った適正な処理を履行する。
- ・生産過程で使用する化学物質について、使用、管理、保管、廃棄の各段階での漏洩防止の徹底、適正な管理により、周辺環境へ悪影響を及ぼさないよう配慮する。

(3) 廃棄物の不法投棄対策

① 不法投棄対策の推進

- ・市民に対して不法投棄発見時の連絡先を周知し、不法投棄が確認された場合の迅速な対応を図ります。
- ・不法投棄監視員などによる不法投棄監視を継続し、また、ホームページやSNS等を活用し、監視の目が行き届いていることをPRし、抑止効果を図ります。
- ・不法投棄が確認された場合は、警察等関係機関との連携により、投棄者の摘発に努めるとともに、投棄物や場所の公表について具体的手法を検討します。
- ・これまでに不法投棄が行われた場所や状況についての情報を整理することにより、不法投棄が行われやすい場所の傾向等を把握し、対策の充実・未然防止に努めます。

市民の取組

- ・地域の一斉清掃やボランティアによる清掃活動へ積極的に参加する。
- ・不法投棄の監視やパトロールへ協力する。
- ・所有地を適切に管理し、敷地内に不法投棄されないように努める。
- ・ごみ出しルールを遵守し、適正に廃棄物を処分する。
- ・行楽等で発生したごみは持ち帰る。

事業者の取組

- ・地域の一斉清掃やボランティアによる清掃活動へ積極的に参加する。
- ・所有地を適切に管理し、敷地内に不法投棄されないように努める。
- ・不適正排出を行わず、また、これらを防止するように努める。

【関連するSDGsのゴール】



【進行管理指標】

進行管理指標	前計画策定時 (平成21年度)	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)	備考
最終処分量	—	16,860 t	13,300 t 以下	新規

第3節 生物の多様性を育む豊かな自然環境との共生

1 自然環境の保全と活用

(1) 森林の保全と活用
(2) 河川（水辺）の保全と改善
(3) 農地、里地里山の保全と再生

【目標】

自然環境の保全と活用により、自然が有する機能や魅力の向上を図ります。

1) 自然環境の保全と活用

(1) 森林の保全と活用

① 森林の保全等

- ・森林環境譲与税を財源として、適切な森林整備を実施するとともに、木材利用の促進や普及啓発等の推進を図ります。
- ・林業の担い手の確保・育成や多様な人材が林業で活躍できる取組に努めます。
- ・森林所有者に対して、適正な民有林の保全を依頼します。
- ・松くい虫の被害を把握し、駆除対策を進めるなど、森林病虫害の防除に努めます。

② 市民に対する啓発活動

- ・森林の公益的機能に対する理解を深めるため、各種団体と連携して林業体験やイベントへの参加を呼びかけるとともに、既存事業の拡大や関連イベントとの連携の拡大に努めます。

③ 計画的な森林整備

- ・地域森林整備計画に基づき、計画的な森林整備の推進を向上させ、更なる治山・治水に努めます。
- ・人工林の適正管理のため間伐を推進し、森林機能の保全に努めます。
- ・森林資源の高度利用について検討し、林業の生産性の向上を図ります。
- ・林道等の林業施設の整備・維持管理に努めます。

④ 木材の活用促進

- ・ 間伐材の活用や地元生産材の利用拡大を進めます。
- ・ 「福島市木材利用推進方針」に基づき、市内の公共建築物の整備等において木材の利用の推進を図ります。
- ・ 森林整備で生じた間伐材・林地残材などの木質バイオマスとしての利用を検討します。
- ・ 施設に導入した木質ペレットストーブの活用について、市民、事業者に対してPRを行い、木材の活用促進を図ります。

市民の取組

- ・ 森林保全活動や各種イベントに積極的に参加し、森林の価値や機能を理解する。
- ・ 地域の木材を使用した製品を優先的に購入する。
- ・ 住宅の建築等において、地域の木材の使用を推進する。

事業者の取組

- ・ 森林の適正な管理・育成により、森林の公益的機能の維持・向上に努める。
- ・ 「バイオマス資源」として山林の活用を検討する。
- ・ 森林ボランティアなど各種活動への参加やイベントの開催をする。
- ・ 間伐材の利用を推進する。
- ・ 住宅の建築材や家具、木工製品等での地域の木材の使用を推進する。

(2) 河川（水辺）の保全と改善

① すぐれた河川（水辺）環境の保全

- ・ 河川や用水の整備に当たっては、多自然型の工法を検討するなど、自然を活かした水辺空間の整備を推進します。
- ・ 霞堤、地蔵原堰堤など歴史的河川構造物の保全に努めます。
- ・ 河川へのごみのポイ捨てを防止し、河川環境の保全及び海洋プラスチックごみ対策を講じます。

② 水辺空間の利用の推進

- ・ 散策、釣りなど、多様な水辺空間の利活用を図った事業を推進し、広報に努めます。
- ・ 水辺での学習活動など、水辺の利用を通じて水環境への関心を高め、水辺空間の保全のための意識啓発を図ります。
- ・ 堤防や河川敷（高水敷）について、散策路、休憩スペースなど、市民のニーズに合わせた整備を行なうことにより、水辺空間の利用を推進します。

③ 水辺・緑地空間のネットワーク化の推進

- ・身近に自然を体験できる場所として、学校などに整備されたビオトープの維持管理を行います。
- ・生物の生息空間の確保に配慮した緑地、公園や親水空間の整備を図ります。
- ・市域における水（水辺空間）と緑（緑地空間）のネットワークにより、生物の生息に適した環境の形成を図ります。

市民の取組

- ・河川敷や公園等の身近な河川や水辺空間の保全に努める。
- ・河川へごみのポイ捨てをしない。
- ・各種イベントや釣り等において、河川や水辺を汚染しないよう配慮する。

事業者の取組

- ・河川や水辺の環境の保護に配慮した事業活動を行う。
- ・河川や水辺の環境保全活動や美化活動への積極的な参加、イベントの開催をする。

（3）農地、里地里山の保全と再生

① 自然環境に配慮した農業の推進

- ・農村環境の多面的機能（農作物、雨水かん養、緑地、田園景観など）の維持、向上を図るため、交付金事業等を活用した地域共同活動を支援します。
- ・有機農法などを取り入れた環境保全型農業を推進します。
- ・食品安全、環境保全、労働安全等の持続可能性を確保する農業生産工程管理（GAP：Good Agricultural Practice）を推進します。
- ・農家の担い手の育成を行い、安定した農業経営の支援に努めます。
- ・農地流動化の促進などにより農地を集積し、遊休農地・耕作放棄地の解消を図るとともに、美しい田園風景の維持に努めます。
- ・市民農園など農業を体験できる機会、場を整備し、農業への理解を深める活動を推進します。
- ・農村交流の活性化や観光との連携、再生可能エネルギーの導入など農村環境の活用を図ります。

② 里地里山の維持・回復

- ・里地里山の環境を維持・回復するため、中山間地域の農業生産活動等を支援します。
- ・里山から供給される資源（木質チップなど）の積極的な活用を推進します。

市民の取組

- ・ 農業への理解を深める活動に積極的に参加する。
- ・ 地元農作物を優先的に選んで購入する。

事業者の取組

- ・ 農地を適正に管理する。
- ・ 農薬の適正な使用に努める。
- ・ 有機農法等の環境に配慮した農業を実施する。
- ・ 遊休農地の有効な活用を検討する。
- ・ 農業生産工程管理（GAP）の認証取得に努める。
- ・ グリーンツーリズムの推進など農業を活かした観光や交流事業を実施する。
- ・ 地元農作物の地産地消の推進に協力する。

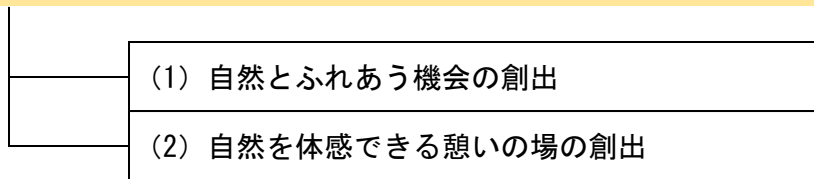
【関連するSDGsのゴール】



【進行管理指標】

進行管理指標	前計画策定時 (平成 21 年度)	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和 7 年度)	備考
民有林整備面積	—	148. 7ha	232. 0ha	新規
多自然型工法河川整備 延長	23, 850m	24, 173m	24, 257m	
新規就農者数	—	145 人 (平成 28～令和 2 年 度の 5 年間)	200 人 (令和 3～7 年度の 5 年間)	新規
農用地利用集積面積	—	1, 066ha	1, 366ha	新規

2 自然とのふれあいの推進



【目標】

自然とのふれあいにより、健康で心豊かな暮らしの充実を図ります。

2) 自然とのふれあいの推進

(1) 自然とふれあう機会の創出

① あらゆる場面での自然とのふれあい

ア 学習講座やイベントを通じた自然とのふれあい

- ・自然観察会や星空観察会などの体験イベントを開催し、自然とふれあう機会の増加、自然環境に関する学習機会の充実を図ります。
- ・ハイキングやトレッキング、野外キャンプなど自然の中で行うレクリエーションの機会を創出します。
- ・河川や山など本市の自然をフィールドにした各種イベントを継続して実施します。
- ・花見山周辺地区においては、「福島市花観光振興計画」に基づき関係機関と連携しながら、長期的な視点で原風景維持に取り組み、年間を通じて情報発信を継続します。

イ 自然とふれあう活動の推進

- ・ポスターや観光パンフレット、冊子、広報、ホームページなどの活用により、自然とのふれあい活動のPRを図り、市民の参加を促進させます。
- ・吾妻山周辺については、国や福島県と連携を図り、登山者等の安全確保のために、情報発信を行うとともに、その雄大な自然の魅力等について発信を行います。
- ・多種多様な効能を有する本市の温泉について、関係団体等と連携して利用の促進を図ります。
- ・自然とふれあえる場・施設の利用促進により、自然を大切にする意識の向上を図ります。

市民の取組

- ・自然観察会等への積極的な参加や自ら自然とふれあう機会の創出を行い、自然に対する知識と理解を深め、環境保全への意識の高揚に努める。
- ・自然とのふれあいにより、心身の健康増進を図る。

事業者の取組

- ・自然観察会等への積極的な参加や自ら自然とふれあう機会を創出し、自然に対する知識と理解を深め、環境保全への意識の高揚に努める。
- ・自然とふれあうレクリエーション等の活動を実施し、従業員の心身の健康増進を図る。

(2) 自然を体感できる憩いの場の創出

① 自然公園等の保護・保全

ア 自然公園の保護

- ・国や福島県と連携を図り、「自然公園法」に基づく規制や指導を徹底し、自然公園の優れた風致景観の保護に努めます。
- ・自然公園の適正利用、動植物の保護、美化清掃、事故防止等について普及啓発に努めます。

イ 自然環境保全地域の保全

- ・国や福島県と連携を図り、自然環境保全地域の自然の保護・保全に努めます。

② 緑地、公園整備、緑化の推進

ア 緑地、公園の整備

- ・市街地部における公園、緑地の整備と充実に努めます。
- ・信夫山のもつ良好な自然環境や多面的な機能（土地の保全、生物の多様性の保全、快適な環境の形成、保健休養・レクリエーション、生産）を保全します。
- ・歴史的資源を活かした自然緑地の維持管理とネットワーク形成に努めます。
- ・市民の意向を踏まえた身近な公園づくり、市民参加による公園管理を推進します。
- ・街区公園におけるビオトープとしての機能を継続して維持管理を行います。

イ 緑化の推進

- ・市街地の公共施設等における緑化を推進します。
- ・市民の緑化の意識向上を図ることを目的とした緑化キャンペーンや各種のイベントを実施します。
- ・生垣設置奨励補助金交付制度の積極的なPRにより推進・拡充を図ります。
- ・景観、環境に配慮した街路樹や公園の緑化修景による緑の街並みづくりを推進します。
- ・社寺林や点在する大木・古木などの保存樹、荒川沿いのマツ林やサクラの大木など地区のシンボルといえる緑の保全に努めます。
- ・名木保存樹を広く市民に知ってもらうため、周知方法等を拡大し、積極的なPRに努めます。

③ 自然を体験できる場の維持・整備

- ・多くの自然が残されている地域を、自然とふれあえる場、健康増進の場として有効に活用できるよう広く市民に周知を図ります。
- ・森林や水辺において、市民が身近に自然を体験できる憩いの場の整備を継続します。
- ・既存の野外レクリエーション施設やビオトープなど、適正に維持管理を行います。
- ・身近に自然を体験できる場所の整備を検討するなど、自然について学ぶ場の充実に努めます。
- ・荒川資料室など自然とふれあえる場所、施設についての案内板や標識などを設置して積極的にPRします。

④ 自然環境と観光環境の調和

- ・自然環境を破壊しないよう、周囲の環境と調和した施設（歩道、駐車場、野営場、トイレ等）の整備に努めます。

市民の取組

- ・自然公園等において、動植物の保護や美化清掃に努め、適正に利用する。
- ・街路樹や公園等の身近な自然を大切にする。
- ・家の敷地内での植栽や生垣の整備等の緑化を進める。
- ・トレッキングや野外キャンプでは、自然の保護に努め、ごみは必ず持ち帰る。

事業者の取組

- ・ 街路樹や公園等の身近な自然の保護に配慮した事業活動を行う。
- ・ 事業所や工場等の敷地内での植栽や生垣の整備等の緑化を進める。

【関連するSDGsのゴール】



【進行管理指標】

進行管理指標	前計画策定時 (平成 21 年度)	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和 7 年度)	備考
自然観察会、自然体験講座等の開催回数	117 回	250 回	毎年 250 回以上	
都市公園面積	300.75ha	321.65ha	323.17ha	
一人当たりの都市公園面積	10.29 m ²	11.65 m ²	11.90 m ²	

3 動植物の保全と外来種対策の推進

(1) 生態系全体を考慮した生物の生息・生育環境の保全
(2) 在来種の保護、外来種（特定外来生物）対策の推進
(3) 有害鳥獣被害防止対策の推進

【目標】

生物多様性の保全を図り、生態系の機能の維持・向上を図ります。

3) 動植物の保全と外来種対策の推進

(1) 生態系全体を考慮した生物の生息・生育環境の保全

① 貴重な動物や植物、植物群生の保護（種の保存）

- ・国や福島県と連携を図り、貴重な動植物の分布・生息状況などの把握を行い、保護に必要な基礎的データの確保に努めます。
- ・貴重な動植物や植物群生の保護に努めるとともに、市民の環境保全への意識の向上を図ります。
- ・自然保護指導員や自然観察指導員の制度を広く周知を行い、人材育成に努めます。

② 多様な動物や植物、植物群落が生息・生育できる生態系の保全

- ・国や福島県と連携を図り、生態系における相互作用に配慮しながら、野生動物の保護、生息・生育できる環境の確保に努めます。

③ 市民・事業者に対する啓発

- ・国や福島県と連携を図り、貴重な動植物の保護に対する理解や協力を得るための啓発に努めます。
- ・市民参加型の生物調査などにより、日常生活と自然環境との関わりや自然保護の必要性について、意識の向上に努めます。

市民の取組

- ・身近な自然や市域に分布する動植物について、理解を深める。
- ・動植物をむやみに捕獲・採集しない。
- ・自然調査や生物調査などに積極的に参加する。
- ・動植物が生息できる環境づくりや自然を回復する活動に積極的に参加する。

事業者の取組

- ・新たな事業等を行う際には、事前に十分な環境への影響を調査し、実施時には環境に配慮した工法を採用するなど、動植物や生態系への影響をできるだけ抑えるよう努める。
- ・屋外照明の使用の際には、生活環境や景観のみならず、周辺の動植物にも配慮する。

(2) 在来種の保護、外来種（特定外来生物）対策の推進

① 外来種（特定外来生物）の生息状況の把握

- ・市域における外来種（特定外来生物）の生息状況の把握に努め、対策を行うための基礎的データの確保に努めます。

② 外来種（特定外来生物）の対策

- ・外来種（特性外来生物）の侵入や拡散を未然に防ぐために、市民、事業者に対して、外来種の問題について啓発を行うとともに、外来種被害予防三原則（「入れない」、「捨てない」、「拡げない」）の遵守を促します。
- ・外来種（特定外来生物）の侵入によって既存の在来種の生態系に影響を及ぼしている、または及ぼすおそれがある場合には、駆除に努めます。

市民の取組

- ・外来種に関する正しい知識を身につける。
- ・悪影響を及ぼすおそれのある外来種を持ち込まない（侵入させない）。
- ・飼育している外来種を野外に放棄しない。
- ・既に野外に存在する在来種を採取しない、他の地域に拡げない。

事業者の取組

- ・特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律等に基づき、事業活動において外来種に対して正しい理解のもと、拡散防止に努める。

トピックス

特定外来生物

もともとその地域に生息していないのに、人間の活動によって持ち込まれた生物を「外来生物」といいます。ミドリガメ、アメリカザリガニなども外来生物に含まれます。

外来生物のうち、生態系や人間の健康、農作物への被害を及ぼすものとして、156種（令和2年11月2日現在）が「特定外来生物」に指定されています。

○福島市内で確認されている主な特定外来生物（写真提供：環境省）



アライグマ



アメリカミンク



オオキンケイギク

（3）有害鳥獣被害防止対策の推進

① 有害鳥獣による被害状況の把握

- ・野生鳥獣による被害状況の把握に努めます。

② 有害鳥獣被害防止対策の充実

- ・サル、クマ、イノシシ、カラスなどによる被害の軽減と拡大防止を図るため、関係機関との連携のもと、野生鳥獣による被害の防止対策事業を推進します。

市民の取組

- ・地域住民が一体となって、鳥獣を誘導しないよう生ごみや未収穫作物等の適切な管理や追い払いを徹底する。

事業者の取組

- ・開発活動等、生態系に影響を与える事業活動においては、事業の計画や実施に際し、鳥獣の保護及び管理に与える影響に十分配慮する。

【関連するSDGsのゴール】

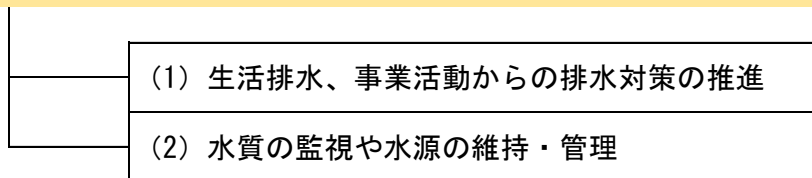


【進行管理指標】

進行管理指標	前計画策定時 (平成 21 年度)	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和 7 年度)	備考
特定外来生物捕獲数	—	未集計	年間 10 頭	新規

第4節 安心安全を支える生活環境の保全

1 水資源の保全



【目標】

健全な水循環を維持し、安心安全な水資源を育みます。

1) 水資源の保全

(1) 生活排水、事業活動からの排水対策の推進

① 全戸水洗化の推進

- ・「福島市下水道ビジョン」に基づき、効率的な公共下水道整備事業を推進します。
- ・公共下水道などの整備区域外における合併処理浄化槽の更なる普及と汲み取り便槽や単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への切り替えを促進します。

② 排水対策の推進

ア 家庭での生活排水対策の推進

- ・学習会の開催などにより、家庭でできる生活排水対策の啓発を推進します。

イ 工場・事業場での排水対策の指導

- ・各事業場に対して、「水質汚濁防止法」の遵守を指導します。

市民の取組

- ・公共下水道への接続や合併浄化槽の設置、切り替えにより適切に排水処理を行う。
- ・油類や食べ残し等をそのまま排水溝に流さない。
- ・洗剤や柔軟剤、シャンプー等は適量で使用する。
- ・河川などにごみの放置、ポイ捨てをしない。

事業者の取組

- ・ 事業活動に伴う排水を適正に処理し、水質汚濁防止に努める。
- ・ 排水処理施設等を適切に維持・管理する。
- ・ 農薬や化学肥料など化学物質を適正に使用・管理する。
- ・ 事業活動において、水質汚濁に関する管理目標を設定する。
- ・ 定期的な排水の水質調査等を行い、水質管理を徹底する。
- ・ 公共下水道への接続に努める。

(2) 水質の監視や水源の維持・管理**① 水質の維持・管理****ア 水質汚濁状況の監視**

- ・ 河川の水質を常時監視することにより、河川ごとの汚濁状況を把握し、必要な対策を推進します。
- ・ 河川に油や薬品、廃棄物等を流出させないよう啓発に努めるとともに、流出が発生した場合には、関係機関等と連携を図り、迅速に対応します。

イ 水源の維持・管理

- ・ 森林や農地の水源かん養機能を重視し、森林や農地の保全に努めます。
- ・ 森林整備計画に沿った間伐を実施し、森林の水源かん養機能の確保に努めます。
- ・ 水道事業者や河川・道路管理者等の関係機関と連携を図り、水源地付近への不法投棄の監視に努めます。

② 水資源の周辺環境の保全

- ・ 「福島市水道水源保護条例」に基づき、水源保護地域内で水質を著しく汚濁するおそれのある事業場等の立地を規制します。
- ・ 摺上川ダム湖（茂庭っ湖）周辺については、良質で安全な水道水の源となる水源の維持のため、水源地域に関わる関係機関との連携や市民との協働による水道水源保護活動などを実施します。

③ 節水、水の循環利用

- ・ 節水を推進し、水資源の保全に努めます。
- ・ 一度使用した水の再使用・循環利用を推進します。
- ・ 雨水の利用を推進します。
- ・ 地下水の汲み上げなど適正な利用について指導します。

④ 水環境を守り継ぐ意識の向上

- ・水環境を守り継ぐ意識の向上を図るための広報啓発・教育を推進します。
- ・水環境を守り継ぐ意識の向上に向けて、国、県などと連携して、水とふれあう機会の創出など、あらゆる機会を活用した効果的な意識啓発を進めます。

⑤ 広域的な連携による水環境の保全

- ・阿武隈川流域の水環境保全について、流域の自治体、住民と連携し、取組を推進します。

市民の取組

- ・河川や水辺での活動の際には、不用意に汚さない、ポイ捨てしないなど水環境の保全に努める。
- ・河川の草刈りや不法投棄されたごみの回収等の河川、水源保全活動へ参加する。
- ・健全な水循環の大切さを理解し、水資源を汚さないよう行動する。
- ・湧き水など、水の大切さを理解し、保全に努める。
- ・炊事、洗濯、お風呂等において、節水に努める。
- ・お風呂の残り湯は、洗濯や庭への散水等に利用する。

事業者の取組

- ・事業活動において、水環境の保全に努める。
- ・河川の草刈りや不法投棄の回収等の河川、水源保全活動への参加や支援を行う。
- ・節水装置の導入や水の再利用等、工場や事業場での節水に努める。
- ・雨水タンクの整備等による雨水の利用を検討する。

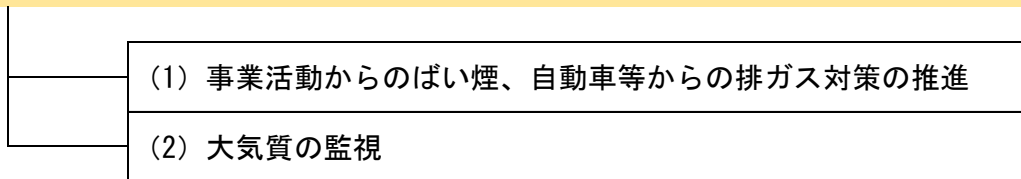
【関連するSDGsのゴール】



【進行管理指標】

進行管理指標	前計画策定時 (平成21年度)	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)	備考
汚水処理人口普及率	78.0%	87.2%	91.0%	
河川のBOD値環境基準値・ 環境基準準用値達成地点数	18/23	8/8 12/15	8/8 12/15	環境基準値適用：8地点 環境基準準用：15地点

2 大気環境の保全



【目標】

良好な大気環境を維持し、市民の暮らしや健康を守ります。

2) 大気環境の保全

(1) 事業活動からのばい煙、自動車等からの排出ガス対策の推進

① 工場・事業場からの大気汚染対策の継続

- ・「大気汚染防止法」や「福島県生活環境の保全等に関する条例」などによる基準を遵守するよう指導します。
- ・揮発性有機化合物（VOC：Volatile Organic Compounds）の排出抑制を指導します。

② 自動車からの排出ガス対策

- ・自動車の利用に際しては、アイドリング・ストップなどのエコドライブを心がけるよう意識啓発を行います。
- ・ノーマイカーデーの普及、啓発に努めます。
- ・自動車の走行の円滑化や渋滞の解消に向けた道路整備の推進に努めます。
- ・トラックから鉄道や海運に貨物輸送を転換するモーダルシフトの促進に努めます。
- ・市民、事業者に対して、クリーンエネルギー自動車の普及促進に努めます。
- ・公用車の更新時にクリーンエネルギー自動車の計画的な導入に努めます。

市民の取組

- ・環境に配慮したエコドライブに努める。
- ・環境に配慮したクリーンエネルギー自動車を購入・検討する。
- ・徒歩や自転車での移動、公共交通機関の積極的な利用に努める。

事業者の取組

- ・設備の新設、更新に当たっては、環境負荷を低減するものを選択する。
- ・事業活動において、大気汚染に関する管理目標を設定する。
- ・定期的な排出ガスの測定調査等を行い、大気保全を徹底する。
- ・大気汚染防止設備を定期的に点検・整備する。
- ・粉じん飛散防止対策を徹底する。
- ・事業活動において、環境に配慮したエコドライブに努める。
- ・業務で使用する車両は、環境に配慮したクリーンエネルギー自動車の購入に努める。
- ・事業活動において、徒歩や自転車での移動、公共交通機関の積極的な利用に努める。

(2) 大気質の監視

① 大気質保全の徹底

ア 光化学オキシダントの監視

- ・光化学オキシダント発生等に関する情報収集や監視に努め、適切な広報、情報提供を推進します。
- ・県や関係機関との協力体制の強化により、緊急時における迅速・確実な対応を図ります。

イ 野外焼却に対する指導強化

- ・「福島県生活環境の保全等に関する条例」で禁止されている焼却行為について、広く啓発を図り、関係機関と連携しながら行為者に対して指導します。
- ・廃棄物の野外焼却は、原則として廃掃法で禁止されていることから、市民に広く啓発を行うとともに、関係機関と連携し、行為者に対する指導を強化します。

② 大気環境を守る意識の醸成

- ・大気環境の保全意識の向上を図るための啓発を推進します。
- ・本市の大気に関する情報を発信し、大気環境に配慮した行動を促します。

③ 酸性雨（雪）対策

ア 酸性雨（雪）の原因物質の排出抑制

- ・工場・事業場及び自動車からの酸性雨原因物質（硫黄酸化物、窒素酸化物）の排出抑制に努めます。

イ 酸性雨（雪）に対する意識啓発

- ・酸性雨（雪）に関する情報収集、市民や事業者への情報提供に努めます。
- ・酸性雨（雪）のメカニズムや国際協力の必要性の認識など、酸性雨（雪）問題に対する知識の普及啓発に努めます。

市民の取組

- ・ 大気環境について、関心を持ち、理解を深め、大気保全に努める。

事業者の取組

- ・ 事業活動に関連する大気汚染等の状況について、従業員が理解を共有し、大気保全に努める。

トピックス

大気汚染観測

本市では、平成30年4月に中核市に移行したことに伴い、「大気汚染防止法」に基づく大気汚染監視業務が福島県から移管されました。

市内4か所（福島第三小学校、森合小学校、福島第一中学校、福島第三中学校）に測定局を設け、二酸化硫黄、光化学オキシダント、微小粒子状物質（PM2.5）などの大気汚染物質について、24時間・365日測定を行っています。



大気汚染測定局
（福島第三小学校）



大気汚染測定局内の測定機器
（森合小学校）

【関連するSDGsのゴール】



【進行管理指標】

進行管理指標	前計画策定時 （平成21年度）	現状値 （令和元年度）	目標値 （令和7年度）	備考
光化学スモッグ注意報・警報の発令数	—	0件	0件	新規

3 その他公害等の未然防止

(1) 騒音・振動、悪臭、土壌汚染防止対策の推進

【目標】

公害等の未然防止に努め、快適で安全な生活環境を確保します。

3) その他公害等の未然防止

(1) 騒音・振動、悪臭、土壌汚染防止対策の推進

① 騒音・振動、悪臭等の公害防止対策

- ・公害関連の法規・条例等の遵守を指導します。
- ・自動車交通や新幹線鉄道及び一般的な生活空間で発生している騒音・振動を常時監視します。
- ・事業者に対して、事業や建設作業における環境配慮型の機器（低騒音型の機械など）の導入を指導します。
- ・家庭生活や事業活動の影響による公害が生じ、周囲に迷惑を及ぼさないよう住民・事業者一人ひとりの意識の向上を図ります。

② 土壌汚染防止対策・地下水の保全

- ・土壌汚染、地下水汚染を防止するため、関係法令等に基づく指導に努めます。
- ・地下水質の調査・把握を継続し、良質な地下水の保全に努めます。
- ・雨水浸透設備（透水性舗装、雨水浸透枘など）の整備に努めます。

③ ダイオキシン類対策

- ・特定事業場の適正管理を継続します。
- ・ダイオキシン類の動態調査のあり方について検討します。

④ アスベスト飛散防止対策

- ・アスベストを使用した建築物について、今後、耐用年数を迎えたことによる解体の増加が見込まれるため、解体・処理現場周辺でのアスベスト飛散対策の適正実施を継続して指導します。

市民の取組

- ・騒音や振動をもたらす機器の影響や使用時間を考慮する。
- ・ごみ出しのルール徹底やペットの適正な飼育により悪臭を防止する。
- ・除草剤、殺虫剤、消毒薬、農薬、肥料などの適正な使用と管理・処分に努める。

事業者の取組

- ・法令等を遵守し、公害防止対策を推進する。
- ・事業活動において、公害に関する管理目標を設定する。
- ・定期的に騒音・振動や悪臭、土壌汚染等について調査を行い、公害の未然防止に努めるとともに、周辺住民との良好な関係性を構築する。
- ・業務用施設、空調設備等を適切に維持・管理する。
- ・設備機器に対する消音器、振動ゴム・バネ等の防音・防振対策を徹底する。
- ・工場・事業場から発生する臭気の周囲への発散対策を徹底する。
- ・業務において使用する農薬や化学物質の適正な使用や管理、廃棄を行う。

【関連するSDGsのゴール】



【進行管理指標】

現在、本市では、法令及び条例による改善勧告・命令を行わなければならないような公害等の発生が無い状況が継続しています。

今後もこの状況を継続することを目標とします。

第5節 原子力災害からの環境再生の推進

1 放射線対策の充実

(1) 放射線に対する不安の軽減と健康管理
(2) 空間放射線量モニタリングの実施
(3) 農作物や飲用水のモニタリングの実施

【目標】

不安を感じることなく、健康で安心な暮らしのために、放射線対策の推進を図ります。

1) 放射線対策の充実

(1) 放射線に対する不安の軽減と健康管理

① 除染後の安心安全の推進

- ・「福島市ふるさと除染実施計画」に基づき、除染によって発生した除去土壌の現場保管の解消、中間貯蔵施設への輸送、仮置場の原状回復などの環境再生を早期に進めます。
- ・除染の枠組から外れた箇所等で、人への健康影響等が懸念されると思われる箇所が新たに判明した場合は、放射線量の低減化をはじめとした環境回復措置やリスクコミュニケーションによる不安解消について、永続的な支援策を講じるよう国・県に求めます。

② 福島市健康管理実施計画の推進

- ・「福島市健康管理実施計画」に基づき、内部・外部被ばく検査や健康診査等による生涯にわたる健康づくり、放射線健康管理情報データベース化、市政だより等による放射線等に関する情報発信、健康相談などによる市民の健康管理を推進し、放射線に対する不安軽減を図ります。
- ・内部・外部被ばく検査の測定結果を市政だよりや市ホームページなどに掲載し、継続して広く周知を図ります。

(2) 空間放射線量モニタリングの実施

① きめ細やかなモニタリングの実施

- ・市内各地区の代表地点（支所等）、幼稚園や小・中学校、人が多く集まる公共交通機関の駅周辺や観光地、公園等について、測定体制の適正化を図りながら、空間放射線量のモニタリングを引き続き実施します。
- ・放射線による健康被害への不安を解消するため、市民への簡易放射線量測定器の貸し出しや個別の詳細モニタリングを引き続き実施します。

② 全市放射線量測定マップの作成と周知

- ・市域の空間放射線量を周知するため、現状やこれまでの推移等の情報を分かりやすく整理した全市放射線量測定マップを引き続き作成します。
- ・空間放射線量の測定結果等の情報について、市ホームページへの掲載や全市放射線量測定マップの窓口配布等により、市民ニーズに応じた分かりやすい情報提供に努めます。

(3) 農作物や飲用水のモニタリングの実施

① 家庭菜園の農作物や食品等の放射能モニタリングの実施

ア 自家用食品や飲用水の放射能モニタリング

- ・家庭菜園の農作物や山菜などの自家用食品や地下水などの飲用水の放射能モニタリングを引き続き実施します。
- ・測定結果等を継続して市ホームページなどに速やかに掲載します。

イ 学校給食の食材の放射性物質測定

- ・学校給食の安全性を確保するために、学校給食で使用する食材の放射性物質測定を毎日実施します。

② 出荷用農産物等の放射能モニタリングの実施

- ・基準値を超過する農作物の出荷・流通を未然に防ぐために、出荷用農作物や加工食品の放射能モニタリングを引き続き実施します。
- ・生産者に対して測定結果を通知し、消費者に提供される食品の安全確保に努めます。
- ・測定結果などを、継続して市ホームページなどに速やかに掲載し、消費者と生産者に正確な情報の提供に努めます。

③ 出荷制限等が要請されている食品にかかる広報の実施

- ・出荷自粛などの制限等が要請されている食品について、広報に努めます。

○「放射線対策の充実」にかかる市民・事業者の取組

市民の取組

- ・放射線やその影響に対する正しい理解に努める。
- ・放射線に対する不安の軽減等にかかる各種事業や情報を活用する。

事業者の取組

- ・放射線やその影響に対する正しい理解に努める。

トピックス

放射線量を減らし、安心して暮らせる環境をつくる取組

本市では、放射性物質を取り除く除染により生じた除去土壌の搬出、体の外から受ける被ばく量を確認する「ガラスバッジ」による測定、食べた物から受ける被ばく量を確認する「ホールボディカウンタ」による検査を行っています。

また、学校の給食を安心して食べることができるよう、毎日、材料の検査をしているほか、市内の支所などに食品の放射能を測定する「食品等放射能測定所」を設けています。

さらに、市民の皆さんの不安を少しでも減らすため、身のまわりの放射線量について、本市独自に公共施設などの測定を行っています。



除去土壌の搬出



食品等放射能の測定



空間放射線量の測定

【関連するSDGsのゴール】



【進行管理指標】

進行管理指標	前計画策定時 (平成21年度)	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)	備考
放射線に関する健康講座受講後の不安軽減率	—	88.9%	92.0%	新規

2 原子力災害に関する情報発信

- (1) 本市の現状に関する正しい情報発信
- (2) 農産物等の安全性や魅力の発信

【目標】
正しい情報を市内外に発信し、風評払拭や本市の魅力をPRします。

2) 原子力災害に関する情報発信

(1) 本市の現状に関する正しい情報発信

① 分かりやすい正しい情報の発信

- ・市内外に対して、放射線に対する不安を軽減し、風評を払拭するために、除染による空間放射線量の低減、除去土壌の現場保管解消及び中間貯蔵施設への輸送状況などの放射線に関する現状や食の安全性について、正確な情報を分かりやすく発信します。
- ・本市の現状への理解や魅力を実感してもらうため、引き続き、市外からの誘客の推進を図ります。

(2) 農産物等の安全性や魅力の発信

① 市内外の消費者へ向けたPRの推進

- ・放射性物質の吸収抑制対策や農作物の放射能測定を継続し、食の安心安全の確保に努めます。
- ・市内外に対して、風評を払拭し、福島ブランドのイメージ回復と向上、消費拡大を図るため、本市産農産物等の安全性や品質の確かさを広くPRします。

○「原子力災害に関する情報発信」にかかる市民・事業者の取組

市民の取組

- ・ 様々な機会を活用して、本市の現状を市内外に伝える。

事業者の取組

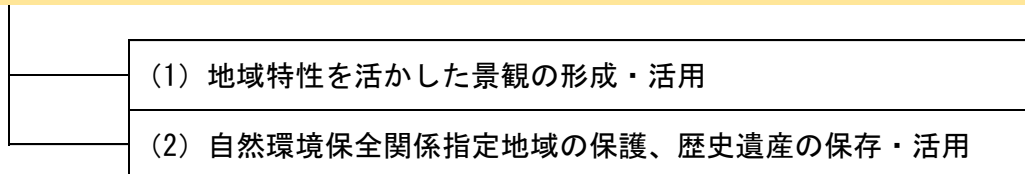
- ・ 市外からの誘客により、本市の現状や安全性のPRに努める。
- ・ 農産品等の安全性や品質の確かさを市内外の消費者に積極的なPRに努める。

【関連するSDGsのゴール】



第6節 市民・事業者とのパートナーシップによる地域づくり・人づくり

1 良好な地域資源の保全と創出



【目標】

福島らしい景観や歴史文化を守り、育むことにより、本市の個性や魅力を創出します。

1) 良好な地域資源の保全と創出

(1) 地域特性を活かした景観の形成・活用

① 総合的な施策の推進

- ・「福島市景観まちづくり計画」に基づき、豊かな自然景観を積極的に保全します。
- ・地域の景観に配慮した公共施設の整備を進め、地域の景観形成に先導的役割を果たします。
- ・風致地区、地区計画、高度地区等、各種制度を活用し、社会情勢に見合った施策の推進に努めます。

② 地区・施設レベルの景観誘導

- ・景観重点地区の指定による景観形成を促進します。
- ・「福島市景観条例」に基づく、行為の制限による届出制度を中心とした景観を誘導します。

③ 景観資源の保全と活用

- ・景観重要建造物・樹木の指定により、景観資源の保全に努めます。
- ・名所、旧跡のイメージアップのため、景観資源の活用に努めます。

④ 市民・事業者による景観形成活動支援

- ・景観まちづくりに関する自主的な活動を支援します。
- ・地区住民による地区景観の基準を定めた景観協定を推進します。

⑤ 市民・事業者への支援・啓発

- ・「福島市景観条例」の広報活動や景観セミナー等を開催し、景観意識の啓発を積極的に行います。
- ・「まちづくりアドバイザー制度」、「市民まちづくり計画策定補助事業」の啓発を強化し、施策の推進に努めます。
- ・市民・事業者の景観意識の向上を図るため、優れた景観の形成に寄与する建築物や、活動を行う団体等の表彰を検討します。

市民の取組

- ・景観まちづくり活動に参加し、景観形成の意識を高める。
- ・住宅等の建物を新築、増改築する際には、周辺の景観との調和に配慮する。

事業者の取組

- ・事業活動全般を通じて、景観まちづくりに対する必要な措置を講じる。
- ・事務所等の建物を新築、増改築する際には、周辺の景観との調和に配慮する。
- ・看板、広告などの設置の際には、周辺の景観との調和に配慮する。

(2) 自然環境保全関係指定地域の保護、歴史遺産の保存・活用

① 自然環境保全関係指定地域の保護

- ・風致地区、自然環境の保全や生物の多様性の確保のために指定された自然環境保全地域などの適正な保護に努めます。
- ・天然記念物や緑の文化財、名木などの適正な保護に努めます。

② 歴史遺産の保存

- ・地域における文化財や歴史遺産の適正な保存に努めます。
- ・文化財や歴史遺産などの計画的に調査を進め、新たな指定を行います。
- ・文化財や歴史遺産への関心、将来への継承に向けた意識の向上を図るため、講座やイベント等を実施します。
- ・地域の文化・歴史とふれあうことができる散歩道の整備や文化財マップを作成します。

市民の取組

- ・ 歴史や文化財に関する講座やイベント等に参加し、本市の歴史への興味・関心や文化財保護の意識を高める。
- ・ 身近な歴史的遺産・文化財の保護に協力する。

事業者の取組

- ・ 事業活動において、歴史的遺産・文化財への配慮や保護活動を実施・支援する。

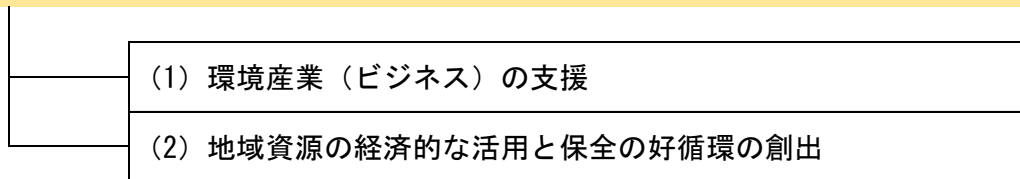
【関連するSDGsのゴール】



【進行管理指標】

進行管理指標	前計画策定時 (平成 21 年度)	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和 7 年度)	備考
景観形成に関するまちづくりアドバイザー派遣回数 (累計)	7 回	9 回	14 回	
市指定文化財指定件数	—	74 件	75 件	新規

2 環境の側面からの経済活動の支援



【目標】

環境の側面から経済活動を支援し、地域資源の保全、価値の向上に努めます。

2) 環境の側面からの経済活動の支援

(1) 環境産業（ビジネス）の支援

① 環境に配慮した設備等の導入支援

- ・市民や事業者に対して、再生可能エネルギーの利用や脱炭素化に有効な機器や設備の導入を支援することによって、地球温暖化対策を推進するとともに、市民、事業者の経済的な負担軽減や環境産業の推進に貢献します。

② エコ商品の利用推進

- ・市民、事業者に対して、購入の必要性を十分に考慮し、品質や価格だけではなく環境や社会への影響を踏まえ、環境負荷のできるだけ小さい製品・サービスを優先するグリーン購入を推進します。
- ・本市の事務・事業で使用する製品については、引き続き、グリーン購入適合商品¹²、エコマーク商品等の環境負荷の少ない製品の購入に努めます。
- ・環境に配慮した製品・サービスに関する情報（環境ラベルなど環境に関する表示）を市民、事業者に提供します。

③ リサイクル原料などの利活用の推進

- ・事業者に対して、リサイクル原料などの使用に向けた意識啓発を進めます。

④ 環境に関するビジネスの支援

- ・事業者に対して、環境に配慮した市場の拡大による環境に関する製品の開発の促進に努めます。
- ・環境汚染防止や温室効果ガス排出抑制、資源循環製品、自然環境保護など市内事業者の環境関連ビジネスの支援や情報提供等を行います。

¹² 「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（平成12年法律第100号）に基づく、重点的に調達を推進すべき環境物品等の分野・品目

市民の取組

- ・環境に配慮した製品・サービスを優先的に選択する。
- ・製品を購入する際には、環境ラベル等の環境に関する表示を確認する。

事業者の取組

- ・事業活動において、環境に配慮した製品・サービスを優先的に選択する。
- ・リサイクル原料の使用に努める。
- ・環境に関する製品の開発や環境関連ビジネスへの展開を図る。
- ・環境に配慮した活動を消費者に公表し、社会的価値を高める。

(2) 地域資源の経済的な活用と保全の好循環の創出**① 経済活動による地域資源の保全や価値の向上**

- ・自然環境や温泉、農産物、歴史文化など本市特有の地域資源を活かした経済活動によって、地域の活性化とともに、地域資源の保全や価値の向上につながる好循環を生み出すよう意識の醸成を図ります。

② 自然環境と観光環境の調和（再掲）

- ・自然環境を破壊しないよう、周囲の環境と調和した施設（歩道、駐車場、野営場、トイレ等）の整備に努めます。

市民の取組

- ・地域資源の価値を再確認し、観光や各種事業に積極的に参加する。

事業者の取組

- ・あらゆる地域資源を活用した観光誘客を図る。
- ・事業活動において、既存の地域資源の価値を再確認し、保全に努める。

【関連するSDGsのゴール】



【進行管理指標】

進行管理指標	前計画策定時 (平成 21 年度)	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和 7 年度)	備考
市役所のグリーン購入率	—	84.2%	毎年90%以上	新規

3 快適な都市環境の創出

(1) 環境に配慮した都市環境の確保

【目標】

潤いと安らぎを与える快適な都市環境を創出します。

3) 快適な都市環境の創出

(1) 環境に配慮した都市環境の確保

① 環境に配慮したまちづくりの推進

- ・ 中心市街地や各地域の拠点地区等への居住や都市生活を支える機能の適切な誘導や充実を図り、コンパクトなまちづくりを進めます。
- ・ 環境影響評価（環境アセスメント）制度が適用される場合には、事業者等に対して、環境に十分配慮した開発行為となることを促し、環境汚染の未然防止を図ります。

② 潤いのある都市環境の創造

- ・ 都市公園の整備、学校や公共施設の緑化を進め、緑のネットワークの形成を推進します。
- ・ 植樹、生垣の整備、花いっぱい運動の推進などにより、市街地に花や緑を増やします。
- ・ 市街地におけるムクドリ、カラスの糞害等の被害について、調査・研究を行い、関係機関との連携を図りつつ、市民・事業者等とともに解決に向けて取組を行います。

③ 魅力的な道路づくり

- ・ 自転車放置禁止区域を定め、放置自転車の整理及び撤去作業を実施します。
- ・ ユニバーサルデザインによる道路整備を進め、誰もが行き交うことのできるやさしいまちづくりを推進します。

④ 心地よい感覚環境の保全

- ・ 屋外照明の適切な使用に向けた啓発に努めます。
- ・ 音環境に配慮した空間の創出に努め、本市特有の優れた音風景の保全を図ります。

市民の取組

- ・ 街路樹や公園など身近な自然の保全に努める。
- ・ 家の敷地内での植樹や生垣の整備を図る。

事業者の取組

- ・ 環境に配慮した事業活動を行い、地域の環境保全に努める。
- ・ 街路樹や公園など身近な自然の保全に努める。
- ・ 工場や事業所の敷地内での樹木の植栽や花壇の整備を図る。

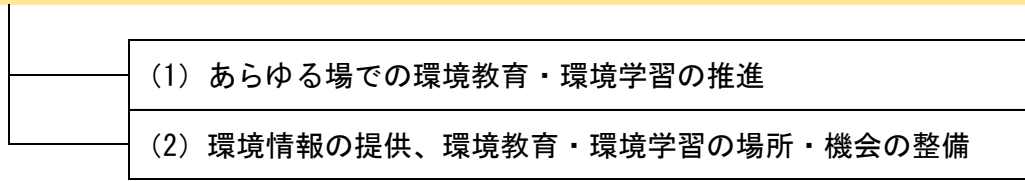
【関連するSDGsのゴール】



【進行管理指標】

進行管理指標	前計画策定時 (平成 21 年度)	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和 7 年度)	備考
生垣設置事業補助対象 延長 (累計)	5, 105m	6, 819m	8, 845m	

4 環境教育・環境学習の推進



【目標】

環境教育・環境学習の推進を図り、市民、事業者の主体的な環境保全への取組を促進します。

4) 環境教育・環境学習の推進

(1) あらゆる場での環境教育・環境学習の推進

① 市民への環境教育の推進

- ・あらゆる年齢層や学習段階に応じた環境教育の推進を図ります。
- ・放射線への正しい理解を促すため、学校での放射線教育の推進を図ります。
- ・本市の環境の歴史や現状について学び、持続可能な未来へ向けた取組に必要な力や考え方が身につくよう環境教育の内容の充実を図ります。
- ・学校や家庭での省エネルギーや省資源の推進の呼びかけや環境問題への意識の向上を図ります。
- ・自然体験活動を通して、子どもたちの環境への関心を高めます。
- ・気候変動や脱炭素社会、再生可能エネルギー、リサイクルなどの環境に関する意識啓発のための各種講座や見学事業、イベントの開催など引き続き実施し、環境について学ぶ機会を設けます。
- ・社会人を対象としたセミナーや市政講座の中に、環境について学ぶ機会を設けます。

② 事業所での環境教育の推進

- ・事業者に対して、社員への環境教育を実施するよう促します。
- ・商工団体等と連携を図り、出前講座の開催や講師の派遣など事業所での環境教育に対する支援について検討します。

市民の取組

- ・身近な自然とのふれあいなどを通して、環境に興味、関心を持つ。
- ・環境問題についての講演会や体験学習、イベントへの積極的に参加する。
- ・環境について学んだことを普段の生活のなかで実践する。

事業者の取組

- ・社員に対する環境教育を実施、環境への意識を高める。
- ・市や各種団体が行う学習会や講演会、セミナーなどに積極的に参加する。
- ・環境について学んだことを事業活動において実践し、環境負荷の低減を図る。

トピックス

ふくしまエコ探検隊

将来にわたり環境を保全していくためには、大人だけではなく、次世代を担う子どもたちが、環境を大切にする意識を持ち、環境にやさしい暮らし方を実践していくことが必要です。

ふくしまエコ探検隊は、市内の小学4～6年生を対象として、福島大学の先生や学生の協力のもと、1年を通じて環境をテーマとした体験型ゲームや身近な地域環境とふれあう自然体験学習などを行い、環境保全への意識の高揚を図っています。

平成13年度（事業開始）から令和元年度までに、延べ575人が“隊員”として活動に参加しました。



水生生物調査（摺上川）



信夫山の散策

(2) 環境情報の提供、環境教育・環境学習の場所・機会の整備

① 環境情報の提供

- ・ 広報紙やホームページ、SNS などあらゆる広告媒体を活用して、環境関連情報の発信、内容の充実を図ります。
- ・ 各種行事において、積極的に分かりやすく環境関連情報を提供します。
- ・ 環境に関する専門的な知識や豊富な経験を有する人材（環境カウンセラーなど）の周知を図ります。
- ・ 環境に関する出前講座の開催や講師の派遣を引き続き実施します。

② 環境学習の場所・機会の整備

- ・ 市の施設において、環境学習や各種団体の交流などの多様な活動を行える場所の整備を図ります。
- ・ 学習センターや学校、公共施設などのネットワークを強化し、環境学習の機会の創出・充実を図ります。

市民の取組

- ・ 環境問題について、自ら情報を収集し、正しい理解を深める。

事業者の取組

- ・ 様々な環境情報を積極的に入手し、日々の事業活動に反映する。
- ・ より環境負荷の少ない事業活動を実施できるよう最新情報の収集に努める。
- ・ 市民や行政などと連携し、環境教育・環境学習の機会、場所、人材、ノウハウなどの提供に努める。

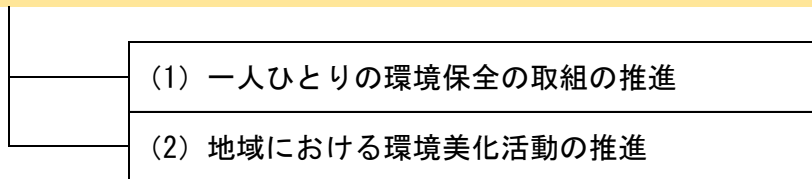
【関連するSDGsのゴール】



【進行管理指標】

進行管理指標	前計画策定時 (平成21年度)	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)	備考
環境に関する出前講座開催数	—	22回	150回(累計) 年間30回以上	新規
環境に関するイベント等の来場者数	—	1,605人	8,500人(累計) 年間1,700人以上	新規

5 環境保全活動の推進



【目標】

各主体の役割に応じた環境保全活動を推進します。

5) 環境保全活動の推進

(1) 一人ひとりの環境保全の取組の推進

① 市民の取組の推進

- ・地域における各種の環境保全活動・ボランティア活動などを推進・支援します。
- ・こどもエコクラブなど、子どもたちの環境保全活動を推進・支援します。
- ・市民が自ら実践できる環境保全のための活動について、市政だよりやホームページなどによる普及啓発を図ります。
- ・地域における環境保全活動を推進する団体・NPOなどの育成・活性化に努めます。
- ・環境保全活動の実施者に対する表彰・顕彰を行い、さらに市民に広く周知することで、地域環境保全の意識の向上を図ります。

② 事業者の取組の推進

- ・自主的な環境保全の取り組みのため、「ISO14001」、「エコアクション21」などの環境管理に関する認証取得を推進します。
- ・自らの事業活動によって生じる環境負荷や環境に対する考え方、取組などについて、環境報告書の作成及び公表を推奨します。
- ・ICTの活用によるペーパーレス化やテレワーク、フレックスタイム制の導入等を促し、通勤交通に伴う温室効果ガス排出や紙の使用量の削減とともに、働きやすい環境や生産性の向上を実現する働き方改革の推進に貢献します。
- ・事業者に対して、原料調達・製造・流通・販売・消費・廃棄など全ての段階において、環境に配慮した事業活動を促します。

③ 市の取組の推進

- ・市民や事業者、学校、各種団体での環境保全の取組への支援を行います。
- ・市が発注する事業では、環境に配慮した工法や再生資材の利用などに努めます。

市民の取組

- ・環境に関する市民の役割を認識し、積極的に行動する。

事業者の取組

- ・「ISO14001」、「エコアクション21」などの環境マネジメントに関する認証取得を通して、環境保全に努める。
- ・原料調達・製造・流通・販売・消費・廃棄など全ての段階において、環境に配慮した事業活動を行う。
- ・事業者間の交流や情報交換に努める。

(2) 地域における環境美化活動の推進

① 環境美化の推進

- ・「福島市ポイ捨てのない美しいまちづくり条例」に基づき、ごみのない美しい環境づくりを推進し、まちの美化に努めます。
- ・市民と市が協働で進めるアダプトプログラム「ふくしまきれいにし隊」などによる道路の清掃活動をPRし、活動を推進します。
- ・市民や事業者との連携により、河川敷や道路沿道などにおける清掃活動を行います。
- ・地域における一斉清掃などの活動を推進します。
- ・地域社会への奉仕の心を養う意識啓発を進めます。

市民の取組

- ・地域清掃活動に進んで参加・協力する。
- ・ポイ捨てのない美しいまちづくりを進めるための活動に参加する。

事業者の取組

- ・地域団体等による環境美化活動に参加・協力する。
- ・従業員に対してポイ捨て行為をしないよう教育・啓発を行う。
- ・飲料や食料など、ポイ捨てされることによってごみの散乱の原因となるおそれのある物を製造、加工、販売する場合には、消費者にポイ捨てしないよう啓発を行う。

【関連するSDGsのゴール】



【進行管理指標】

進行管理指標	前計画策定時 (平成21年度)	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)	備考
「ふくしまきれいにし隊」の登録数	210 団体	239 団体	300 団体	

6 パートナーシップによるネットワーク形成の推進

- (1) 市民、事業者、市が共創した環境保全の取組の推進
- (2) 各種団体等との連携・協力の推進

【目標】
 市民・事業者・市等が環境活動に共創して取り組むため、ネットワーク形成の推進を図ります。

6) パートナーシップによるネットワーク形成の推進

(1) 市民、事業者、市が共創¹³した環境保全への取組

① 市民、事業者、市の連携・協力体制の構築

- ・ふくしま環境基本計画推進協議会において、市民、事業者、行政等が一体となって環境の保全や創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進します。
- ・市民、事業者、市等の連携・協力によって、相互に恩恵を受け、環境のみならず経済・社会的な効果を生むことができる体制の構築に努めます。
- ・環境保全等に取り組む市民団体を支援します。
- ・一人ひとりが環境保全活動に参加しやすくなるよう、地域や団体をまとめるリーダー役の育成・確保を図ります。
- ・事業者に対して、環境に配慮した事業活動への意識啓発や環境保全活動への参加や協力を要請します。
- ・市民や事業者からの環境保全に関する建設的な意見や要望を行政の施策に反映するよう努めます。

② 環境情報の共有化

- ・市で利用できる媒体を生かして情報の広報を広く行い、環境情報の共有化・公開を推進します。
- ・市民や各種団体、事業者などによる環境保全活動の推進に資する環境情報を収集・整理し、広く情報の提供を図ります。
- ・市民団体や事業者の環境に関する活動状況の把握に努めます。

¹³ これまでの「協働」を基本としつつ、その考え方をさらに進化させ、世代や性別等を問わず市民一人ひとり、団体、企業、大学、地域、行政等の多様な主体がお互いの立場を理解し合い、気さくで自由な関係のもと、目標設定の段階から連携し、解決しなくてはならない「地域の課題」を把握・共有するとともに、異なる視点や価値観のもと多方面から意見を出し合いながら解決策の検討を行う。そして、それぞれの特徴を生かしながら積極的に課題解決に向けて実践的な取り組みを展開することにより、地域としての新たな魅力や価値を共に創り上げていくこと。

市民の取組

- ・行政、事業者と積極的な連携を図り、効果的に環境保全活動を実施する。
- ・市民団体等の活動へ参加し、行政、事業者とともに環境保全に努める。

事業者の取組

- ・行政、市民と積極的な連携を図り、事業活動における環境保全への取組を実施する。
- ・環境に関する取組や事業活動を通じて蓄積した知識やノウハウをPRするなど、積極的に情報を発信する。

(2) 各種団体等との連携・協力の推進

① 各種団体等との連携・協力による環境保全活動の活性化

- ・商工団体や農業団体などの各業界団体との連携を強化し、効率的かつ効果的に環境施策の促進を図ります。
- ・環境保全活動等を通じた各種団体、地域間の交流を図り、人の交流や情報交換による環境保全活動の活性化を推進します。
- ・環境に関する最新の技術や取組について、商工団体等と協力して情報収集を行い、本市の環境産業の振興に努めます。

【関連するSDGsのゴール】



【進捗管理指標】

進捗管理指標	前計画策定時 (平成21年度)	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)	備考
環境推進に関する協議会等に参加する団体の数	0 団体	13 団体	20 団体	

第5章 計画の推進

第5章 計画の推進

第1節 計画の推進体制

本計画を実効性のあるものとするためには、庁内各部局はもとより、市民・事業者や関係機関などとの連携・協力により、全体的・総合的な推進を図る必要があります。

このため、以下に示す体制により、関係者が一体となって計画を推進するものとします。

1) 市民、事業者等との連携による計画の推進

環境の保全を図るためには、行政による施策の実行だけでなく、施策に対して市民や事業者等が協力し、それぞれの役割と責任を自覚して環境保全に率先して取り組むことが必要です。

そのため、計画の推進母体として市民・事業者・行政等が一体となり体制を構築した「ふくしま環境基本計画推進協議会」において、引き続き、環境施策の推進方策や進捗管理などに対する意見や提言を協議します。

また、本市としても、実際に環境に関する活動に取り組む市民・事業者等の視点で環境施策の検討を行い、より適切で有効な施策を展開できるよう努めます。

2) 環境審議会

環境審議会は、「福島市環境審議会条例」に規定する市長の諮問機関であり、学識経験のある者、関係行政機関の職員、その他市長が必要と認める者などの12名以内で組織されます。

本審議会において、環境基本計画等の報告を受けて点検・評価を行い、必要に応じて計画の見直しなどについて、専門的かつ広範な見地から審議を行います。

3) 庁内の推進体制（福島市環境政策推進連絡会議）

環境基本計画の施策の対象は広範囲に及ぶため、計画に定める施策の推進に際しては、関係部局間の連携・調整が不可欠です。

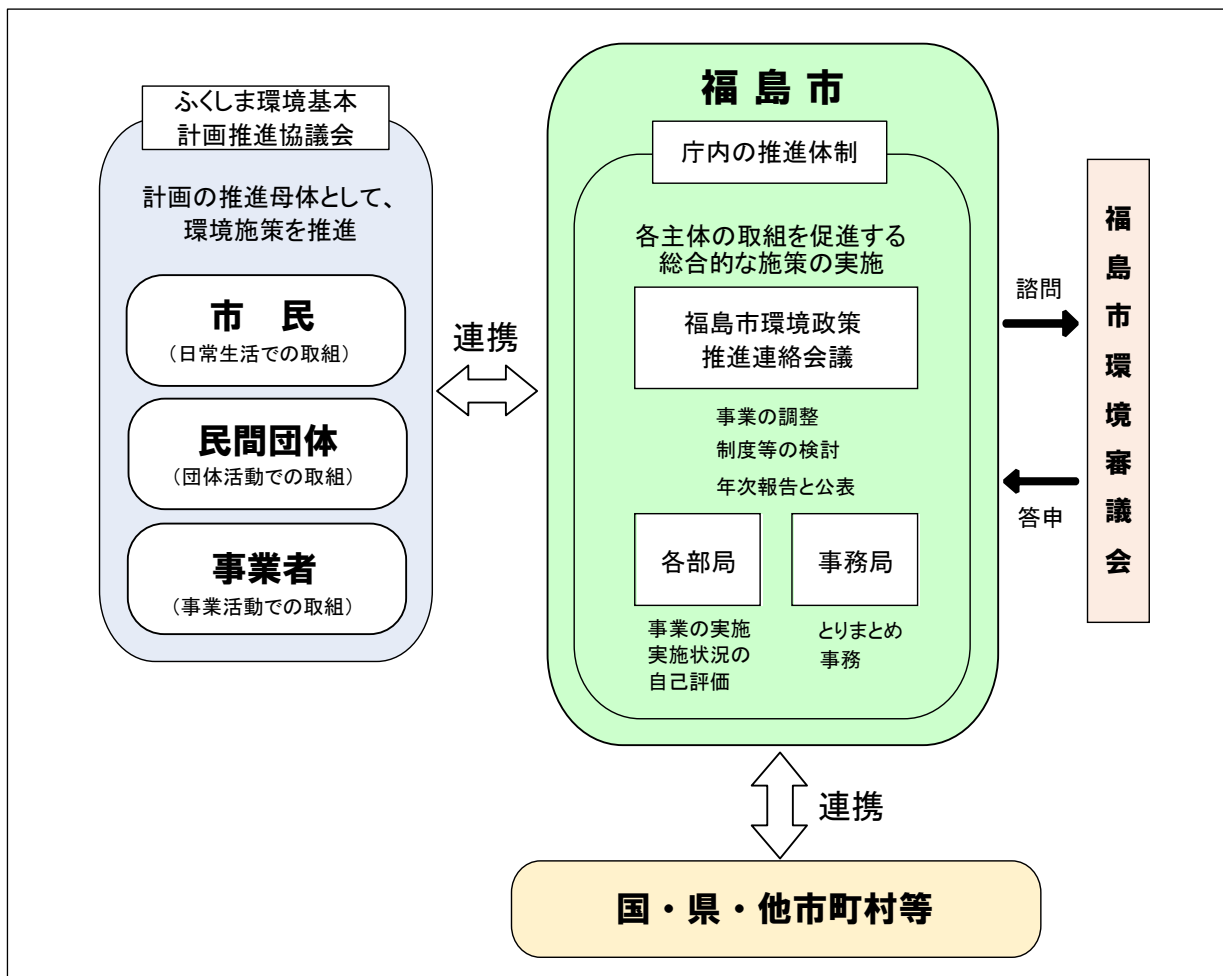
総合的かつ計画的な推進を図るため、環境政策推進連絡会議等において、各施策の進行状況の把握や評価・分析、関係部局間の連携・調整、分野横断的な取組や連携企画の立案など、全庁的な取組を推進します。

4) 国や県、関係機関などとの連携・協力体制の強化

本計画に基づく施策を推進していく上で、国、県、関係機関、隣接する地方公共団体などと積極的に情報共有を行い、密接な連携を図ることが重要です。

特に、大気汚染や水質汚濁、河川、原子力災害、地球温暖化問題などについては、市域を超えた広域的な取組が必要であるため、今後も国や県、関係機関などとの連携・協力体制の強化に努めます。

<計画の推進体制のイメージ>



第2節 計画の進行管理

1) 計画の評価・分析

本計画の進捗状況について、定期的に評価・分析を行うことにより、本市の環境施策について継続的な見直しや統計データ等の根拠に基づく立案を行うものとします。

計画の進捗状況は、環境マネジメントシステムの考え方に基づく「PDCAサイクル」を用いて把握します。この方法は、①計画（Plan）、②実行（Do）、③評価・分析（Check）、④見直し・立案（Act）という手順（サイクル）を基本的に1年単位で繰り返し実践することにより、その時点における計画の進捗状況の把握や課題の抽出などを行います。

また、計画の評価・分析を行う際には、基本施策ごとに設定した進行管理指標を活用するとともに、SDGsで示すゴールも見据えて実施することに努めます。

2) 評価・分析、結果の報告

本計画の進捗状況は年次報告として、庁内における環境政策推進連絡会議において調査・検討するとともに、環境審議会に報告し、意見・指導などを受けるものとします。

年次報告では、計画の全体的な進捗状況、施策の実施状況、環境改善状況などを踏まえて、目標の達成状況を評価・分析するとともに、その結果をもとに、施策や事業の見直し・立案を定期的に検討します。

年次報告の結果については、各年度の「福島環境」として科学的エビデンスを含めてホームページなどを通して市民、事業者に対して公表します。

3) 環境情報の提供

市民、事業者、行政の連携・協力による環境保全の取組を進めるためには、環境に関する情報を共有し、現状や課題などについて共通の認識を持つことが必要です。

このため、広報やホームページなどを積極的に活用し、市民、事業者に対して環境に関する情報提供を行います。

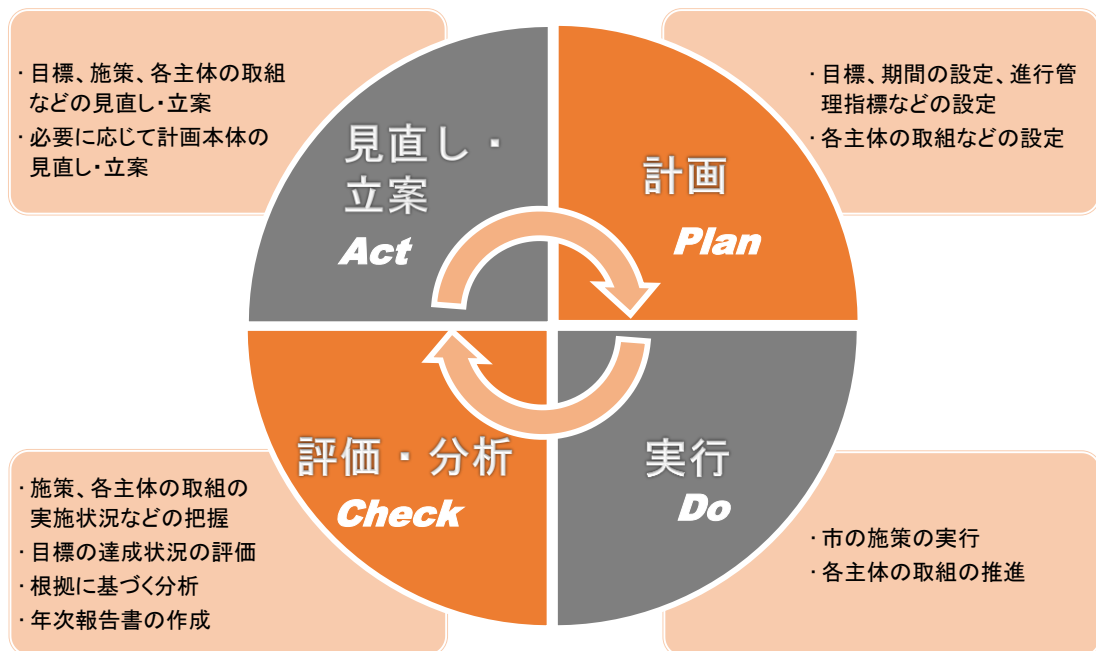
4) 計画の見直し

福島市環境基本計画は、計画期間の更新・延長に際して見直しを行います。

また、計画の進捗状況に関する客観的データ、評価・分析の結果や社会情勢の変化、本市の環境に大きな変化が生じた場合には、関係機関と協議の上、計画の見直しを検討します。

なお、本計画は、新型コロナウイルス感染拡大の影響下において策定したものであることから、本計画で定めた各施策の実施や進行管理指標の運用に当たっては、状況の変化等に応じて柔軟かつ適切に対応します。

<環境マネジメントシステムに基づくPDCAサイクル>



福島市 環境部 環境課

〒960-8601 福島市五老内町3番1号

T E L (024) 535-1111 (代表)

内線 3715・3716

(024) 525-3742 (直通)

F A X (024) 563-7290

Eメール kankyou@city.fukushima.fukushima.jp